

令和 2 年度

包括外部監査結果報告書

「外郭団体（財政的援助団体を含む）の
事業等の適正化について」

令和 3 年 3 月 15 日

島根県包括外部監査人

古 津 弘 也

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査の対象とした特定の事件	1
3 監査の対象期間	1
4 監査の実施期間	1
5 監査の体制	1
6 利害関係	1
7 監査のテーマの選定理由	1
8 監査対象団体の選定	2
9 監査の方法	4
10 監査の結果の記載方法	4
第2章 外郭団体等の運営（総論）	5
第1 本県の外郭団体の定義	5
第2 本県の外郭団体等に対する指導監督	6
第3 本県の外郭団体等との関わりに含まれる問題点	7
第3章 外郭団体等の運営（各論）	15
第1 公益財団法人 ふるさと島根定住財団	15
1 団体の概要	15
2 組織	15
3 財務	16
4 事業	18
5 本団体の課題	20
第2 公益財団法人 しまね文化振興財団	22
1 団体の概要	22
2 組織	22
3 財務	24
4 事業	26
第3 公益財団法人 しまね国際センター	28
1 団体の概要	28
2 組織（令和2年8月1日現在）	28
3 財務	29
4 事業	31

第4	公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会	33
1	団体の概要	33
2	組織（令和2年8月1日現在）	33
3	財務	34
4	事業	35
5	本団体の事務所の使用許可について	36
6	本団体のあり方について	37
第5	公益社団法人 島根県林業公社	39
1	団体の概要	39
2	組織	39
3	財務	40
4	事業	41
第6	特別法人 島根県土地開発公社	45
1	団体の概要	45
2	組織	45
3	財務	46
4	事業	47
第7	特別法人 島根県住宅供給公社	51
1	団体の概要	51
2	組織	51
3	財務	52
4	事業	53
5	本団体の方向性	59
第8	公益財団法人 島根県建設技術センター	60
1	団体の概要	60
2	組織	60
3	財務	61
4	事業	62
5	本団体のあり方について	64
第9	公益財団法人 島根県育英会	65
1	団体の概要	65
2	組織（令和2年8月1日現在）	65
3	財務	66
4	事業	68
第10	公益財団法人 島根県環境管理センター	71
1	団体の概要	71
2	組織	71
3	財務	72
4	事業	74

第11	公益社団法人 島根県畜産振興協会	79
1	団体の概要	79
2	組織	79
3	財務	80
4	事業	81
第12	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	82
1	団体の概要	82
2	組織	82
3	財務	83
4	事業	86
5	本団体の課題	87
第13	公益財団法人 しまね農業振興公社	88
1	団体の概要	88
2	組織	88
3	財務	89
4	事業	90
5	本団体の課題	90
第14	公益社団法人 島根県水産振興協会	91
1	団体の概要	91
2	組織	91
3	財務	92
4	事業	93
第15	一般財団法人 島根県建築住宅センター	95
1	団体の概要	95
2	組織	95
3	財務	96
4	事業	97
第16	公益財団法人 島根県体育協会	100
1	団体の概要	100
2	組織（令和2年8月1日現在）	100
3	財務	101
4	事業	104
第17	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	106
1	団体の概要	106
2	組織	107
3	財務	108
4	事業	109
5	本団体の問題点	111

第18	一般社団法人 しまね縁結びサポートセンター	114
1	団体の概要	114
2	組織	114
3	財務	115
4	事業	116
5	本団体のあり方について	117
第4章	監査を終えて（謝辞）	119

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象とした特定の事件

「外郭団体（財政的援助団体を含む）の事業等の適正化について」

3 監査の対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）。ただし、必要に応じて過年度に遡及するとともに、令和2年度以降の見込みも参考にした。

4 監査の実施期間

令和2年4月から令和3年3月まで

5 監査の体制

包括外部監査人弁護士	古津 弘也
補助者 公認会計士	周藤 智之
補助者 公認会計士	森脇 俊樹
補助者 弁護士	中川 修一
補助者	坂川 宣子

6 利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

7 監査のテーマの選定理由

- (1) 外郭団体（財政的援助団体を含む）は、いわゆる行政改革や民間活力の導入を推進する中で、行政組織を縮小しつつ、増大する行政ニーズに応える役割を果たしてきた。
- (2) しかし、問題点もある。
まず、これらの団体がその設立の目的を達成したにも関わらず存続することによって、却って行政改革が進まないという可能性がある。
また、県の事業との円滑な連携のために、県のOBや県からの派遣職員、出向者がこれらの団体の役員や職員に就任すれば、特定の団体が独占的に県の業務を受託するような事態を招き、市場原理による民間活力の導入という趣旨が没却される可能性もある。
- (3) これまでに本県でも、これらの団体に対して、様々な指針を設けて指導監督や監査が行われてきたが、その対象団体が限定的であったり、県内部での監査に留まっていたりした。
- (4) そこで、県が出資している団体については出資目的に沿って事業が運営され、適正に指導監督がなされているか、県が補助金等の財政援助を行っている団体については補助金が公金として適切に執行され交付目的である成果が十分得られているか、外部の目で監査することとした。

8 監査対象団体の選定

- (1) 本県では、県が出資、出えん等を行い、かつ事業範囲が島根県内である法人を県出資等団体といい、令和2年7月1日現在では下記の37の団体がある。

県出資等団体 一覧表

令和2年7月1日現在
(単位：千円)

県出資等比率50%以上			a	b	b/a		
	団体名称	設立年月	基本財産	県出資等	割合	経営評価	所管課
1	(公財) しまね海洋館	H9.4	100,000	100,000	100.0%	○	しまね暮らし推進課
2	(公財) ふるさと島根定住財団	H4.9	417,000	417,000	100.0%	○	しまね暮らし推進課
3	(公財) しまね女性センター	H10.10	112,050	100,000	89.2%	○	女性活躍推進課
4	(公財) しまね自然と環境財団	H3.7	133,000	123,000	92.5%	○	自然環境課
5	(公財) しまね文化振興財団	H9.3	200,000	200,000	100.0%	○	文化国際課
6	(公財) しまね国際センター	H1.11	1,288,000	1,012,500	78.6%	○	文化国際課
7	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	S54.5	249,150	195,412	78.4%	○	スポーツ振興課
8	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	H5.3	1,514,485	1,339,109	88.4%	○	林業課
9	(公社) 島根県林業公社	S40.6	450,000	225,000	50.0%	○	林業課
10	(一財) くまびきメッセ	H3.9	809,027	515,007	63.7%	○	商工政策課
11	(公財) しまね産業振興財団	S48.4	146,196	146,196	100.0%	○	産業振興課
12	[特] 島根県土地開発公社	S48.4	30,000	30,000	100.0%	○	土木総務課
13	[特] 島根県住宅供給公社	S40.12	10,000	10,000	100.0%	○	建築住宅課
14	(公財) 島根県建設技術センター	H8.3	100,000	100,000	100.0%	○	土木総務課
15	(公財) 島根県暴力追放県民センター	H4.5	428,877	300,000	70.0%	○	警察本部組織犯罪対策課

県出資等比率25%以上50%未満			a	b	b/a		
	団体名称	設立年月	基本財産	県出資等	割合	経営評価	所管課
1	(公財) 島根県育英会	S33.6	534,319	210,000	39.3%		総務課、学校企画課
2	(公財) 島根県環境管理センター	H4.3	224,140	70,000	31.2%	○	廃棄物対策課
3	(公財) 島根県生活衛生営業指導センター	S59.3	4,100	2,000	48.8%		薬事衛生課
4	(公社) 島根県畜産振興協会	S43.3	218,560	90,000	41.2%		農畜産課
5	(株) 島根県食肉公社	S55.5	763,900	265,497	34.8%		農畜産課
6	(株) 出雲空港ターミナルビル	S55.6	330,000	100,000	30.3%		港湾空港課
7	(株) 石見空港ターミナルビル	H3.9	475,000	144,000	30.3%		港湾空港課

県出資等比率25%未満			a	b	b/a		
	団体名称	設立年月	基本財産	県出資等	割合	経営評価	所管課
1	(公財) 邑智郡広域振興財団	H5.3	850,000	178,820	21.0%		地域政策課
2	(公財) ヘルスサイエンスセンター島根	S51.3	10,000	1,000	10.0%		健康推進課
3	(社福) 島根県社会福祉事業団	S40.7	30,000	4,700	15.7%		健康福祉総務課
4	(更生) 島根保護観察協会	S35.7	57,790	5,000	8.7%		地域福祉課
5	(公財) しまね農業振興公社	S45.8	228,700	1,000	0.4%	○	農業経営課
6	[特] 島根県農業信用基金協会	S37.2	4,472,800	481,280	10.8%		農業経営課
7	(公社) 島根県野菜価格安定基金協会	S46.7	363,900	55,000	15.1%		産地支援課
8	(公社) 島根県水産振興協会	H4.10	1,912,650	300,000	15.7%		水産課
9	[特] 島根県信用保証協会	S24.3	19,567,000	4,612,523	23.6%		中小企業課
10	(一財) 島根県東部勤労者共済会	H7.9	100,217	20,000	20.0%		雇用政策課
11	(株) ゆうひパーク浜田	H4.11	60,000	1,000	1.7%		雇用政策課
12	(一財) 島根県西部勤労者共済会	H10.11	54,588	13,000	23.8%		雇用政策課
13	(一財) 島根県建築住宅センター	S49.7	5,000	1,000	20.0%		建築住宅課
14	(公財) 島根県体育協会	S46.3	214,000	35,000	16.4%		スポーツ振興課
15	(公財) 日本ボーイスカウト島根連盟維持財団	S44.8	36,275	3,000	8.3%		社会教育課

(2) 県は、これら県出資等団体のうち、次の各号をみたすものを、「経営評価対象法人」として、条例に基づく経営評価をおこなっている。

経営評価対象法人は、上記(1)の一覧表の「経営評価」欄に○印がある17団体である。

- a. 県が資本金等の2分の1以上を出資している法人
- b. 県がその者のためにその資本金等の2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している法人
- c. 県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する必要があると認められるもの
- d. 県がその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する必要があると認められるもの
- e. 県が資本金等の4分の1未満を出資している法人又はその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額未満の額の債務を負担している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する特別の事情があると認められるもの

(3) 経営評価対象法人は、県が資本金等の一定割合以上を出資していたり、県が相当程度の人的及び財政的支援をしていたりするなど、その運営状況が県の財政に与える影響が大きいため、原則としてこれを本年度の監査対象とすることとした。

ただし、そのうち一昨年度の本県包括外部監査の対象となった県商工労働部の補助金の交付対象として当該団体の経理の大部分が監査対象となった団体、及び昨年度の本県包括外部監査の対象となった公の施設の管理・運営団体については、本年度の監査対象から除外した。

(4) また、本県においては「外郭団体」とは本県が出資・出捐等をしている法人に限られるが、本県の財政に与える影響は、県が出資しているか否かよりも、県が補助金・委託料等により財政的に関与している金額の多寡の方がより深く関係している。

そこで、経営評価対象法人以外の県出資等団体及び本県が出資等をしていない財政的援助団体で、総合的に本県の人的、財政的関与が深い団体を選び、本年度の監査対象に加えた。

(5) このようにして、次の18の外郭団体（財政的援助団体を含む）とその所管課を本年度の監査対象として選定した。

No.	団体名	所管課
1	(公財) ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課
2	(公財) しまね文化振興財団	文化国際課
3	(公財) しまね国際センター	文化国際課
4	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	スポーツ振興課
5	(公社) 島根県林業公社	林業課
6	〔特〕 島根県土地開発公社	土木総務課
7	〔特〕 島根県住宅供給公社	建築住宅課
8	(公財) 島根県建設技術センター	土木総務課
9	(公財) 島根県育英会	総務課、学校企画課
10	(公財) 島根県環境管理センター	廃棄物対策課
11	(公社) 島根県畜産振興協会	農畜産課
12	(社福) 島根県社会福祉事業団	健康福祉総務課
13	(公財) しまね農業振興公社	農業経営課
14	(公社) 島根県水産振興協会	水産課
15	(一財) 島根県建築住宅センター	建築住宅課
16	(公財) 島根県体育協会	スポーツ振興課
17	(社福) 島根県社会福祉協議会	地域福祉課
18	(一社) しまね縁結びサポートセンター	子ども・子育て支援課

9 監査の方法

担当部署への質問、関係書類・帳票類等の閲覧・検討、現地視察等を実施し、外郭団体等の事業及び本県の外郭団体等に対する統制の状況を監査した。

10 監査の結果の記載方法

本年度監査報告書において、監査結果として記載している（指摘事項）または（意見）は、以下の意味で用いている。

「(指摘事項)」とは、

違法行為または不当行為と認められることから是正・改善を求めるもの。

「(意見)」とは、

指摘事項には該当しないが、検討を求めるもの。

〈違法行為〉

- 法令、条例、規則、要綱等（以下「法令等」という。）に形式的な違反がある場合
- 法令等に実質的な違反がある場合
 - ・ 裁量権の逸脱あるいは濫用
 - ・ 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合

〈不当行為〉

- 法定等の形式的な違反はなく、実質的にも違反とはいえないが、次のような場合
 - ・ 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである
 - ・ 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である
 - ・ 社会通念上、適切でない

第2章 外郭団体等の運営（総論）

第1 本県の外郭団体の定義

- 1 外郭団体とは、一般に、官公庁の組織の外にありながら、その官公庁から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体のことである。事業・活動の内容や人事などの面で所管官公庁と密接な関連をもつが、設立の経緯、目的、組織形態、所管官庁の出資割合や出向職員数について、そのあり方は多種多様である。

外郭団体は住民の多様な行政ニーズに応えるという重要な役割を担っており、自治体から多額の出資や補助金等を受けているため、自治体はその運営や事業を指導、監督する必要があるにも関わらず、地方自治法等の法令には外郭団体の定義について明確な規定がなく、その定義は各地方自治体によって異なっている。

- 2 (1) 本県では、「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」（平成14年島根県条例第77号。以下「本条例」という。）を定め、本条例において「県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資し、又は県が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、若しくは損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人」を、「出資法人等」と定義し、その出資法人等のうち、次のいずれかに該当する出資法人等として本条例の別表に掲げるものを、「経営評価対象法人」と定義している。
 - a. 県が資本金等の2分の1以上を出資している法人
 - b. 県がその者のためにその資本金等の2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している法人
 - c. 県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する必要があると認められるもの
 - d. 県がその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する必要があると認められるもの
 - e. 県が資本金等の4分の1未満を出資している法人又はその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額未満の額の債務を負担している法人のうち、県の人的及び財政的支援の状況から経営評価を実施する特別の事情があると認められるもの
- (2) さらに本県では、「島根県外郭団体に関する指導監督指針」（平成16年4月1日施行）（以下「本指針」という。）を定め、本指針の第2において、「県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「基本財産等」という。）に出資又は出えんを行い、かつ事業範囲が島根県内である法人のうち、次の各号のいずれかに該当するもの」を本指針において指導監督の対象となる「外郭団体」と定義している。
 - 1号 本条例別表に掲げる「経営評価対象法人」
 - 2号 県が基本財産等に4分の1以上の出資又は出えんを行っているもの
 - 3号 前2号に掲げるもののほか、年間予算額の2分の1以上が県からの補助金・委託料等によっているなど県との財政的関与が深いもの
- (3) このように、本指針が本条例別表を引用しているため、本県における「外郭団体」の定義は、本条例と本指針の2つを理解することによって初めて明らかになる。

第2 本県の外郭団体等に対する指導監督

1 外郭団体に対する指導監督

(1) 概要

県は、外郭団体に対して、本条例及び本指針に基づき、本指針第2の各号の区分に応じた経営評価を行い、指導監督をしている。【参照：本指針第2の各号】

1号 「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」(平成14年島根県条例第77号。以下「条例」という。)別表に掲げるもの(以下「経営評価対象法人」という。)

2号 県が基本財産等に4分の1以上の出資又は出えんを行っているもの

3号 前2号に掲げるもののほか、年間予算額の2分の1以上が県からの補助金・委託料等によっているなど県との財政的関与が深いもの

(2) 本指針第2の1号に定める法人(経営評価対象法人)に対する指導監督

ア 経営評価対象法人は、毎事業年度終了後遅滞なく経営評価を行い、その結果を記載した報告書(以下「経営評価報告書」という。)を作成し、知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)に提出する。

イ 知事等は提出された経営評価報告書をあらかじめ定めた基準により評価し、評価調書を作成する。これを経営評価報告書とともに議会に提出し、且つ、公表する。

ウ 経営評価報告書及び評価調書は、団体と県がそれぞれ、当該団体の経営を①団体のあり方(存在意義・存続性)、②組織運営(組織体制/運営状況)、③事業実績(目的達成度合)、④財務内容という4つの観点から評価し、評価の目安として「A」、「B」、「C」、「D」の4段階の表示をしている。

(3) 本指針第2の2号に定める法人に対する指導監督

条例に基づく経営評価の項目のうち、当該外郭団体の指導監督にあたって県が必要と認めるものについて経営評価を実施する。

(4) 本指針第2の3号に定める法人に対する指導監督

県との財政的関与に係る事項について、条例に基づく経営評価項目のうち県が必要と認めるものについて経営評価を実施する。

(5) まとめ

このように、県は外郭団体の経営評価の結果、経営改善が必要と認められる外郭団体については、県は当該法人に対し、今後の見通し及び改善策等について報告を求め、適正な指導を行うとともに、必要に応じて経営改善への道筋を明らかにした中長期の改善計画の策定や、外部の経営診断の導入等についても指導する。

2 その他の財政的援助団体に対する指導監督

(1) 概要

県は、本条例及び本指針の外郭団体に該当しない法人その他の団体であっても、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの(以下、「財政的援助団体」という。)に対しては、予算の執行の適正を期するために、一定の指導監督を行っている。

(2) 地方自治法第221条第2項に基づく指導監督

地方自治法第221条第2項は、「普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。」と定めており、県知事は、

- 同条項に基づいて、財政的援助団体に対し、その状況を調査し、報告を求めることができる。
- (3) 財政的援助の根拠となる条例、規則、要綱に基づく指導監督
- たとえば補助金については、鳥根県補助金等交付規則は、補助事業者が知事に対して補助事業等の成果を記載した実績報告書の提出することを義務づけており、知事は補助事業者に対し補助事業の適正な遂行を指示し、補助事業等の遂行ができなくなった場合等において補助金交付決定を取り消すことができるとしており、個別の補助金交付要綱にも同様の定めがある。
- (4) 監査委員による監査
- 地方自治法第199条第7項は、「監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。」と定めている。

第3 本県の外郭団体等との関わりに含まれる問題点

1 業務委託契約における随意契約と再委託

(1) 業務委託契約について

地方公共団体は、民間のアイデアや技術を行政サービスに活かし、また行政コストを抑えるために、民間企業や外郭団体等に地方公共団体の事業を委託している。

本県も、本年度の監査対象団体と業務委託契約を締結し、事業を委託している。

(2) 業務委託契約の方法について

ア 業務委託契約を含む地方公共団体が行う契約は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」(地方自治法第234条第1項)とされている。

そして、同条第2項は「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令(地方自治法施行令第167条、同令第167条の2、同令第167条の3)で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としている。

イ 一般競争入札は、競争入札のうち入札情報を公告して参加申込を募り、希望者同士で競争に付して契約者を定める契約方法のことであり、不特定多数の入札参加者の競争によって契約価格を下げるができる。

最小の経費で最大の行政効果を挙げることができるように、契約の方法について一般競争入札を原則と定めたものである。

ウ また、指名競争入札は、特定の条件により発注者側が指名した者同士で競争に付して契約者を定める契約方法のことである。

指名競争入札は、発注者側が指名基準を定めて入札参加者を指名するため、入札参加者の技術や資力などを一定のレベルに保つことができるというメリットがあるが、他方で一般競争入札よりは競争が制限されるため、契約価格が下がりにくいというデメリットがある。

地方自治法施行令は、一般競争入札では地方公共団体にとって不利になる場合や、契約の性質または目的が一般競争入札に適しない場合などに限って指名競争入札によることができると定めている。

エ 随意契約は国や地方公共団体が競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結する契約方法のことである。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べて手続きが簡略であり、経費の面でも負担が少なく済むというメリットがあるが、他方で競争によって契約価格を下げるができず、馴れ合いや不正による契約価格の高止まりやサービス低下の恐れがある。

地方自治法施行令は、契約の種類に応じて一定の金額を超えない比較的少額の契約や、契約の性質または目的が競争入札に適しないものに限って随意契約によることができると定めている。

オ セり売りは、入札の方法によらないで、不特定多数の者を口頭又は挙手によって競争させる契約方法のことである。

せり売りは、競争ではあるが口頭または挙手によるため、契約の内容が単純で参加者にとって価格の検討がしやすく、また契約金額も比較的low額である場合に限って利用される。

地方自治法施行令も、せり売りによることができる場合を、動産の売り払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合に限るとしている。

(3) 随意契約について

ア 既に述べたとおり、随意契約は、業務委託契約の性質または目的が競争入札に適しない場合等に限って、例外的に許される契約方法である。

イ しかし、実際には地方公共団体の契約の中で随意契約の数は少なくない。本年の監査対象団体においても、次に見るとおり、全ての団体が本県との間で随意契約により業務委託契約を締結している。

ウ 本年度の監査対象団体のうち2団体を除く16団体が本県と業務委託契約を締結しており、そのうち14団体では本県との業務委託契約の全てが随意契約である。

エ 本県では、契約を随意契約の方法によって締結する場合には、契約の稟議書にその契約が地方自治法及び同法施行令が定める随意契約によることができる場合に当たること、いわゆる「随意契約理由」を記載しなければならない。

オ 本年度の監査において、本県と監査対象団体との全ての随意契約について、稟議書の記載を確認したところ、随意契約理由の記載を欠くものはなかった。

しかし、記載されている随意契約理由が、委託業務の内容や契約相手の性質との関係で十分に具体的でないなど、不十分なものがあつた。

島根県と監査対象団体との委託契約金額（令和元年度）

（単位：千円）

No.	団体名	随意契約の有無	委託契約金額(a)	うち随意契約金額(b)	委託契約金額のうち随意契約の割合(b/a)	随意契約のうち再委託の有無	随意契約のうち再委託に掛かる金額
1	ふるさと島根定住財団	有	124,996	124,996	100%	無	
2	しまね文化振興財団	有	54,642	54,642	100%	無	
3	しまね国際センター	有	46,787	46,787	100%	無	
4	島根県障害者スポーツ協会	有	36,088	36,088	100%	無	
5	島根県林業公社	有	34,235	34,235	100%	有	17,307
6	島根県土地開発公社	有	32,081	32,081	100%	無	
7	島根県住宅供給公社	有	407,264	344,232	85%	有	251,317
8	島根県建設技術センター	有	47,082	44,915	95%	有	14,703
9	島根県育英会	無	0	0		無	
10	島根県環境管理センター	無	0	0		無	
11	島根県畜産振興協会	有	286,712	286,712	100%	無	
12	島根県社会福祉事業団	有	61,573	61,573	100%	無	
13	しまね農業振興公社	有	4,160	4,160	100%	無	
14	島根県水産振興協会	有	102,174	102,174	100%	有	4,492
15	島根県建築住宅センター	有	50,993	50,993	100%	有	23,814
16	島根県体育協会	有	260,384	260,384	100%	無	
17	島根県社会福祉協議会	有	181,753	181,753	100%	無	
18	しまね縁結びサポートセンター	有	32,037	32,037	100%	有	767

(4) 随意契約で委託された業務の再委託について

ア 本県が外郭団体等と業務委託契約を締結する際に用いる標準契約書には、受託者が受託した業務を更に第三者に委託すること（以下、「再委託」という。）を禁止する旨の条項が含まれている。

(再委託の禁止)

「第〇条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない、ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」

イ 再委託が原則として禁じられているのは、委託者の知らないうちに契約の履行の全部又は一部が第三者によってなされると、委託者が受託者に期待していた技術、経験、資力、経験、業務の品質等に変更が生じ、契約の目的が果たされなくなる恐れがあるからである。

ウ 本県と業務委託契約を締結している監査対象団体16団体のうち、6団体がその受託業務の一部を再委託している。

エ 本年度の監査において、これらの再委託についてあらかじめ本県の書面による承諾を得ているか、承諾書面の存在を確認したところ、業務委託契約書に再委託禁止条項がない契約が1件あり、また承諾書面がない契約が数件あった。

ただ、これらの承諾書面のない契約においては、契約締結前の所管課と当該団体との協議において契約内容自体（委託業務の性質）から再委託を前提とすることの合意があった。

(意見)

外郭団体とは、一般的に官公庁の組織の外にありながら、その官公庁から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体のことである。

本県の外郭団体等も、その設立のときから本県の業務と密接な関連をもっているため、本県と監査対象団体との業務委託契約のほとんどが随意契約であることは、自然なこととも思える。

しかし、随意契約は競争入札を原則とする契約方法の例外なのであるから、契約の相手方としてその団体が唯一の相手方なのかを慎重に検討し、その検討した過程を稟議書の随意契約理由にできるだけ具体的に記載すべきである。

また、本県以外の地方自治体において、随意契約についての標準的な解釈・指針を示したガイドラインを定めている例があるので、本県においても同様のガイドラインの策定を検討すべきである。

(意見)

随意契約は、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとして、当該契約の相手方として最も相応しい者と任意に締結する契約方法である。

そうであるとすれば、随意契約によって委託された業務が再委託されることは、「最も相応しい者」という判断に疑問を生じさせることであり、再委託の承諾はその再委託の理由と範囲について、慎重になされなければならない。

再委託の承諾を慎重になすために、契約締結前の所管課と当該団体との協議において契約内容自体（委託業務の性質）から再委託を前提とするとの合意があったとしても、業務委託契約書には必ず再委託禁止条項を入れ、再委託の承諾は必ず書面であることを徹底すべきである。

2 本県職員の派遣

(1) 本県が外郭団体等に職員を派遣することの利点と問題点

本県から外郭団体等への職員の派遣は、県と団体との連携を円滑にし県民の生活の向上に資する。他方で職員派遣が常態化すれば、団体の自主独立性が害され、市場原理による民間活力の導入という外郭団体が持つメリットが活かせなくなるおそれがある。

(2) 本県の外郭団体への職員派遣に関する考え方

上記のような問題点があることを前提に、本指針においても、県と外郭団体との関与のあり方として、「県の外郭団体への人的関与については、外郭団体の設置の目的、自主性及び独立性を考慮し、その必要性を十分検証した上で、最低限かつ適切な内容とすること」とし、県からの職員の派遣については、「原則として法人の設立当初に限ること。現に派遣している場合、新たに派遣を行う場合には、適切な終期の設定を図ること。」と定めている。

(3) 本県職員の外郭団体等への派遣状況

ア 本県職員の外郭団体等への派遣状況は、つぎのとおりである。

(単位：人)

No.	設立年月	団体名	派遣職員数
1	平成4年9月	(公財) ふるさと島根定住財団	4
2	平成9年3月	(公財) しまね文化振興財団	0
3	平成元年11月	(公財) しまね国際センター	0
4	昭和54年5月	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	0
5	昭和40年6月	(公社) 島根県林業公社	4
6	昭和48年4月	〔特〕 島根県土地開発公社	0
7	昭和40年12月	〔特〕 島根県住宅供給公社	0
8	平成8年3月	(公財) 島根県建設技術センター	4
9	昭和33年6月	(公財) 島根県育英会	0
10	平成4年3月	(公財) 島根県環境管理センター	0
11	昭和43年3月	(公社) 島根県畜産振興協会	0
12	昭和40年7月	(社福) 島根県社会福祉事業団	0
13	昭和45年8月	(公財) しまね農業振興公社	4(※)
14	平成4年10月	(公社) 島根県水産振興協会	0
15	昭和49年7月	(一財) 島根県建築住宅センター	0
16	昭和46年3月	(公財) 島根県体育協会	0
17	昭和27年6月	(社福) 島根県社会福祉協議会	0
18	平成28年4月	(一社) しまね縁結びサポートセンター	2

(注) 人数は、令和2年8月1日現在である。

(※) うち1名は県兼務

イ 上記一覧表で見るとおり、本年の監査対象団体のうち、本県職員の派遣を受けている団体は5団体であった。しまね縁結びサポートセンターが設立から4年余りであり設立から比較的経過期間が短い、他の4団体は設立から20年以上が経過しており、職員派遣は法人の設立当初に限るという原則に反している。

ウ 団体及び所管課に対するヒアリングで、団体の設立から相当期間が経過しても本県職員の派遣が継続している理由を聴取すると、県から団体へ新たな業務の委託等があり改めて県と団体の連携を強化する必要があったり、団体の事業規模が縮小していく過程にあって派遣職員の人数を減らしていったが、未だ完全に派遣を終了するに至らないなどということであった。

(意見)

県が団体と連携して事業を遂行する際に、職員を派遣することが最も意思疎通がしやすく円滑にいくことは理解できる。

しかし、まず、県の側から見ると、派遣職員に掛かる経費を十分に意識する必要がある。県職員（一般行政職）の平均給与（令和元年度）は617万8408円であり、派遣職員の給与を県が負担している団体にあつては、職員を4人派遣すれば県が約2400万円の人件費を負担することになる。しかも、団体に対する補助金の交付や委託契約の締結の場合には、補助事業や委託事業の範囲でいかなる業務に何人の人員を要するか細部まで積算することが可能であろうが、団体の業務全般に従事する職員派遣の場合には、その業務量を細部まで検討することが困難であるために、最低限かつ適切な派遣でなくなる恐れがある。

また、団体の側から見ると、県から出資を受け、または補助金あるいは委託料を受けて財政的援助を受けたうえに団体の事業に精通した職員の派遣を受ければ、団体の職員体制や人事といった組織運営や事業計画全体についても県の意向を第一に考えるような依存的な姿勢になり、団体としての自主性を失う恐れがある。

実際、県職員の派遣を受けている5つの団体についても、派遣の必要性和理由は理解できるものの、派遣の終期や派遣職員がいなくなったあとの職員構成、事業計画について具体的な計画を示した団体はなかった。

そこで、県職員の団体への派遣については、本指針で定めた原則を厳格に適用し、原則として法人の設立当初に限ること、現に派遣している場合、新たに派遣を行う場合には、適切な終期の設定を図ることを徹底すべきである。

3 本県OB職員の採用

(1) 地方公務員が退職後に外郭団体等に再就職することの利点と問題点

一般に、地方公共団体の主に幹部クラスの職員が、役所を退職した後に、当該地方公共団体が所管する外郭団体や出資法人、民間企業等をあっせんされ、「理事」や「取締役」等の役員として再就職することがある。

再就職を受け入れる外郭団体等にとっては、自治体OB職員の知識と経験を団体の業務に活かすことができる、自治体OB職員を通じて役所との円滑な協力関係を築くことができるなどのメリットが認められる。

しかし、本来、外郭団体等は、いわゆる行政改革や民間活力の導入を推進する中で、行政組織を縮小しつつ、増大する行政ニーズに応えるために設立されてきた。

そうであるのに、自治体OB職員が外郭団体の役員や職員に就任すれば、特定の外郭団体等が独占的に県の業務を受託するような事態を招き、市場原理による民間活力の導入という趣旨が没却される可能性がある。

また、特定の団体において、実質的トップのポストに自治体OB職員が就任することが常態化すれば、外郭団体の自立性自主性は失われ、プロパー職員の士気が下り、外郭団体の長所は失われてしまう恐れがある。

(2) 本県の退職管理制度の概要

このような、いわゆる「天下り」の弊害を防止するため、地方公務員法と本県条例によって、元職員（OB職員）による働きかけ規制や再就職の届出・公表を内容とする退職管理制度が創設され、平成28年4月1日から施行された。

本県の退職管理制度の概要は、次のとおりである。

ア 元職員による働きかけの禁止

- ① 営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間の職務に属することに関して、現

職員へ働きかけすることを離職後2年間は禁止される。

- ② 離職した日の5年前の日より前に管理職であった元職員については、当該職に就いていた職務についての働きかけも離職後2年間禁止される。
- ③ 自ら決定した（最終決裁者になった）契約等については、期限の定めなく働きかけを行うことが禁止される。
- ④ 元職員から働きかけを受けた現職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

イ 再就職情報の届出

- ① 地方公共団体は、条例で元職員に対し、再就職情報の届出を義務付けることができるとされ、本県では「職員の退職管理に関する条例」や「島根県職員の再就職に関する指針」により、管理職であった元職員が、離職後2年間、営利企業等の役職員に就く場合、管理職であった元職員の再就職情報の届出を義務化する。
- ② 届出は「島根県職員の再就職に関する指針」に定める様式による。

ウ その他

- ① 地方公共団体は、再就職状況の公表など、退職管理の適性の確保のため、必要な措置を講じることとされ、本県では「島根県職員の再就職に関する指針」（本報告書巻末に資料として添付する）により、再就職状況を公表する。
- ② 働きかけ規制に違反した場合や不正な求職活動をした場合等には懲役や罰金などの制裁措置が課される。

(3) 本年度監査対象団体における本県OB職員の採用状況

ア 本年の監査対象団体ごとの本県OB職員の採用状況は、次のとおりである。

No.	団体名	理事 (人)	職員 (人)	実質的トップへの県OB の採用	役職名	給与	退職金 (有無)
1	ふるさと島根定住財団	2	0	有	理事長	上	無
2	しまね文化振興財団	2	0	有	専務理事	上	無
3	しまね国際センター	1	0	有	常務理事 兼事務局長	上	無
4	島根県障害者スポーツ協会	1		県社協 に同じ	常務理事 (県社協と兼務)	上	無
5	島根県林業公社	1	9	有	専務理事	上	無
6	島根県土地開発公社	3	2	有	常務理事	上	無
7	島根県住宅供給公社		2	有	常務理事	上	無
8	島根県建設技術センター	1	3	有	理事長	上	無
9	島根県育英会	3	1	有	常務理事 兼事務局長	上	無
10	島根県環境管理センター	1	1	有	専務理事	上	無
11	島根県畜産振興協会	1	1	有	専務理事	下	無
12	島根県社会福祉事業団	3	1	有	理事長	上	無
13	しまね農業振興公社	2	9	有	専務理事	上	無
14	島根県水産振興協会	1	1	有	専務理事	上	無
15	島根県建築住宅センター	2	0	有	理事長	上	無
16	島根県体育協会	1	1	有	専務理事	上	無
17	島根県社会福祉協議会	1	3	有	常務理事	上	無
18	しまね縁結びサポートセンター	1	2	有	常務理事 兼センター長	上	無

※ 「理事（人）」欄、「職員（人）」欄は、当該団体の理事または職員のうち、本県OB職員の人数である。

※ 「実質的トップ」とは、役員であるか職員であるかに関わらず、①常勤で、②日当ではなく年または月により金額の確定した給与または報酬があり、③当該団体の意思決定に関与しまたは当該団体の業務執行の中核を担う役職にある者を言う。

※ 「給与」欄は、当該団体の実質的トップが得ている給与（年額）について、島根県再任用職員（常勤）の給与総額の予算単価（年額）（一般職 給料、賞与、通勤手当等（標準）、共済費（いわゆる社会保険料、雇用保険料に相当）等を全て含む）と金額を比較して、当該団体の実質的トップの方が高額であれば「上」とし、低額であれば「下」とし、不明であれば「-」としている。

イ 上記一覧表で見るとおり、本年の監査対象団体の全てで、県OB職員が団体の実質的トップに就任している。また、団体に対するヒアリングによれば、現時点だけでなく、実質的トップに県OBが就任することが続いている団体が多く見られた。

これは、本県においても人事の面で外郭団体と県の結びつきは強く、外郭団体の自立性自主性が失われる恐れがあることを示している。

ウ 各団体の実質的トップ（県OB職員）の待遇について、役員給与規定等に退職金を支払う旨の定めがある団体は無く、また実際に退職金を支給している団体も無かった。

エ 各団体の実質的トップ（県OB職員）の給与について、島根県再任用職員（常勤）の給与総額の予算単価（年額）と比較した場合に、県再任用職員よりも高額（上）である団体が18団体中17団体（94%）であり、これよりも低額（下）である団体が1団体であった。

外郭団体がその実質的トップに十分な給与を支払うことは、有能な人材を獲得するためには必要なことである。また、外郭団体の実質的トップは団体の業務について中心的役割を担い重い責任を負っているのに対し、県再任用職員は行政職3級（主任級）の給料を支給され、県の各部署においていわば中堅どころとしての役割を担っているのであって、両者が担う業務や責任は大きく異なっている。

そのため、外郭団体の実質的トップの給与が県再任用職員の給与の予算単価よりも高いことは妥当なことと考えることもできる。

しかし、県が外郭団体に多くの補助金（団体の管理運営費の補助を含む）や委託料を支出しており、多くの外郭団体の実質的トップを県OBが占めているという現状においては、給与面で有利な再就職先として、県OBが外郭団体の実質的トップに就任することが常態化してしまう恐れがある。

オ 団体に対するヒアリングで、団体が県OB職員を採用する理由を聴取すると、概ね4つの理由があった。以下では、その理由を紹介し、それぞれの問題点を整理する。

理由①「団体を所管する部局のOB職員は団体の事業の専門性に精通している」

たしかに、OB職員の知識と経験を団体の業務に活かすことができることは、OB職員を採用するメリットのひとつである。

しかし、監査対象団体の中で、所管課等の団体の業務と関連性のある部局のOBを採用している団体は必ずしも多くなかった。

また、本県の退職管理制度が離職前5年間の職務に属することに関しての現職員へ働きかけを禁じていることから分かるように、離職前の職務と団体の業務に関連性があれば、役所と団体との癒着や、役所内での人間関係のしがらみによる団体の業務の硬直性を招くおそれがある。

理由②「県の幹部職員を経験した者は行財政運営の仕組みに精通している」

たしかに、外郭団体は「島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例」において、県とともに行政目的を効果的に達成する存在と位置づけられている。

そのため、県OBの県在籍中の業務と外郭団体の事業と直接の関連性がない場合でも、

県の行財政運営の仕組み全般に精通している役員や職員がいることにより、外郭団体としての役割をより果たしやすくなることはありうる。

しかし、一面において県の行財政運営の仕組みに精通しているということは、他面においてその仕組みに捕らわれて、県とは異なる自由な発想や、柔軟な組織運営が難しくなるという恐れがある。

理由③「県の幹部職員を経験した者は組織の運営（マネジメント）能力に優れている」

たしかに、本県において、鳥根県庁は最大の人員と予算を要する組織であり、その管理職を経験したOB職員は、その業務や専門が異なる分野においても、組織を運営する能力が高い場合が多い。外郭団体等が設立から日が浅く、団体内に業務経験豊富なプロパー職員が育っていない場合や、外部の人材を求めて公募をしても適当な人材が得られないような場合には、OB職員のマネジメント能力を利用すべきであると思われる。

しかし、外郭団体等の強みは、県とは異なる柔軟な発想や、小回りが利く小さな組織での迅速な意思決定ができることにあるのだから、県と同じマネジメント能力を求めて、県OB職員が実質的トップに就くことが常態化することは望ましくない。団体としては、プロパー職員が業務経験を積むことによって、当該団体それぞれに相応しいマネジメント能力を身につけることができるように、人材育成プラン（キャリアパス）を作るべきである。

また、プロパー職員の人数や年齢構成などから実質的トップに就くのに適するプロパー職員がいない場合には、公募により民間企業等で同種の事業を経験している人材を求めることを検討すべきである。

理由④「人口減少等により県からの業務委託や補助金が減少していく中で、プロパー職員を新卒で採用しても、雇用を続けていくことが難しい」

たしかに、総じて各団体の県への財政依存率は高く、外郭団体等の収入は県からの委託事業や補助金に依存していることが多い。県OB職員であれば、再就職してからの雇用年数は限られるので、昇給や退職金の積立を考慮する必要がなく、採用しやすい。

しかし、財政的に県に依存しているので、人材的にも県に依存せざるを得ないというのでは、県とは異なる民間の活力を活かすという外郭団体等の長所が失われてしまう。県に財政的及び人材的に依存する度合いが高く、団体としての自立性と自主性が保てない場合は、団体のあり方が県民のニーズに適合していない可能性もあり、団体の統廃合も検討する必要がある。

（意見）

このように、外郭団体等が本県OB職員を採用することには利点もあるが、問題もある。

そこで、①既存の「退職者紹介制度」を厳格に運用し、OB職員採用の必要性と理由、プロパー職員の登用や公募では必要な人材を得られない理由を明らかにするとともに、②OB職員を採用する際にはプロパー職員らの意思が反映される仕組み（例えば、紹介申込みにつき事前に団体プロパー職員の意見を聴取するなど）を作り、③県OB職員を採用している団体には定期的に役員職員の構成とプロパー職員採用のプランの提出を義務づける、など団体の自主性、自立性が損なわれないような仕組み作りを検討すべきである。

第3章 外郭団体等の運営（各論）

第1 公益財団法人 ふるさと島根定住財団

1 団体の概要

所在地	島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3F								
所管課	地域振興部しまね暮らし推進課	設立年月日	平成4年発足。平成23年4月1日、公益財団法人として認定。						
設立目的	若年者の県内就職の促進、県外からのUIターンの促進及び活力と魅力ある地域づくりの促進を図り、もって、本県における人口定住に寄与する								
事業内容	(1) 若年者の県内就職の促進のため、情報提供事業やキャリア形成支援、企業理解の場の創出等を行う事業 (2) 県外からのUIターンの促進のため、定住総合情報の提供やUIターン希望者等の受入等を強化する事業 (3) 活力と魅力ある地域づくりの促進のため、地域の活性化を担う人々等の連携支援等を行う事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業								
役員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
	人数	常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
		1	8	9	20	4	0	46	66
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	417,000			417,000			100.0%		

本団体は経営評価対象団体である。令和元年度の経営評価では、団体のあり方、組織運営、事業実績については「A（良好である）」評価であり、財務内容については「B（ほぼ良好である）」であった。

2 組織

(1) 組織体制

- 理事会（理事7名、監事2名）－財団事務局（4）－
- －総務課（5）
- －UIターン推進課（13）
- －地域活動支援課（9）
- －ジョブカフェ事業課（21）
- －石見事務所（12）
- －移住支援サテライト東京（5）

*（）内は職員数（但し、事務局長1名及び事務局次長2名が課所長を兼務）

(2) 本県OB職員、派遣職員

理事のうち、理事長が本県OB職員である。

職員のうち、4名が本県からの派遣職員である。

(意見)

◎ 派遣職員について

本県から外郭団体等への職員の派遣は、県と団体との連携を円滑にし県民の生活の向上に資するが、他方で職員派遣が常態化すれば、団体の自主独立性が害され、市場原理による民間活力の導入という外郭団体が持つメリットが活かせなくなるおそれがある。そのため、本県から外郭団体等に職員を派遣する場合には、その目的、派遣期間、事務分掌が明確でなければならない。

本団体について言えば、本団体は平成4年に発足して約28年が経過しており、プロパー職員が16名いるにも関わらず、本県が本団体設立以来継続して職員を派遣し、現在も4名もの職員を派遣することが必要かが問われるところである。

この点について、県は平成28年、平成29年に、本団体に対する県派遣職員2名を引揚げたが、その後、県から本団体に移管された「しまコトアカデミー」事業を円滑に引き継ぐために1名、本団体が新たに設置した「しまね移住支援サテライト東京（東京拠点）」の立ち上げのために1名の合計2名を改めて派遣した。事業の引継時や事務所の新規設置時には、県と団体の緊密な連携が求められるし、引継事業や東京での業務の経験のある県職員が、団体の当該事業を担当する部署や東京事務所で業務にあたることには、その派遣の目的と事務分掌が明確であるといえる。

もっとも、事業の引継等が一段落して、派遣の目的が達せられたときには、再び派遣職員を引き揚げるべきである。

また、現在、本団体の事務局長は県派遣職員が務めているが、事務局長が本団体の事務局を総括する重要な地位であることからすれば、将来的には団体の中で経験を積んだプロパー職員が事務局長を務めることができるようにプロパー職員の人材育成を進めるべきである。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	107,352	流動負債	101,230	経常収益	702,670
現金及び預金	85,932	未払金	99,059	基本財産運用益	2,082
未収金	21,206	預り金	2,171	特定資産運用益	11,627
その他の流動資産	214			受取補助金等	683,143
固定資産	2,092,118	固定負債	38,758	その他	5,818
基本財産	417,000	退職給付引当金	38,758	経常費用	697,185
定期預金	417,000			事業費	676,199
特定資産	1,654,342	負債合計	139,988	役員報酬	2,581
退職給付積立資産	38,758	指定正味財産	2,032,584	給与・賃金	183,798
地域雇用促進環境整備積立資産	1,595,495	寄附金	2,012,495	法定福利費	31,884
ふるさと島根定住支援積立資産	20,089	県補助金	20,089	賃借料	59,628
その他の固定資産	20,776	一般正味財産	26,898	その他	398,308
		正味財産合計	2,059,482	管理費	20,986
資産合計	2,199,470	負債・正味財産合計	2,199,470	役員報酬	3,871
				給与・賃金	10,870
				賞与	0
				法定福利費	3,141
				賃借料	1,052
				その他	2,052
				当期経常増減額	-15,513
				経常外収益	0
				経常外費用	0
				当期一般正味財産増減額	-15,513

ア 地域雇用促進環境整備積立資産

特定財産のうち「地域雇用促進環境整備積立資産」は、もとは当時の労働省の雇用環境整備事業のために造成された基金であり、その基金を運用した運用益で事業をおこなうためのものであった。同基金は一部取り崩された後、現在は約16億円の積立資産とし、そのうち14億円余りが有価証券で運用され、当団体の自主財源となっている。有価証券の運用は、「公益財団法人ふるさと島根定住財団資産管理運用方針」に基づいて行われている。

イ 賃借料

本団体は本部事務所（面積597.41㎡）を松江テルサに置き、その賃借料及び共益費として、年間約2400万円を支払っている。これは、本県の他の外郭団体の本部事務所の使用料と比較すると相当高額である。

本団体の本県への財政的依存率が90%を超えていることからすると、賃料が比較的高額になる松江駅前の建物を賃借するのではなく、県所有建物の使用等によって賃料の削減を図るべきとも思える。

しかし、本団体が現在の松江テルサに事務所を置くことには、①本団体のジョブカフェしまね運営事業において利用がしやすくて入りやすい雰囲気的面談（コンサルティング）スペースや談話（カフェ）スペースを確保できることや、同建物内にハローワーク松江の出先機関があり就職活動における相乗効果が期待できること、②当団体のUIターン支援事業において県外者が出雲空港に降り立ち、バスで松江駅前まで来て当団体で相談を受け、そこから企業体験、産業体験等の現地に向かい、また当団体に戻ってから帰る、といった利便性がUIターン希望者にアピールする効果も大きいことなど、相当な合理性が認められる。

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	106.0%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	93.6%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	3.0%	管理費比率＝管理費/（事業費＋管理費）
事業費に係る人件費率	32.3%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	85.2%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.7%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	100.8%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	93.9%	（補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入）/経常収益
受託事業収益率	17.8%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	76.1%	補助金収入/経常収益

補助金、委託料による本県への財政的依存率は93.9%と高い。

(3) 本県からの財政支出（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補助金	478,636	466,176	534,739
負担金	0	0	0
指定管理料	0	0	0
委託料（指定管理料除く）	123,594	142,507	124,996
借入金	0	0	0
合 計	602,230	608,683	659,735

4 事業

(1) 概要

本団体の設立当初は、学生向け就職ガイダンスや県内企業の雇用環境整備への支援、UIターン希望者に対する情報提供など、「就職支援」を中心とした事業を実施してきた。

平成8年からは事業展開の幅を大きく広げ、UIターン希望者に実際に農林水産業等に從事してもらう産業体験事業や定住促進に向けた情報発信、定住に関する総合相談、人口定住の基盤となる地域づくり・地域活性化など先導的事业への支援などにも取り組み、「就職支援」、「UIターン」、「地域づくり」を3本柱として、次の事業を実施している。

ア 就職支援：若年者を中心とした県内就職促進

- ① 若者の就職支援事業（ジョブカフェしまね運営事業）
- ② 学生登録制度「しまね学生登録」
- ③ UIターン志望学生の就職活動応援事業
- ④ 大学生等インターンシップ助成事業

イ UIターン：県外からのUIターンの促進

- ① UIターン無料職業紹介事業
- ② UIターン企業体験事業（交通費助成）
- ③ しまねUIターン応援カード
- ④ わくわく島根生活実現支援事業
- ⑤ UIターンしまね産業体験事業
- ⑥ UターンIターン情報誌の作成
- ⑦ UターンIターンイベントの開催

ウ 地域づくり：活力と魅力ある地域づくりの促進

- ① 地域づくり人材育成支援事業
- ② 地域づくり応援助成事業（外部人材参画型）
- ③ 地域づくりフォローアップ支援事業
- ④ クラウドファンディング活用支援事業
- ⑤ 社会貢献活動促進事業
- ⑥ UIターン定着支援交流事業
- ⑦ しまね田舎ツーリズム促進事業
- ⑧ 関係人口の拡大

(2) 主な就職支援事業

ア ジョブカフェしまね運営事業

ジョブカフェしまね（以下、「ジョブカフェ」という。）による就職支援の特徴は、ハローワー

クによる就職支援と異なり、直接に企業と求職者をマッチングする前段階に力を入れているということである。

ジョブカフェは、キャリアカウンセリングという手法を使って、若者が求人に応募する前段として、若者の求職者に対して自分の適性や適職が何かを診断したり、応募書類の作成のアドバイス、就職後のフォローアップをするなど、一人一人に応じたサポートを行っている。

(ジョブカフェ来所者・相談実績) (単位：人) ()：率

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
来所者(延べ人数)	8,364	8,475	7,642	7,253
松江センター	5,765	6,273	5,828	5,450
浜田ブランチ	2,599	2,202	1,814	1,803
個別キャリア相談	4,763	5,192	4,458	4,625
松江センター	3,113	3,758	3,223	3,270
浜田ブランチ	1,650	1,434	1,235	1,355
学 生	3,234(67.9)	3,515(67.7)	3,144(70.5)	3,111(67.3)
既 卒	1,529(32.1)	1,677(32.3)	1,314(29.5)	1,514(32.7)

イ 学生登録制度「しまね学生登録」

「しまね学生登録」は、将来島根県での就職を希望する、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在学中の学生を対象として、登録者に地域の情報や企業情報、求人情報の提供等を行う制度である。

その登録をしてもらうために、本団体職員が県内の高校を回って、学生登録制度の趣旨説明をし、高校3年生に登録用紙(氏名、出身校、進学先、住所、メールアドレス等を記入する)を配布して、その回収もしている。これにより登録学生数は12,000人余り(R1年度)、高校3年生の約8割が登録している。

(しまね学生登録の登録状況) (単位：人)

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
有効登録者	8,977	10,490	11,319	12,030
新規登録者	4,370	4,020	4,192	4,074
高校卒業時の登録率	72.6%	78.3%	77.4%	83.3%

(3) 主なUIターン支援事業

UIターンしまね産業体験事業

「UIターンしまね産業体験事業」は、島根県外在住者が県内受入先で一定期間、農林漁業や伝統工芸、介護等の産業体験を行う場合に、滞在に要する経費の一部を助成する事業である。

移住を希望する側は産業体験によって自分の適性を見極めたり、自信を付けたりすることができる。また他方で、受け入れる側にとっても移住希望者に対する理解を深めることができ、お互いのミスマッチを防いでいる。

平成8年度の制度創設以来、体験者の約5割が引き続き県内に定着するなど、事業の効果が上がっている。

産業体験事業の実績（単位：人、％）

認定年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	H8～R1
認定者	90	90	88	83	2,010
体験終了者	90	68	64	9	1,906
うち定着者	72	60	49	6	968
定着率	80	82.1	76.6	(一)	50.8

(4) 主な地域づくり支援事業

しまね田舎ツーリズム推進事業

「しまね田舎ツーリズム推進事業」は、県内の地域資源等を活かした地場体験など、都市住民と地域住民との交流など、UIターン希望者など都市の方々との関わりを深めることを目的とした事業である。

(5) 県の施策、事務事業に対する評価

県は事務事業として「UIターンしまね推進事業」を行い、当団体がその実働部隊として事業を行っている。

県の令和元年度事務事業評価シートによれば、同事業の主たる成果参考指標として「UIターン者受入数」と「ふるさと島根定住財団の産業体験事業参加者の定着数」をあげ、その目標値と実績値は次のとおりである。

成果参考指標		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	単位
指標名	UIターン者受入数	目標値	100	200	300	400	500	人増
		(取組目標値)						
式・定義	UIターン者数（島根県人口移動調査による） ※目標値はH26年度実績に対する増加人数	実績値	140	264	4	-212		
		達成率	140	132	1.4	-53	-	%
指標名	ふるさと島根定住財団の「産業体験事業」参加者の定着者数	目標値		53	53	53	53	人以上
		(取組目標値)			54	75	75	
式・定義	産業体験事業参加者のうち、体験期間終了から引き続き県内に居住している人数	実績値	47	52	75	61		
		達成率	-	98.2	139	81.4		%

5 本団体の課題

(意見)

本団体は、本県の人口減少（県外就職などによる人口流出）に歯止めをかけなければならないという危機感を背景に、平成4年、基本財産400百万円（県）及び基金1,658百万円余（県800・国800・民間58）の出捐を受け、人口定住を促進する事業を総合的に推進する機関として設立された。

県は、定住促進や若年者の就業支援を最重要課題として位置づけ、そのための事業を本団体を通じて推進していくことが最も効率的かつ効果的であるとしている。

本団体を通じて事業を推進することの利点を、より具体的に挙げると、①縦割り行政ではなく小回りが利く組織であるため、移住希望者の様々な要望（就業、住居、子育て）に対して、速やかに柔軟に対応することができること（ワンストップ型サービス）、②移住希望者のひとりひとりに担当職員を付けながら団体内で情報を共有し、移住前から移住後に至るまで継続的に支援がで

きること、③本団体職員は県職員と異なり異動がなく、定住支援・就業支援のノウハウを蓄積できることなどがある。上記の学生登録制度における登録率の高さ、産業体験事業における定着率の高さなどからも、本団体の強みが発揮されていることが認められる。

しかし、国全体の人口が減少する中で、今後は都道府県間で移住者、定住者の獲得競争が激化することが予想される。本年度はコロナ禍で人の移動が制限されているが、コロナ禍をきっかけとして東京、大阪といった人口が密集する都会で生活することに不安を感じるようになった人も多いと思われる。

本団体が新たに東京拠点を開設したことも契機として、そのような都会に住む移住希望者が、地方の生活のどのようなところに魅力を感じるのかを改めて調査、分析して、本団体の事業に反映させていくことが望まれる。

第2 公益財団法人 しまね文化振興財団

1 団体の概要

所在地	島根県松江市殿町158番地								
所管課	環境生活部文化国際課	設立年月日	平成9年3月						
設立目的	世界に誇れる伝統的な文化芸術を育んできた島根県民の心豊かな潤いある文化的生活を支え未来へ継承していくために、広く県内の文化芸術に関する事業を行ない、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与すること								
事業内容	(1) 音楽、演劇、映像、写真、舞踊、美術、文芸その他の芸術及び芸能等の振興に関する事業 (2) 伝統芸能・伝統文化の継承、育成、普及、発信、交流に関する事業 (3) 歴史文化の調査研究・教育・情報発信に関する事業 (4) 文化芸術活動を通じた次世代育成に関する事業 (5) 県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援、育成、交流に関する事業 (6) 文化芸術のネットワーク化に関する事業 (7) 文化芸術情報の収集及び提供に関する事業 (8) 文化芸術交流の促進に関する事業 (9) 文化芸術・教育に関する公共施設の管理運営に関する事業								
役職員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		5	5	10	36	0	1	52	88
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	200,000			200,000			100.0%		

本団体は経営評価対象団体である。令和元年度の経営評価では、団体のあり方、組織運営、事業実績、財務内容とも「A(良好である)」評価であった。

2 組織

(1) 組織体制

事務局	－経営企画部	－総務企画課
		－写真文化事業室
		－公益信託しまね文化ファンド事務局
島根県民会館		－総務広報課
		－施設利用課
		－文化事業課
いわみ芸術劇場		－総務広報課
		－舞台技術振興課
		－文化事業課
八雲立つ風土記の丘		－総務課
		－学芸課
少年自然の家管理事務所		

(2) 職員配置の状況

職員数	職員	準職員	契約職員	非常勤職員	派遣職員	計	県OB
事務局	3	3	0	0	2	8	0
県民会館	18	2	5	1	1	27	1
いわみ芸術劇場	12	10	7	10	0	39	0
風土記の丘	2	2	1	5	0	10	0
少年自然の家	1	0	0	3	0	4	0
合 計	36	17	13	19	3	88	1

(3) 本県OB職員の状況

専務理事（元農林水産部長）

島根県民会館館長（元商工労働部産業技術センター副所長）

なお、本団体の専務理事は概ね本県OB職員が務めてきた。また、島根県民会館館長はいわゆるプロパー職員が務めることもあった。

（意見）

◎ 有給休暇取得率について

本団体で有給休暇取得率50%未満の役職員は次のとおりであった。

平成29年度 43人/77人

平成30年度 42人/62人

平成31年度 44人/70人

令和元年度（平成31年度）の経営評価では「年間5日の有給休暇の取得を義務化することにより、休暇の取得促進を図った。」として一定の評価がされているが、有給休暇の取得についてはなお一層その促進に努めることが望ましい。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	124,297	流動負債	121,639	経常収益	928,150
現金預金	100,383	未払金	60,853	経常費用	917,818
未収金	19,412	未払法人税等	81		
その他	4,502	未払消費税等	9,187	事業費	916,783
固定資産	1,115,722	その他	51,518	役員報酬	4,908
基本財産	200,000	固定負債	119,143	給与・賃金	250,344
特定資産	904,115	退職給付引当金	115,620	賞与	36,325
退職給付引当資産	115,620	負債合計	240,782	法定福利費	47,355
その他固定資産	11,607	正味財産	999,237	その他	577,851
		指定正味財産	574,415	法人会計に係る管理費	1,035
		一般正味財産	424,822	役員報酬	146
資産合計	1,240,019	負債・純資産合計	1,240,019	給与・賃金	196
				賞与	39
				法定福利費	44
				その他	611
				税引前正味財産増減額	10,332
				法人税等	81
				正味財産増減額	10,251

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	102.2%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	80.6%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	0.1%	管理費比率＝管理費/（事業費＋管理費）
事業費に係る人件費率	37.0%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	41.0%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	0.8%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	101.1%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	74.2%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	76.1%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	1.6%	補助金収入/経常収益

(3) 本県からの財政支出

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
県補助金	0	0	0
県負担金	0	0	0
指定管理料	607,262,990	612,104,000	634,409,900
委託料（指定管理料除く）	57,107,281	55,355,273	54,642,064
借入金	0	0	0
合計	664,370,271	667,459,273	689,051,964

うち、委託事業費

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
県民会館	1,483,258	700,000	0
芸術文化センター	5,093,244	3,973,919	2,854,960
風土記の丘	277,274	278,000	109,155
少年自然の家	50,253,505	50,403,354	51,677,949
合計	57,107,281	55,355,273	54,642,064

*芸術文化センター：いわみ芸術劇場

(4) 本部事務所の状況

本団体は事務局（本部機能）の事務室等として本県の行政財産である島根県民会館について行政財産使用許可を得て使用している。使用料は免除されている。

事務室等の使用面積は、本部の事務室が33.91㎡、理事長室20.79㎡、専務理事室27.90㎡である。理事長は非常勤であるところ本団体事務局の事務室は非常に狭く、会議や作業のスペースの確保が必要な際には理事長室を活用している。

(意見)

◎ 本部管理機能を有する事務室等の使用について

事務室等は本県の行政財産を使用しておりその使用料が免除されているということに鑑みれば、本部管理機能を維持するのに必要最小限の使用となるよう努めるべきである。例えば、常時使用されるわけではない理事長室をそのために一室確保する必要があるのか、財団事務局の事務室は非常に狭く会議や作業のスペースの確保が必要な際には理事長室を活用しており、使用頻度は非常に高い状況にあるのであればもはや理事長のために専用の個室を用意する必要性自体がないのではないか（そうであれば理事長専用の個室をやめて会議室とするほうがよいのではないか）、専務理事室を個室とする必要があるのか十分検討すべきである。

なお、理事長室を貸館事業に供すればその分県民が利用する機会が増えることになるし、貸館事業による利用料収入の増加にもつながることになる。（参考：201号室（25.7㎡）：全日利用5300円：令和元年度利用実績42%：休館日第2・第4月曜日、12/29-1/3：《5,300×335日（休館日を年間30日と仮定）×42%=745,710円》）ただし、県民会館は全体を指定管理にしたうえで指定管理料が支払われているので、理事長室を貸館事業に供したからといって直ちに本県の収入に直結するわけではないが、将来的な指定管理料の減額につながる可能性がないわけではないと思料する。

4 事業

(1) 事業内容

ア 指定管理事業

島根県民会館、芸術文化センター（グラントワ）、八雲立つ風土記の丘の県有3施設の指定管理である。

指定管理料収入は本県からの財政支出（3(2)）のとおり、634,410千円である。

イ 本県からの委託事業

本県からの委託業務として、少年自然の家管理委託業務（51,678千円（令和元年度））、芸術文化センター（グラントワ）指定管理業務年次計画以外の広報・利用促進業務、風土記の丘のガイド業務などがある。

ウ 貸館事業

島根県民会館、いわみ芸術劇場の貸館事業である。

貸館事業による利用料収入は100,216千円である。

エ 文化事業、文化芸術活動支援事業

コンサートや演劇などの鑑賞事業である。外部団体が企画する鑑賞事業だけでは演目などに偏りができるため、例えばクラシック音楽や伝統芸能などの鑑賞について団体で企画して実施している。

鑑賞事業による入場料収入は58,012千円である。

オ 国からの受託事業

国からの受託事業として、学校などに芸術関係の講師などを派遣する事業である。

この事業による受託料収入は9,184千円である。

カ 民間からの受託事業

民間と共同して実行委員会形式（補助金を活用）で企画する文化事業、公益信託「しまね文化ファンド」事務局運営事業である。

民間受託事業による受託料収入は8,246千円である。うち公益信託「しまね文化ファンド」事務局運営事業のものは約3,924千円（人件費相当額）である。

ところで、公益信託「しまね文化ファンド」事務局運営事業については、本県が三菱UFJ信託銀行に同事業を委託していたが、同行松江支店の撤退にともない本団体が同事業の一部の事務を同行から再委託を受けたものである。同事業は島根県環境生活部文化国際課内で行われている（同課の一角（3.3㎡）につき行政財産使用許可（使用料免除）を得て使用している）。

キ チケット取次事業

県内で実施されるコンサート等のチケットの取次販売を行うものである。

取次手数料収入は4,628千円である。

ク 友の会事業

島根県民会館としまね芸術劇場における友の会事業である。

友の会の会費収入は3,108千円である。

ケ 共催事業

マスコミなどと共催により企画展などを実施する事業である。

この事業による収入は2,999千円である。

コ 写真活用事業

島根県ゆかりの写真家並河萬里氏が本県に寄贈した（その後、島根県並河萬里写真財団がこれを譲り受け、同財団解散にともない本団体が引き受けたもの）写真やネガなどを整理し活用する事業である。本県の行政財産である建物（松江市打出町33番地（296.25㎡））で写真等の保管をし

つつ、事業を実施している。なお、島根県並河萬里写真財団からの事業の引継ぎにともない受け入れた出捐金の残高（特定資産）として179,262千円がある。

（意見）

◎ 公益信託「しまね文化ファンド」事務局運営事業について

本事業については、本県から三菱UFJ信託銀行、同行から本団体に業務の一部を再委託するという形をとっているが、その一部の業務は県庁内で実施しており、これを実施するための職員を本団体から派遣している。そのため、一見すると、上記職員を本県で採用して本事業を実施すればよいのではないかとも思われる。しかし、本事業は公益信託方式を採用しているため本県が直接業務を執行することはできない。とはいえ、本事業については委託費に消費税が課されているところ、仮に本県が本事業のために職員を採用して業務に当たらせることができれば委託費を払う必要がなくなり、少なくとも委託費にかかる消費税分は削減できる可能性がある。

そこで、しまね文化ファンドで行おうとしている事業はこのような公益信託方式でしか行うことができないのか一度検討してみてもよいと思料する。

◎ 少年自然の家管理委託業務について

本委託業務については、昨年 の 包 括 外 部 監 査 に て、 随 意 契 約（ 当 時 ） と し て い た も の を 競 争 入 札 に す る よ う 意 見 済 み で あ る と ころ、 そ の 措 置 状 況 に つ い て は 「 指 定 管 理 制 度 導 入 の 是 非 に あ わ せ て、 管 理 補 助 業 務 の 契 約 方 法 に つ い て 検 討 す る。」 と さ れ て い る。

第3 公益財団法人 しまね国際センター

1 団体の概要

所在地	島根県松江市東津田町369番地1								
所管課	環境生活部文化国際課	設立年月日	平成元年11月1日						
設立目的	多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって地域の活性化と国際化に寄与すること								
事業内容	・外国人住民の総合的な生活等支援や国籍・民族を超えた多文化共生の地域づくりに関する事業 ・地域住民の国際理解の推進や国際的な人材育成など国際交流・協力に関する事業								
役職員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員 OB職員	嘱託職員	非正規	総数
	人数	1	13	14	3	0	6	6	15
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	1,288,000			1,012,500			78.6%		

本団体は経営評価対象団体である。令和元年度の経営評価では、団体のあり方、組織運営、事業実績、財務内容とも「A（良好である）」評価であった。

2 組織（令和2年8月1日現在）

(1) 組織体制

常務理事（事務局長）－本所－総務・交流課
 －多文化共生推進課
 －西部支所

(2) 職員体制

事務局長（常務理事）、各課課長のほか、外国籍の職員が3名（中国、ベトナム、フィリピン）、英語やポルトガル語が話せる日本人の職員がいる。

職員のうち2名は島根県環境生活部文化国際課国際交流グループ内に席を置き本県の委託業務（プログラムコーディネート業務）に従事している。

西部支所（島根県立大学連携交流課内）に職員を1名配置している。

(3) 本県OB職員の状況

常務理事兼事務局長（島根県教育庁教育監）。

なお、常勤理事兼事務局長職について、従来から島根県OBがこの職に就いている。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	27,536	流動負債	9,797	経常収益	89,965
現金預金	21,080	未払金	3,701	経常費用	91,122
未収金	5,113	未払消費税等	2,692	公益目的事業	88,983
その他	1,343	その他	3,404	給料手当	42,505
固定資産	1,801,781	固定負債	21,001	法定福利費	6,758
基本財産	1,499,406	退職給付引当金	21,001	その他	39,720
特定資産	300,100	負債合計	30,798	法人会計	2,140
退職給付引当資産	21,001	正味財産	1,798,519	役員報酬	335
その他固定資産	2,275	指定正味財産	1,764,044	給料手当	839
資産合計	1,829,317	一般正味財産	34,475	法定福利費	136
		負債・純資産合計	1,829,317	その他	830
				経常外収益	119
				経常外費用	0
				税引前正味財産増減額	-1,037
				法人税等	0
				正味財産増減額	-1,037

基本財産として、1,499,406千円ある。令和元年度はこの運用益が年間20,919千円であった。特定資産として、多文化共生・国際交流等積立資産（有価証券）が244,430千円ある。

(2) 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	281.1%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	98.3%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	2.3%	管理費比率＝管理費/（事業費＋管理費）
事業費に係る人件費率	58.0%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	61.2%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	0.1%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	98.7%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	51.9%	（補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入） / （経常収益＋経常外収益＋借入金収入）
受託事業収益率	52.0%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	0.0%	補助金収入/経常収益

(3) 本県からの財政支出

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助金	0	0	0
負担金	0	0	0
指定管理料	0	0	0
委託料（指定管理料除く）	44,790,131	31,123,637	46,786,922
借入金	0	0	0
合計	44,790,131	31,123,637	46,786,922

うち、委託事業費

平成31年・令和元年度

No.	委託契約名	金額
1	国際交流協力事業等業務委託契約	11,999,102
2	しまね多文化共生推進事業 （情報発信、外国人地域サポーター支援等）の業務委託契約	15,759,092
3	しまね多文化共生推進事業 （日本語学習支援）業務委託契約	9,140,222
4	しまね多文化共生推進事業 （多言語相談体制の充実）業務委託契約	8,531,758
5	法務省人権啓発活動地方委託事業「人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考える集い」開催業務に係る委託契約	568,000
6	多言語による消費生活相談等支援業務委託契約	547,098
7	外国人住民向け多文化共生イベント業務委託契約	241,650
	合計	46,786,922

(4) 本部事務所の状況

本団体は本県の普通財産である「しまね国際研修館」（土地1798.28㎡、建物1015.80㎡）全体を借り受けている（年間賃料45,340円）。そして、同研修館の一部（28.74㎡）を事務室等として使用している。建物のうち宿泊棟等は研修館事業に使用している。

なお、貸付料は事務室等として使用している部分についてであり、それ以外の部分は本団体が出資団体であることや事業の公益性から無償貸付（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例4条1項7号に該当）としている。

（意見）

◎ 基本財産、多文化共生・国際交流等積立資産（有価証券）について

本団体は多文化共生と国際交流を目的とする団体であるが、近年、島根県でも外国人労働者が増加して、日本語や日本式の生活の支援業務の必要性は高まっており、本団体が必要とされる場面もそれだけ増えているはずである。このような状況にある本団体の活動を支えるにはまずもって資金的な裏付けが必要になろう。本団体が基本財産として1,499,406千円もの資金を有するに至ったのは本団体がいずれそのような役割を果たすときが来ることを見越してのものだったのではないと思われる。

ところで、経営評価では「確実な資産運用により、運用財産の取り崩しを行わずに事業実施さ

れていることは特筆すべきことである。」と高い評価を得ている。この指摘は確かにそのとおりであるが、反面、基本財産である1,499,406千円もの資金はただ運用益を生み出すためだけに存在し、多文化共生・国際交流等積立資産（有価証券）にいたっては、本団体の事業そのもののために積み立ててあるにもかかわらず使われていない。

本団体は資金運用団体ではない。多文化共生と国際交流を目的とする団体であるのだから、その役割を十分に果たせるよう資産を用いる（取り崩す）ことを考えるべきである。例えば、近年、外国人が増加しているとされる出雲地区に拠点を置く、外国語の堪能な職員を増員するなどのことが考えられる。

4 事業

(1) 事業内容

ア 本県からの委託事業

① 国際交流協力事業

- ・ プログラムコーディネート業務とは、県及び市町村が招致する外国人青年（国際交流員、外国語指導助手）について、受入や配置に係るコーディネート、県内での研修プログラムの企画・運営、カウンセリングなど、文化国際課が担っている外国青年招致事業の補助業務である。この業務は島根県環境生活部文化国際課国際交流グループ内で行われている。この受託業務を実施するのに本所と連絡を取り合うようなことはない。
- ・ 北東アジア交流の翼inしまねとは、北東アジアの青年を島根に招聘して、日本側の参加者を募集して、夏の間5泊6日の交流事業を行い、そのための事前研修や事後研修を行う事業である。

② しまね多文化共生推進事業（情報発信、外国人地域サポーター支援等）

- ・ 情報発信は、団体が構築しているホームページのベトナム語ページの追加、外国人住民向けの生活情報に関する動画の作成・公開を行う事業である。
- ・ 外国人地域サポーター支援等は、外国人住民と行政等との橋渡し役として支援をしていただくボランティア（県知事名で委嘱）の活動支援や災害時外国人サポーターの養成を行うものである。

③ しまね多文化共生推進事業（日本語学習支援）

日本語教室マップの作製、ボランティアの方が外国人住民の自宅や最寄りの公民館などに訪問して日本語教室を開催、日本語を指導するボランティアの養成、企業向け日本語教室の実施（有料）といった事業である。

④ しまね多文化共生推進事業（多言語相談体制の充実）

団体職員またはコールセンターを用いて外国人等からの相談を受ける事業である。

⑤ 多言語による消費生活相談等支援

本県が実施する消費生活相談について外国語対応の支援である。

⑥ 外国人住民向け多文化共生イベント

市町村等における交流イベントの実施である。

- * 本県からの委託事業は全て随意契約（いわゆる1社随契）である。随意契約の理由は、要旨、県下全域を対象として、多文化共生や国際交流といった事業の実施をしている組織や機関が本団体以外にはないというものである。

イ 自主事業

① 外国人・地域住民インフォメーション事業

ホームページやメールマガジンでの情報発信事業である。

② コミュニティ通訳ボランティア派遣事業

病院や行政窓口など公共サービスを利用する際の通訳ボランティアの派遣業務（同行通訳または電話通訳）である。

③ 留学生支援事業

大学、専修学校などの高等教育機関、日本語学校に在籍する私費留学生に対して月額2万円の給付型の奨学金を支給する業務、短期間の宿舍提供（日額1600円；食事なし）の業務である。

④ 多文化共生啓発事業

- ・ 出前研修：行政機関や学校、ボランティア団体、自治会などに講師を派遣してやさしい日本語の話し方など外国人との接し方に関する研修を行うものである。
- ・ アンテナサロン：外国の人も日本の人も共通で興味を持つようなテーマを設定し、そのテーマに応じて地域の外国人の人と日本の人が集まって会話をする場を設けるものである。

⑤ 外国人住民日本語研修事業

宿泊研修施設を利用して、技能実習生のための日本語研修（おおむね1か月ぐらいの宿泊研修）（1クラス6名までが基本、1日2万1,000円）、ALT（外国語指導助手）の方向けの日本語研修（日額3500円程度）を行う事業である。

⑥ ボランティア登録・活用事業

外国人向けの各種のボランティアについて、各ボランティアが提供するサービスごとに登録し、マッチングをする業務である。

⑦ ボランティア研修事業

コミュニティ通訳の研修などを行うものである。

⑧ 研修館事業

本県から賃貸し管理することになっているしまね国際研修館の宿泊棟を宿泊施設として貸し出す事業である。

令和元年度の研修館事業収益は2,519千円である。稼働率は約4%である（16室30人×365日（泊）=10950（日）泊、令和元年度のべ泊日数439日：439日/10950日≒0.04）

（意見）

◎ プログラムコーディネート業務について

プログラムコーディネート業務は、県庁内で業務を実施しており、実態としては本事業を実施するための職員を本団体から派遣している状態にある。

本県からの委託業務については委託費に消費税が課されているところ、本県が本事業のために職員を採用して業務に当たらせれば委託費を払う必要がなくなり、少なくとも委託費にかかる消費税分は削減できる可能性がある。

そこで、このような委託業務とする必要があるのか検討する必要がある。

◎ 研修館事業について

しまね国際研修館は島根職業能力開発促進センターの寄宿舍（土地は県有地、建物は本県と同センターの合築）であったものを平成6年に同センター所有部分を本県が取得し、改修した施設である。同研修館については相当の築年数が経過しており、今後、多額の修繕費が予想される。

他方、令和元年度の研修館事業収益は2,519千円であり、その稼働率は約4%となっており、利用頻度は低いと言わざるをえない。宿泊施設について研修館事業以外での利用、例えば生活困窮等の状態にある外国人の一時避難場所のための利用などを検討し、稼働率を高める工夫が必要である。

まずは、稼働率の向上策を検討すべきであるが、宿泊をとまなう形での研修事業自体は、外国人が日本式の生活を理解するうえで有用なものであるものの、しまね国際研修館でなければ実施できないというものではない。

そのため、しまね国際研修館について修繕費をかけて建物を維持存続させる必要があるのか、宿泊研修について、別途他の宿泊施設を確保して実施する方法はとれないか検討することが望ましい。

第4 公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会

1 団体の概要

所在地	島根県松江市東津田町1741-3								
所管課	環境生活部スポーツ振興課	設立年月日	昭和54年5月						
設立目的	障害者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障害者の社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与すること。								
事業内容	(1) 障害者のスポーツ活動の振興 (2) 障害者のスポーツ活動に関する調査研究及び啓発広報 (3) 障害者のスポーツ活動の支援者育成 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業								
役員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		1	10	11	4	0	0	0	4
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	249,150			195,412			78.43%		

- * 昭和54年5月、前身団体である島根県身体障害者スポーツ協会が成立された。平成12年、知的又は精神的な障がい者への対応を含めて活動するため、本協会が設立された。
- * 本団体は経営評価対象団体である。令和元年度の経営評価では、団体のあり方「B（ほぼ良好である）」、組織運営「A（良好である）」、事業実績「B」、財務内容「B」の評価であった。

2 組織（令和2年8月1日現在）

(1) 組織体制

常務理事（常務理事）
 事務局長（地域福祉部部长）
 事務局次長（地域福祉部障がい者福祉係係長）
 主任（地域福祉部障がい者福祉係主任）
 主任（地域福祉部障がい者福祉係主任）

- * () 内は島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）での職名
- * 上記役員はいずれも県社協と雇用等の関係にあり、本団体とは雇用等の関係にはない。上記役員の本団体での地位は「福祉団体の業務に従事する職員の人事等取り扱いに関する協定書」（以下「本件協定書」という。）に基づくものである。
- * 上記役員のほか、本団体が雇用したり事務を委託している職員はいない。

(2) 本団体と県社協との事務委任契約

本団体は本団体の日常的な事務事業の執行に関することなどについて県社協と事務委任契約を締結し、同契約に基づき上記県社協職員4名が本団体の事務を行うこととしている。上記県社協職員4名については、本団体と雇用契約を締結しているものではなく、上記県社協職員4名が本団体から本団体の職員である旨の辞令を受けて本団体の職員として業務を行っている。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	13,921	流動負債	10,364	経常収益	43,208
現金預金	13,880	未払金	689	経常費用	43,706
未収金	41	預り金	9,674		
固定資産	277,639			公益目的事業	38,699
基本財産	277,531	固定負債	0	給料手当	16,177
特定資産	107	退職給付引当金	0		
退職給付引当資産	0	負債合計	10,364		
その他固定資産	0	正味財産	281,196	その他	22,522
		指定正味財産	277,639	法人会計	5,007
		一般正味財産	3,557	給料手当	4,044
資産合計	291,560	負債・純資産合計	291,560	福利厚生費	30
				その他	933
				税引前正味財産増減額	-499
				法人税等	0
				正味財産増減額	-499

本団体の収益（43,207千円）の内訳は次のとおりである。

本県からの委託事業料	36,087千円
基本財産の受取利息	2,840千円
受取会費	1,636千円
民間補助金	1,061千円

決算書上、給料手当20,221,600円が計上されているが、該当の役職員に本団体が給料を直接支払っているわけではない。なお、本団体が本県に提出した委託業務完了報告書には県社協負担金として20,221,600円が計上されている。

(2) 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	134.3%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	96.4%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	11.5%	管理費比率＝管理費/（事業費＋管理費）
事業費に係る人件費率	41.8%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	81.4%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.2%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	98.9%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	83.5%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	83.5%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	0.0%	補助金収入/経常収益

(3) 本県からの財政支出の状況

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補助金			
負担金			
指定管理料			
委託料（指定管理料除く）	41,880,155	36,666,333	36,087,836
借入金			
合計	41,880,155	36,666,333	36,087,836

(4) 本部事務所の状況

本団体はいきいきプラザ5階（松江市東津田町）に所在するが、これは県社協の所在地でもあり、さらに言うならば、県社協地域福祉部障がい者福祉係と同じ場所にある。すなわち、本団体は本団体固有（専用）の事務所をもたない。

本団体に関する文書類は県社協地域福祉部障がい者福祉係の一角に置かれた専用のキャビネットで保管されている。

4 事業

(1) 事業内容

ア 障がい者スポーツ振興事業（本県から委託事業）

① 全国障害者スポーツ大会強化派遣事業

大会への選手や役員の派遣のために必要となる参加申込みや文書の作成、現地での連絡調整・引率、全国大会の準備のための強化練習会の会場確保や案内などの諸事務を行う事業である。

② 島根県障がい者スポーツ大会開催事業

各競技の島根県予選を行うための会場確保、受付など大会運営のための事務局業務を行う事業である。

③ 団体強化派遣事業

全国障がい者スポーツ大会に出場する団体競技のチームに活動費等を助成する事業である。

④ 選手強化育成事業

地域から障がい者スポーツ活動をやりたいという相談に対して、障がい者スポーツ指導者協議会（障がい者スポーツの指導者により組織される団体）と連携して、指導員を派遣し、地域での活動を促進して、スポーツに取り組む選手を活性化しようという事業である。

⑤ トップアスリート発掘支援事業

相応の成績が見込まれる競技の選手を発掘するために練習会などを開催する事業である。

* 障がい者スポーツ振興事業は本団体との随意契約（いわゆる1社随契）である。

* 本団体が提出した障がい者スポーツ振興事業にかかる委託業務完了報告書には県社協負担金として20,221,600円が計上されている。

イ 自主事業

① トップアスリートの育成事業

パラリンピックを目指せるような選手の育成事業である。

② 障がい者スポーツに関する活動費の助成

③ スキーやボッチャなどスポーツ教室の開催

5 本団体の事務所の使用許可について

ア 本団体はいきいきプラザ5階に事務所があるが、いきいきプラザは本県の行政財産であるから、本団体がこれを使用するには行政財産の目的外使用許可が必要となる。ところが、いきいきプラザの使用許可は「島根県社会福祉団体連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）なる任意団体に対して与えられている。

イ この連絡協議会は島根県福祉関係団体の効率的な運営を図り、合わせて団体間の連携を強化し、もって地域福祉の推進に資することを目的として設置されたものであり、本団体や社会福祉法人島根県共同募金会ほか、現在は28の団体で構成されている。連絡協議会の会長は島根県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）の会長が就き、当該行政財産使用許可の申請手続その他の庶務は県社協が行っている。

ウ この連絡協議会の構成団体には、いきいきプラザに事務所を置く団体もあれば、そうでない団体もあるが、連絡協議会名義でまとめて行政財産使用許可を得て、それがいきいきプラザに事務所を置く構成団体に割り振られて使用されているという運用がなされている。

エ 県社協に対するヒアリングによれば、連絡協議会名義でまとめて使用許可を申請するようになった経緯は必ずしも明らかではないが、昭和62年に連絡協議会が発足した当初は、県社協が当時の構成団体8団体全ての事務局または運営に関わっており、業務の効率化のために総合事務局体制をとって運営していたことから、使用許可についても事務の簡素化を図るためにまとめておこなうようになったと考えられるとのことである。

（指摘事項）

業務の効率化のために事務手続を簡素化するという目的は理解できる。

しかし、県が行政財産の使用を許可する場合は、原則として使用料を納付しなければならない、例外として、知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるときに減免が認められる建前になっている（行政財産の使用料に関する条例第2条、第4

条3項)。

そして、建物の使用を許可する場合にその使用料が「当該使用に係る建物又はその部分の評価額に100分の6を乗じて得た額」を基準として定められることに鑑みると、知事が減免の必要性を検討するためには、使用の目的や用途に照らして、当該面積(数量)の使用料を減免することが公益に適うかが検討されなければならない。

実際に、行政財産使用許可申請書には、使用を希望する財産の使用数量(面積)、使用の目的または用途、使用料の減免を希望する場合にはその理由を記載する欄がある。

しかるに、上記のように業務内容や規模の異なる複数の団体が、連絡協議会名義でまとめて行政財産の使用許可及び使用料の減免を受けるのであれば、行政財産の使用料の減免を知事の判断にかからしめた法の趣旨に反する。

したがって、県は、行政財産の使用許可について、申請者の使用目的に照らして必要な面積を許可するという基準を明確にしたうえで、本団体を申請者として改めて許可を申請するよう求めるべきである。

6 本団体のあり方について

(1) 本団体の独立性について

ア 本団体は、県社協と「福祉団体事務委任契約書」による事務委任契約(以下、「本件事務委任契約」という。)を締結している。

そして、本団体には独自に採用する職員はおらず、本団体の事務は全て本件協定書により併任発令された職員4名が行っている。

イ 本団体が本件事務委任契約で県社協に事務を委任することにより業務の効率化が図られることは理解できる。

しかし、本件委任事務契約によって委任される事務には、委任する団体の日常的な事務や補助的な事務だけではなく、同団体の基本方針等策定の支援に関することとして、事業計画及び予算の作成、事業報告及び決算に係る事務まで含んでいる。

これでは、本団体の業務は、実質的には県社協がその業務の一部として行っていると言うことができ、本団体の独立性に疑義が生じかねない。

ウ この点について、本団体と県社協とでは理事の構成が異なり、本団体の理事は様々な障がい者団体の方々に構成されていることから、本団体は障がいの内容やスポーツの種目に応じた障がい者スポーツの振興という事業を担うに相応しく、そこに県社協とは異なる本団体の独立性があるとも考えられる。

しかし、理事は任期の定めがあり数年で交代するし、県社協の常務理事と兼任している常務理事1名を除けば、他の理事は非常勤であって、障がい者スポーツの振興という事業について長期的に経験を積み、専門性を高めると言うことができない。そうすると、本団体の基本方針や事業計画、予算編成といった重要な意思決定を行っているのは実質的には本団体の事務処理を委任され、当該事業について継続的に経験を積み上げている県社協であるといえる。

そうすると、県社協とは理事会の構成が異なるというだけでは、本団体の独立性を認めることはできない。

(2) 本県が本団体が障がい者スポーツ振興事業(以下、「本事業」という。)を委託することの問題点について

ア このように、本団体の独立性に疑義が生じているため、本県が本団体に障がい者スポーツ振興事業を委託することには、いくつかの問題がある。

イ まず、本団体が県社協とは異なる独立した団体であるといえないとすると、そもそも本団体が本県の契約相手となりうる実体を欠いているのではないか、という疑問が生じる。

ウ また、本県の契約相手して認めるとしても、本県は本団体に随意契約により障がい者スポーツ振興事業を委託しているところ、独立性に疑義がある本団体が「当該団体でなければ委託事業を遂行できない」として随意契約の要件をみたすのかということも問題となる。

エ さらに、本県が本団体と随意契約を締結することを認めるとしても、本団体が県社協に事務を委任し、その重要な意思決定も実質的には県社協に委ねられているとすれば、それは本県が本団体に委託した事業を、本団体が県社協に更に委託している（再委託している）ということになり、再委託の要件をみたしているのかということが問題となる。

(意見)

県は、上記の問題点を検証し、本団体の理事会が活発な議論を通じて本団体の基本方針や事業計画等を実質的に決定し、本事業についての経験を積み上げて専門性を高めていけるような本団体のあり方を検討されたい。

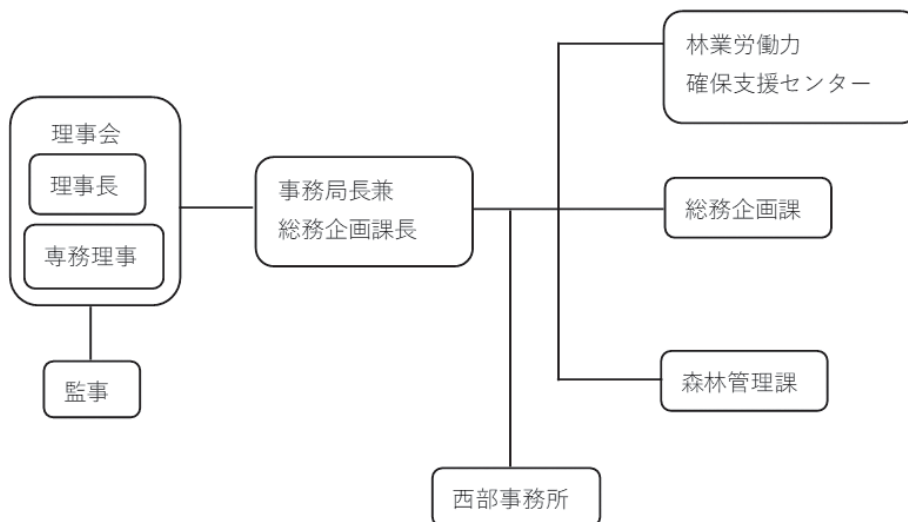
第5 公益社団法人 島根県林業公社

1 団体の概要

所在地	島根県松江市黒田町432番地1								
所管課	農林水産部林業課	設立年月日	昭和40年6月16日						
設立目的	国の拡大造林政策における地方での推進役として、分収造林特別措置法に基づく分収造林契約による造林を実施し、森林の持つ公益的機能の高度発揮や農山村地域における就労の場の確保等を図ることを目的とする。								
事業内容	1. 造林、育林及び伐採に関する事業 2. 分収造林及び分収育林の促進に関する事業 3. 森林の経営、施業及び調査に関する事業 4. 農山村振興のための事業または公共施設の整備 5. 森林、林業に関する普及・啓発 6. 林業の担い手育成確保強化及び林業労働者の雇用改善促進に関する事業 7. その他公社の目的達成に必要な事業								
役職員数（人） （令和2年8月1日現在）	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
	人数	1	12	13	14	4	4	15	29
出資状況 （出捐状況）	本団体の総出資額 （基本財産の総額） （千円）			本県の出資額 （千円）			総出資額に占める 本県の出資額の割合（%）		
	450,000			225,000			50.0%		

2 組織

(1) 組織図



(2) 県OB職員について

理事長、専務理事の各1名及び一般職員4名、嘱託職員5名の県OBが在籍している。

専務理事及び一般職員の4名については「島根県職員の再就職に関する指針」に基づき、公社から島根県へ紹介依頼書を提出したうえで採用している。また、嘱託職員5名については、県再任用の任期終了後のOB職員等を公社が直接採用している。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	541,255	流動負債	1,611,846	経常収益	303,309
		(うち、借入金)	1,308,236	経常費用	784,948
固定資産	82,561,782	固定負債	59,509,976	事業費	607,780
特定資産	24,357,923	(うち、借入金)	53,052,976	販売資産原価	176,566
その他固定資産	58,203,859	正味財産	21,981,215	直接事業費	227,094
資産合計	83,103,038	負債・正味財産合計	83,103,038	間接事業費	1,744
				事業借入金支払利息	202,375
				管理費	177,167
				役員報酬	5,149
				給与・賃金	82,121
				賞与	4,161
				法定福利費	16,419
				その他	69,317
				森林資産勘定振替前当期経常増減額	-481,639
				森林資産勘定振替額	477,476
				当期経常増減額	-4,162
				経常外収益	101,345
				経常外費用	217,492
				当期一般正味財産増減額	-120,309

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	33.6%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	26.5%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	65.4%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	22.6%	管理費比率＝管理費/(事業費＋管理費)
事業費に係る人件費率	0.0%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	61.5%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.05%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	38.6%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	97.6%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	11.3%	受託事業に係る収入(指定管理料含む) / 経常収益
補助金収益率	39.7%	補助金収入 / 経常収益

(意見)

上記のように、流動比率が33%と低い水準にあり、借入金依存率も65%と高水準であり、財務安全性の観点から問題がある。また、分収造林事業は補助金と借入金により森林資源を造成し、将来の伐採収入により借入金を返済するという事業運営上の特殊性があることから、財政依存率は

97%であり、現時点では自立性ある経営は行われていないと考えられる。

単年度の損益状況は、正味財産増減計算書上の当期一般正味財産増減額が1億2千万円のマイナスとなっており、現状では赤字が続いている状態である。

また、令和1年度の貸借対照表上の借入金は約540億円であり、第5次経営計画における経営改善策を実施しても、事業年度終了時点と予定されている令和65年度において270億円の債務が残る試算となっている。一方で、当団体には本県からの派遣職員4名が在籍しており、この4名に係る人件費24百万円は本県が負担していることについても、県全体としてのコスト意識の点で留意していただきたい。

この厳しい財政状況については本県としても本団体としても当然把握しており、「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を設置し、公社廃止を含めた様々な検討を行っている。

現在は第5次経営計画に基づいて事業を実施しているが、木材価格の変動等不確定要素が多いため、毎年度計画と実績を比較検討し、伐採収入の確保及び徹底したコスト削減により収支の改善を図っていただきたい。

4 事業

県が島根県林業公社に支出した補助金は以下のとおりである。

(単位：円)

補助金	平成29年度	平成30年度	令和元年度
森林環境保全造林事業補助金	147,964,760	156,690,650	182,688,690
島根県合板・製材生産性強化対策事業費補助金	140,643,000	0	0
島根県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金	0	289,204,000	76,969,000
島根県林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	0	0	14,838,580
新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金	0	1,413,000	1,481,000
島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金	5,835,000	5,093,000	4,422,000
島根県林業公社不成熟林等処理対策事業補助金	178,396,000	102,438,000	38,736,000
高性能林業機械OJT研修促進事業補助金	10,344,809	10,771,485	8,130,331
島根県森林・林業再生基盤づくり交付金	550,000	0	0
島根県林業労働力確保支援センター事業補助金	50,000	50,000	0
島根県林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	0	1,500,000	1,500,000
意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業補助金	0	0	11,793,150
林業就業促進資金貸付等事業助成金	598,000	573,000	598,000
計	484,381,569	567,733,135	341,156,751

上記補助金について、特段の問題は発見されなかった。

県が島根県林業公社に対して委託した事業は以下のとおりである。

契約名		契約内容
	「森林の仕事」就業促進事業委託業務	林業就業希望者を対象に就業説明会や講習、現場体験会を開催するほか、就業者募集のためのポスター等を作成・配布する。
	林業事業体緊急増員対策事業委託業務	林業事業体及び林業就業希望者の意向把握と相互調整や県内外で就業者の募集活動等を実施する。
	林業担い手魅力向上対策事業委託業務	中小企業診断士等の専門家派遣による林業事業体の経営改善指導の実施及び専門家派遣の調整等を行うアドバイザーを配置するほか林業事業体の意識改革を図る集合研修等を開催する。
再委託	名称：就労環境改善指導委託業務	林業事業体に対して、就労環境改善のためのヒアリング等による個別調査と課題等の抽出及び改善策の提案等による指導を行う。
再委託	名称：経営診断指導委託業務	経営診断を実施した実績のある林業事業体に対してのフォローアップとして、経営上の課題等の相談事案について助言や経営改善指導を行う。
再委託	名称：経営診断指導委託業務	林業事業体に対して、経営改善のためのヒアリング等による個別調査と課題等の抽出及び改善策の提案や経営上の課題等の相談事案について助言や指導、フォローアップを行う。
再委託	名称：島根県魅力向上プログラム活用支援業務	島根県魅力向上プログラムとしまね林業士制度を活用する方策の検討会に参加し、情報提供を行う。
	林業担い手育成確保対策事業委託業務	林業就業促進資金活用のための林業事業体の指導、就業希望者向けの情報の収集・提供、林業技術研修の円滑実施のための研修生指導等を行う。
	しまね林業士制度運営支援業務	しまね林業士試験の事前講習の開催及び、口述試験の審査基準案の作成と審査員（専門家）の派遣並びに、しまね林業士登録関係事務を実施する。
再委託	名称：事前講習・口述試験関係業務	事前講習の企画案作成と講習の講師及び口述試験の審査基準、質問内容の原案作成と口述試験の審査員を務める。
	林業就業者増員対策事業委託業務	林業事業体及び林業就業希望者の意向把握と相互調整やUターンフェア等での就業者の募集活動を実施するほか、就業者の定着に向けたキャリアアップシステム等の導入指導などを実施する。
	新規林業就業者確保促進・林業事業体魅力向上推進業務委託業務	林業就業希望者等の就労相談及び関連事業体や中小企業診断士等専門家派遣の調整等を行うアドバイザーの配置、現場体験会、専門家による経営改善指導や研修会等を実施する。
再委託	名称：経営改善指導委託業務	林業事業体に対して、経営改善のためのヒアリング等による個別調査と課題等の抽出及び改善策の提案や経営上の課題等の相談事案について助言や指導、フォローアップを行う。
再委託	名称：就労環境改善指導委託業務	林業事業体に対して、就労環境改善のためのヒアリング等による個別調査と課題等の抽出及び改善策の提案や労務管理上の課題等の相談事案について助言や指導を行う。
	林業経営体質強化新規活動支援業務	事業者の新たな取組を支援するためのアドバイザーの配置や専門家派遣による指導を行うほか、県内高校生と農林大学校・林業事業体との集いを企画し実施する。
再委託	名称：新規活動支援委託業務	林業事業体に対して、経営改善に向けた新たな取組のためのヒアリング等による個別調査と課題等の抽出及び改善策の提案等による指導を行う。
再委託	名称：新規活動支援委託業務	林業事業体に対して、経営改善に向けた新たな取組のためのヒアリング等による個別調査と課題等の抽出及び改善策の提案等による指導を行う。
	原木生産・造林コスト縮減技術高度化研修業務	主伐による原木生産や一貫作業による再生林の現場において、コスト検証及び指定した現場作業の実践や講師派遣によるコスト縮減技術研修を実施する。
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減技術高度化現地研修業務	一貫作業による再生林の現場において、作業工程の検討・改善・試行等によるコストの検証及び実地研修を実施する。
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減技術高度化現地研修業務	一貫作業による再生林の現場において、作業工程の検討・改善・試行等によるコストの検証及び実地研修を実施する。
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減技術高度化現地研修業務	原木生産及び一貫作業による再生林の現場において、作業工程の検討・改善・試行等によるコストの検証及び実地研修を実施する。
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減技術高度化現地研修業務	原木生産及び一貫作業による再生林の現場において、作業工程の検討・改善・試行等によるコストの検証及び実地研修を実施する。
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減技術高度化現地研修業務	原木生産の現場において、作業工程の検討・改善・試行等によるコストの検証及び実地研修を実施する。
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減技術高度化現地研修業務	原木生産の現場において、作業工程の検討・改善・試行等によるコストの検証及び実地研修を実施する。
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減技術高度化現地研修業務	原木生産及び一貫作業による再生林の現場において、作業工程の検討・改善・試行等によるコストの検証及び実地研修を実施する。
	新規林業就業者確保のためのPR動画作成等業務	農林大学校林業科PR動画の作成と県内ケーブルテレビでの放送及びDVD等の作成並びに、JR松江・出雲市駅でのデジタルサイネージによる広告活動を行う。
再委託	名称：新規林業就業者確保のためのPR動画作成等業務	農林大学校林業科PR動画の作成と県内ケーブルテレビでの放送及びDVD並びにデジタルサイネージ版の作成を行う。

契約名		契約形態	再委託の有無 及びその金額	平成29年度	平成30年度	令和元年度
「森林の仕事」就業促進事業委託業務		随意契約	無	3,348	2,343	0
林業事業者緊急増員対策事業委託業務		随意契約	無	3,996	0	0
林業担い手魅力向上対策事業委託業務		随意契約	有	9,315	9,195	0
再委託	名称：就労環境改善指導委託業務			2,430	1,890	
再委託	名称：経営診断指導委託業務			108		
再委託	名称：経営診断指導委託業務			2,430	2,754	
再委託	名称：島根県魅力向上プログラム 活用支援業務				432	
林業担い手育成確保対策事業委託業務		随意契約	無	2,560	2,560	2,599
しまね林業士制度運営支援業務		随意契約	有	0	896	374
再委託	名称：事前講習・口述試験関係業務				410	198
林業就業者増員対策事業委託業務		随意契約	無	0	3,996	0
新規林業就業者確保促進・林業事業者 魅力向上推進業務委託業務		随意契約	有	0	0	15,180
再委託	名称：経営改善指導委託業務					2,200
再委託	名称：就労環境改善指導委託業務					550
林業経営体質強化新規活動支援業務		随意契約	有	0	0	3,201
再委託	名称：新規活動支援委託業務					1,870
再委託	名称：新規活動支援委託業務					1,100
原木生産・造林コスト縮減技術高度化研修業務		随意契約	有	0	0	9,207
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減 技術高度化現地研修業務					662
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減 技術高度化現地研修業務					440
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減 技術高度化現地研修業務					1,571
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減 技術高度化現地研修業務					1,616
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減 技術高度化現地研修業務					1,300
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減 技術高度化現地研修業務					990
再委託	名称：原木生産・造林コスト縮減 技術高度化現地研修業務					1,848
新規林業就業者確保のためのPR動画作成等業務		随意契約	有	0	0	3,674
再委託	名称：新規林業就業者確保のため のPR動画作成等業務					2,962

(意見1)

上記委託契約のうち、「林業担い手魅力向上対策事業委託業務」、「新規林業就業者確保促進・林業事業体魅力向上推進業務委託業務」については、その業務の一部が再委託されている一方で、再委託禁止条項が契約書上削除されている。鳥根県の契約書標準様式では再委託禁止条項の記載が義務付けられており、当該条項の趣旨を踏まえれば、鳥根県のルールに基づいた契約書作成及び運用を徹底していただきたい。

(意見2)

上記委託契約のうち、契約書上再委託禁止条項が明記されている業務であっても、再委託部分について、事業打合簿により協議・承認はなされているものの、特に鳥根県に再委託についての承諾を書面で取り交わしているものはなかった。

事業打合簿による協議・承認により再委託の弊害は排除されていると考えられるが、契約書には「・・・委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定されている以上、再委託を行う場合には鳥根県の書面による承諾を取る必要があり、後の検証の為にも鳥根県統一の再委託承認書面等の運用を図っていただきたい。

(意見3)

上記委託契約のうち、「林業経営体質強化新規活動支援業務」については、委託契約額の約93%が再委託されているにもかかわらず、一社随意契約により契約が締結されている。同様に、「新規林業就業者確保のためのPR動画作成等業務」についても、委託契約額の約81%が再委託されているにもかかわらず、一社随意契約により契約が締結されている。このように大部分の業務が再委託されている場合に、契約締結方法として随意契約が適切なのか疑問である。一般に随意契約とする際には、その必要性がある場合に限定されるべきである。従って、「特殊なノウハウや専門性」が本当に特定の団体に限定されるのか慎重に判断し、場合によっては一般競争入札を行うといった検討をしていただきたい。

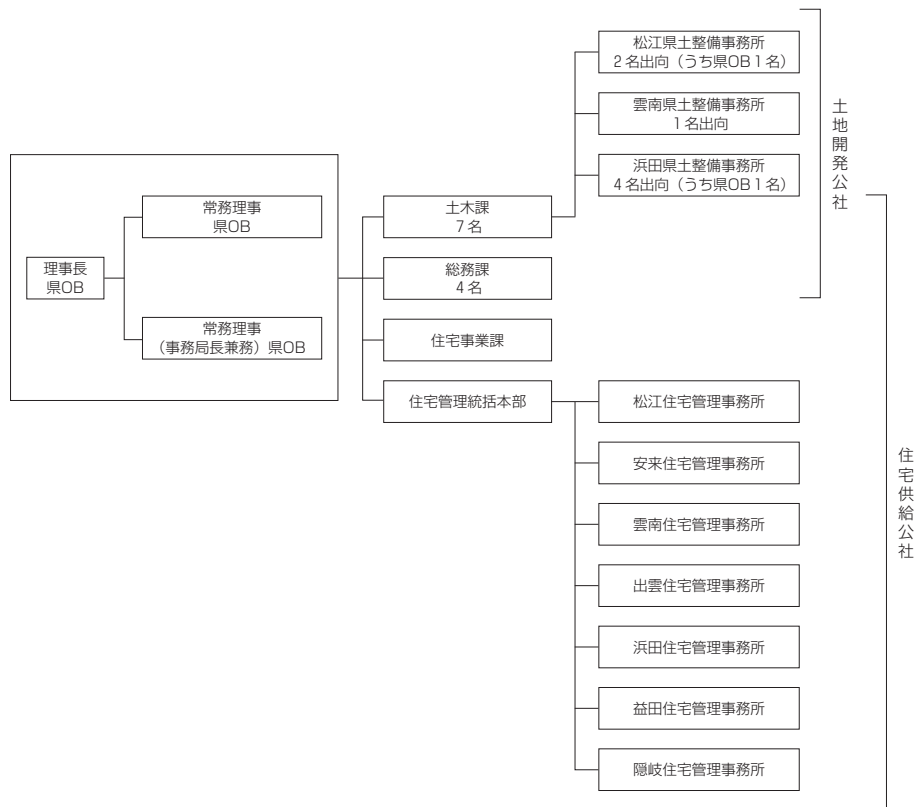
第6 特別法人 島根県土地開発公社

1 団体の概要

所在地	島根県松江市古志原4丁目1番1号								
所管課	土木部土木総務課	設立年月日	昭和48年4月1日						
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的としている。								
事業内容	①公共用地、公用地の先行取得、管理、処分を行う ②住宅用地、工業用地の造成事業を行う ③上記①②に付帯する業務を行う ④上記①②に併せ公共施設等の整備で、公共的団体の委託に基づき土地の取得のあっせん、調査、測量等を行う								
役員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		3	8	11	18	0	2	0	18
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	30,000			30,000			100.0%		

2 組織

(1) 組織図



(2) 職員構成

理事長及び常務理事は土地開発公社と住宅供給公社の兼務である。管理部門（総務）は平成16年度に統合し、さらに平成26年度には土木部門を統合したため、総務課と土木課は土地開発公社と住宅供給公社の共通部門となっており、組織のスリム化と効率化に貢献している。

職員は18名で、土木課及び総務課以外の7名は職員の出向に関する協定に基づいて県土整備事務所へ出向している。理事長及び常務理事は県OB役員であり、また県土整備事務所へ出向している職員のうち2名が県OB職員である。現理事長の前職は県病院局局長とのことである。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	11,319,213	流動負債	5,375,117	事業収益	892,127
現金及び預金	2,634,202	未払金	351,787	公有地取得事業収益	598,534
事業未収金	55,202	短期借入金	4,758,180	土地造成事業収益	211,770
公有用地	2,543,644	1年内返済予定長期借入金	259,199	附帯事業収益	12,047
完成土地	3,902,368	賞与引当金	4,574	あっせん等事業収益	69,776
開発中土地	2,135,870	その他負債	1,377	事業原価	815,502
代替地	47,927	固定負債	5,210,911	公有地取得事業原価	598,534
固定資産	1,899,143	長期借入金	5,106,963	土地造成事業原価	165,730
有形固定資産	4,566	退職給付引当金	58,920	あっせん等事業原価	51,238
建物又は付属設備	1	その他固定負債	45,028	事業総利益	76,625
車両その他の運搬具	3,602	負債合計	10,586,028	販売費及び一般管理費	30,215
工具・器具及び備品	963	資本金	30,000	事業利益	46,410
無形固定資産	1,457	準備金	2,602,328	事業外収益	83,131
ソフトウェア	1,457	前期繰越準備金	2,565,415	受取利息	91
投資その他の資産	1,893,120	当期純利益	36,913	有価証券利息	30,517
賃貸事業の用に供する土地	1,893,120	資本	2,632,328	雑収入	52,523
資産合計	13,218,356	負債・純資産合計	13,218,356	事業外費用	92,667
				支払利息	41,924
				雑損失	50,743
				経常利益	36,874
				特別利益	39
				固定資産売却益	39
				当期純利益	36,913

ア 公有用地、代替地

公有用地とは公有地取得事業により土地開発公社が所有権を取得した土地をいい、代替地とは当該事業により取得される土地の所有者等に対して、その土地に代わる土地として譲渡するために公社が取得した土地をいう。

イ 完成土地、開発中土地

完成土地とは土地造成事業に係る土地で次に掲げるものをいう。

(ア) 販売可能な状態にある土地

(イ) 当該土地に係る開発計画が次のような状態にある土地

A 開発工事の着工予定時からおおむね5年を経過しても開発用の土地等の買収が完了していない状態

B 開発用の土地等の買収が完了した後おおむね5年を経過しても開発工事に着手していない状態
 C 開発工事に着手後中断しその後おおむね2年を経過している状態
 開発中土地とは土地造成事業に係る土地で完成土地以外のものをいう。

ウ 賃貸事業の用に供する土地

完成土地である益田拠点工業団地及び開発中土地であるソフトビジネスパーク島根の一部について事業用定期借地権設定契約に基づいて賃貸している土地である。

エ 借入金

短期借入金と長期借入金の合計で前期比553百万円増加している。その要因は、国道9号改築工事用地等の先行取得事業のための借入れが増加したことによる。

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	210.0%	流動比率 = 流動資産 / 流動負債
自己資本比率	19.9%	自己資本比率 = 自己資本 / 総資本
借入金依存率	76.6%	借入金依存率 = 借入金 / 総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	3.6%	管理費比率 = 管理費 / (事業費 + 管理費)
事業費に係る人件費率	-	事業費に含まれる人件費 / 事業費総額
管理費に係る人件費率	75.8%	管理費に含まれる人件費 / 管理費総額
総資本経常利益率	0.3%	総資本経常利益率 = 経常利益 / 総資本
経常収支比率	103.9%	経常収支比率 = 経常収益 / 経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	85.5%	(補助金 + 負担金 + 指定管理料 + 委託料 + 借入金収入) / (事業収益 + 事業外収益 + 借入金収入)
受託事業収益率	3.6%	受託事業に係る収入 / 事業収益
補助金収益率	3.8%	補助金収入 / 事業収益

総資本の76.6%が借入金であり非常に高い借入金依存率となっている。したがって自己資本比率は19.9%と低い。また、借入金を含めた財政的依存率が高くなっている。

4 事業

本団体は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号）に基づき、公共用地の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の推進を図ることを目的として設立された法人である。

本団体の主な事業は本県が必要とする土地を本県に代わり、金融機関等からの借入を行って先行的に取得し、実際に必要になった時点で取得後の経費や金利を上乗せした価額で本県に売却することを目的とした事業である。

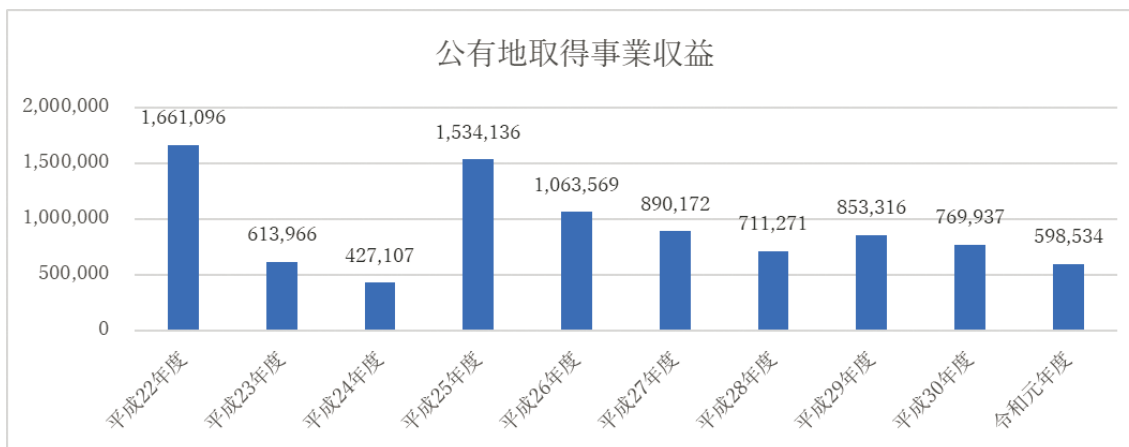
(1) 公有地取得事業

本県等からの委託に基づき先行取得した公共用地を本県等に売却する事業であり、取得した土地の取得価額に、取得後の経費や金利を上乗せした価額で売却するため、公有地取得事業収益と公有地取得事業原価は同額となり本団体に利益は発生しない。

過去10年の公有地取得事業収益の推移は次のとおりであり、公有地取得事業収益は減少傾向にある。

(単位：千円)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公有地取得事業収益	1,661,096	613,966	427,107	1,534,136	1,063,569
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公有地取得事業収益	890,172	711,271	853,316	769,937	598,534



公有地の先行取得といっても事業用地の全てを公社が取得するのではなく、年度予算の範囲で県が取得した土地以外を、県から取得を依頼されて取得することが多い。これにより、公共事業の効率化と平準化を図ることができるため、公共事業が縮減している状況の中でも公社による公有地取得の必要性は認められる。しかし、公有地取得事業収益が減少傾向にあることは、公共事業の縮減に伴い、県からの取得依頼と県への売却が減少していることを意味し、事業規模が縮小している。

(2) 土地造成事業

本県からの事業依頼に基づき企業団地等を造成し、誘致企業等に売却する事業である。対象となる企業団地等は益田拠点工業団地とソフトビジネスパーク島根があり、直近4年の土地残高の推移は次のとおりであり、土地残高の金額及び面積の推移を見ると、その売却は進んでいない。

土地残高の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
益田拠点工業団地	4,196,472 (287,701.85㎡)	4,193,428 (287,701.85㎡)	4,049,678 (277,701.83㎡)	3,902,368 (266,893.73㎡)
ソフトビジネスパーク島根	2,633,739 (132,762.61㎡)	2,395,560 (125,088.61㎡)	2,229,087 (120,200.26㎡)	2,135,870 (117,093.80㎡)

また、土地造成事業の事業収益、事業原価等の推移は次のとおりであり、造成土地の売却が進んでいない状況を反映して事業収益は減少している。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
土地造成事業収益	602,189	298,646	348,960	211,770
土地造成事業原価	555,748	253,492	304,146	165,730
事業総利益	46,441	45,154	44,814	46,040
事業総利益率	7.7%	15.1%	12.8%	21.7%

ア 益田拠点工業団地の概要

平成4年度に島根県・益田市と覚書を結び、臨空型工業団地として造成して平成9年度より分譲を開始した。平成4年に本県、益田市及び本団体で交わされた覚書において、分譲開始後5年を経過した後に残地がある場合は、益田市において残地を買い取る旨規定されていたが、平成14年に覚書が変更となり、分譲開始後10年を経過した後に残地がある場合には、買取りを含め、処分の方法について3者で別途協議すると規定された。分譲開始から10年以上経過した平成19年度以降、分譲を続けつつ当該3者協議が継続している状況である。

イ 益田拠点工業団地造成事業費補助金

分譲が進まない中、金融機関からの借入に係る支払利息や維持管理費等が高み、何も対策しなければ分譲単価を引き上げざるを得ない状況にあったため、利息や維持管理費等の経費に対して、県が平成14年から補助金の交付を始めたものである。

その後、利子補給額の軽減のため、平成24年から借入先を土地開発基金に変更している。

ウ ソフトビジネスパーク島根の概要

平成7年度に島根県から事業依頼を受け、その後平成11年度に県・松江市と覚書を結び、研究開発型企業やそれをサポートする企業の集積と、産学官連携による新産業の創出を目的とした企業団地として造成し、平成13年度秋より分譲を開始した。覚書の規定により、分譲開始後5年を経過した後残地が生じた場合は県と本団体でその取り扱いについて協議することとなっていたため、平成18年度末に協議を行ったところ平成19年度から平成23年度までの5年間、分譲期間を延長することとなった（分譲残地の取扱いに関する覚書を締結）。その後、同様の分譲期間を延長する覚書の締結により「H24年度からH28年度までの5年間」、「H29年度からH33年度までの5年間」と分譲期間の延長を続けている。

エ 土地開発公社の経営の健全化に関する計画について

平成18年10月に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」が策定されており、益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の平成18年度から平成22年度の用地処分計画は次のとおりであり、年間販売計画757百万円、平成22年度末の保有額は6,942百万円の計画となっていた。

(単位：百万円)

益田拠点工業団地 ソフトビジネスパーク島根	平成17年度	平成18年度 (初年度)	平成19年度 (第2年度)	平成20年度 (第3年度)	平成21年度 (第4年度)	平成22年度 (第5年度)
年度初保有額	10,377	9,960	9,367	8,775	8,174	7,563
当該年度利子・管理費等	112	164	165	156	146	136
販売計画額	529	757	757	757	757	757
年度末保有額	9,960	9,367	8,775	8,174	7,563	6,942

直近4年間の保有額の推移は次のとおりであり、令和元年度末においても6,038百万円がまだ未処分の状態で、本団体が保有したままである。

(単位：百万円)

益田拠点工業団地 ソフトビジネスパーク島根	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年度末保有額	6,830	6,589	6,279	6,038

(意見)

公有地取得事業や土地造成事業の規模の縮小により、公社全体としても事業規模は縮小傾向にあるため、各県土整備事務所に出向している人員体制も含め、公社全体としての人員体制の縮小の必要性も検討すべきである。

(意見)

造成土地のうち1,893百万円の土地については売却にこだわらずに定期借地によって賃貸収益を年間46百万円得ているなど、収益に結び付く方策をとっている点は評価できるものである。

しかし、益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根ともに分譲開始から20年以上経過してもなお分譲期間の延長を繰り返している状況は看過できない。

特に本団体の事業は県の政策に大きく左右され、かつ県の出資比率100%であることから、本団体と県とは一体と考えられるため、県が多額の不良在庫を抱えていることと同じである。分譲期間の延長を繰り返すほど、益田拠点工業団地については県の補助金負担が発生し、ソフトビジネスパーク島根については借入金に係る支払利息が土地の原価に上乗せされ続けることになり、仮にこれを県が補助したとしても県の支出が増えるだけであり意味がない。

これら2つの造成地の本来の目的は、企業が工場や研究施設などを建設し、そこで雇用と様々な経済効果を生み、県の財政や地域経済に寄与することである。そのような効果をできるだけ早期にもたらし、それを持続させることを優先的に考え、売却できる価格まで下げてでも、できるだけ早期に売り切るべきであり、これ以上先送りすべきでない。

過去に支出した事業費の回収にいつまでも固執してしまうと、今後期待される雇用と経済効果が生まれる可能性はいつまでもゼロである。事業に投下された事業費（県民の税金）は、不良在庫のままでは全く活かされず、様々な経済効果がもたらされて初めて生きてくる。

(3) あっせん事業

本県等からの委託事業である。工業団地等の造成工事の施工監理業務や法面改修工事等の設計施工監理業務などが主な事業であり、その事業収益等の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
あっせん等事業収益	19,869	41,926	81,948	31,593
あっせん等事業原価	16,680	37,573	61,799	13,056
事業総利益	3,189	4,353	20,149	18,537
事業総利益率	16.1%	10.4%	24.6%	58.7%

※あっせん等事業収益及びあっせん等事業原価には公社から県への出向者の人件費が同額含まれているためこれを除いている。

(意見)

本県から本団体への委託契約については随意契約となっている。委託事業の内容は設計書作成施工監理業務など、必ずしも公社しかできない業務ではなく、本公社以外でも遂行できるものと考えられる。仮に当該業務に高い機密性等が求められるとしても、民間の事業者でも機密性等の高い情報等を扱いながら事業を行っているところは数多くあるはずである。公社と同様に、業務の機密性等を十分に守ることは可能であるため、一般競争入札や指名競争入札など、競争性を確保し県費を抑制する工夫が必要である。

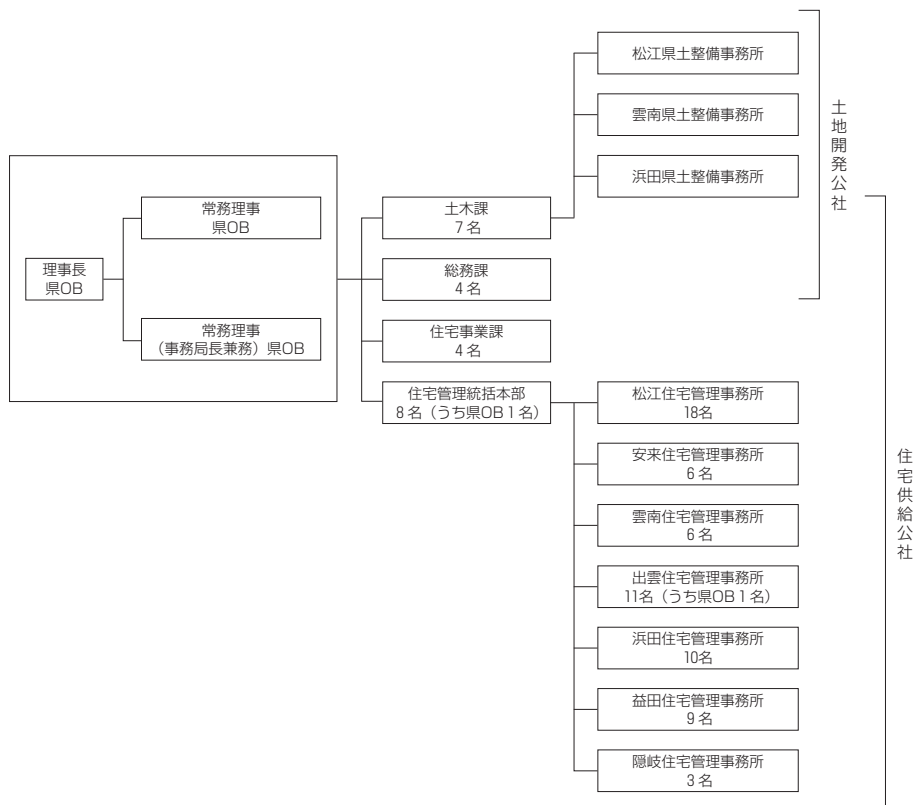
第7 特別法人 島根県住宅供給公社

1 団体の概要

所在地	島根県松江市古志原4丁目1番1号								
所管課	土木部建築住宅課	設立年月日	昭和28年6月22日						
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。								
事業内容	①住宅の積立分譲及びこれに付帯する業務 ②住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡 ③住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡 ④住宅の用に供する宅地の造成に併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡 ⑤地方公社が賃貸し、または譲渡する住宅及び宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡 ⑥公営住宅法に基づき、公営住宅又は共同住宅の管理の一部について、事業主体に代わって行うこと								
役職員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
	人数	3	8	11	27	0	2	58	85
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	10,000			10,000			100.0%		

2 組織

(1) 組織図



(2) 職員構成

理事長及び常務理事は県OB役員であり土地開発公社と住宅供給公社の兼務である。住宅管理統括本部及び出雲住宅管理事務所それぞれ1名の県OB職員が在籍している。現理事長の前職は県病院局局長とのことである

平成16年度に県議会行政改革特別委員会の指摘により、より効率的な組織運営のため土地開発公社と管理部門（総務）を統合し、平成26年度にはさらなる組織の効率化を進めるために土木課を新設して土地開発公社と土木部門を統合したため、総務課と土木課は住宅供給公社と土地開発公社の共通部門となっている。県及び公社はこのような体制の見直しを図りながら、組織の効率化・コスト削減に努めるとともにスリム化を実施している。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	1,173,446	流動負債	547,439	事業収益	1,635,565
現金及び預金	785,242	次期返済長期借入金	283,435	分譲事業収益	117,606
未収金	189,539	未払金	234,318	賃貸管理事業収益	581,838
分譲事業資産	198,445	その他流動負債	29,686	管理受託住宅管理事業収益	826,125
その他流動資産	220	固定負債	4,251,569	その他事業収益	109,996
固定資産	7,692,767	長期借入金	2,612,291	事業原価	1,591,796
賃貸事業資産	5,920,911	預り保証金	300,078	分譲事業原価	116,397
賃貸住宅資産	4,621,405	引当金	510,824	賃貸管理事業原価	540,577
賃貸施設等資産	1,278,718	積立金	32,340	管理受託住宅管理事業原価	825,881
長期前払費用	20,788	その他固定負債	796,036	その他事業原価	108,941
長期事業未収金	180,058	負債合計	4,799,008	一般管理費	43,359
有形固定資産	49,215	資本金	10,000	事業利益	410
無形固定資産	53,686	余剰金	4,057,205	その他経常収益	36,122
その他の固定資産	1,488,897	資本余剰金	310,809	その他経常費用	21,597
長期有価証券	1,488,874	利益余剰金	1,270,129	経常利益	14,935
その他の資産	23	特定目的積立金	2,476,267	特別利益	56
		資本合計	4,067,205	特別損失	0
資産合計	8,866,213	負債・資本合計	8,866,213	当期純利益	14,991

ア 分譲事業資産

分譲するために建設及び造成した住宅及び宅地であり、積立分譲住宅、一般定期借地権付き分譲住宅及び分譲宅地がある。積立分譲住宅は、住宅引き渡しまでに購入資金の頭金部分を一定期間、公社で積立し、これに住宅金融支援機構等の融資を加えて住宅を取得する制度である。一般定期借地権付き分譲住宅は、土地を一般定期借地として賃貸しすることで購入資金を低く抑えて住宅を取得する制度である。また、分譲宅地は住宅の建設時期についての期限を定めて、あらかじめ土地のみを取得する制度である。

イ 賃貸住宅資産

一般賃貸住宅と定住促進賃貸住宅があり、一般賃貸住宅は公営住宅収入超過者の受け皿として提供している。定住促進賃貸住宅は市町からの要請に基づき、UIターン者や就職・結婚などにより独立する若者等を対象として、公社が旧住宅金融公庫から融資を受けて建設した、収入制限の

ない賃貸住宅である。

ウ 賃貸施設等資産

賃貸店舗及び賃貸宅地がある。賃貸店舗は公社が開発した団地の生活関連施設であり、賃貸宅地には、駐車帯、事業用定期借地及び一般定期借地がある。駐車帯は団地の開発に伴って生じる土地で、住宅地に出来かねる区域などを有効利用して駐車帯を建設し地元住民に提供しているものである。

エ 長期事業未収金

経緯としては、旧八雲村、旧島根町から平成10年、平成15年に開発依頼のあった2団地の着手にあたって、「基本協定書」及び「協議書」を取り交わし、計画どおり分譲できなかった場合の未分譲地の一括買取りなどの諸条件を定めていた。2団地ともに平成18年度までの分譲計画だったが、未分譲地の買取りを合併後の松江市に申入れしながら引き続き公社で分譲を行っていた。平成23年3月、「協議書」により販売促進に協力することや一部費用負担を条件に買取り時期を更に5年間延長した。その後、平成27年度に割賦分譲方式での土地売買契約とすることで話しがまとまり、平成28年度に松江市の議会承認を経て、土地売買契約が本契約となった。売買代金総額397百万円のうち令和2年3月末時点の未回収180百万円は令和7年度で全て回収見込みである。

(2) 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	214.4%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	45.9%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	32.7%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	2.7%	管理費比率＝管理費/(事業費＋管理費)
事業費に係る人件費率	17.8%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	61.3%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	0.2%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	103.6%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	24.4%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	24.9%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	0.0%	補助金収入/経常収益

4 事業

(1) 住宅宅地分譲事業

本団体は、県の住宅政策の実施機関としての役割を担い、令和元年度までに積立分譲住宅2,933戸、一般分譲住宅168戸、計3,101戸の戸建て住宅を供給してきた。

近年は新規の団地開発がないため、分譲事業は「しんじ学園台」での販売促進に限定されている。県内の人口減少による空き家等の住宅ストックの増加、民間住宅供給業者による宅地開発などの影響を受けて、供給戸数は減少しており、本公社の住宅分譲戸数の推移（S41～R元年度）は次のとおりである。



供給戸数の減少に伴い、近年、分譲事業収益及び分譲事業資産も次のとおり減少している。



(意見)

県内の人口減少による空き家等の住宅ストックが増加していることや、民間住宅供給業者による宅地開発も進んでいることを考えると、ここまで住宅の供給戸数が減少している状況では、住宅宅地分譲事業からは撤退すべきである。

(2) 賃貸管理事業

ア 一般賃貸住宅

昭和47年から昭和58年にかけて松江市に建設した3団地及び平成7年と平成9年に出雲市と松江市に建設した2団地があり、総戸数は166戸である。

老朽化や需要とのミスマッチで入居率が低くなっているところがあるとのことであり、家賃の軽減制度や免除制度、リフォームによる入居率向上策を講じている。また、大規模修繕を平成30年度から令和4年度にかけて順次実施している。

イ 定住促進賃貸住宅

市町からの要請に基づき平成5年から19年度までに1,074戸建設された。これまでに一部の住宅について、市町の意向により早期に建設資金の繰上償還を行い、当該市町へ住宅を無償譲渡している。現在管理している1,038戸についても、令和2年度以降に本格化する建設資金借入金の償還期間満了に伴い、住宅を該当市町へ順次無償譲渡するため、徐々に公社の賃貸事業が縮小していくことが課題である。

ウ 賃貸施設等

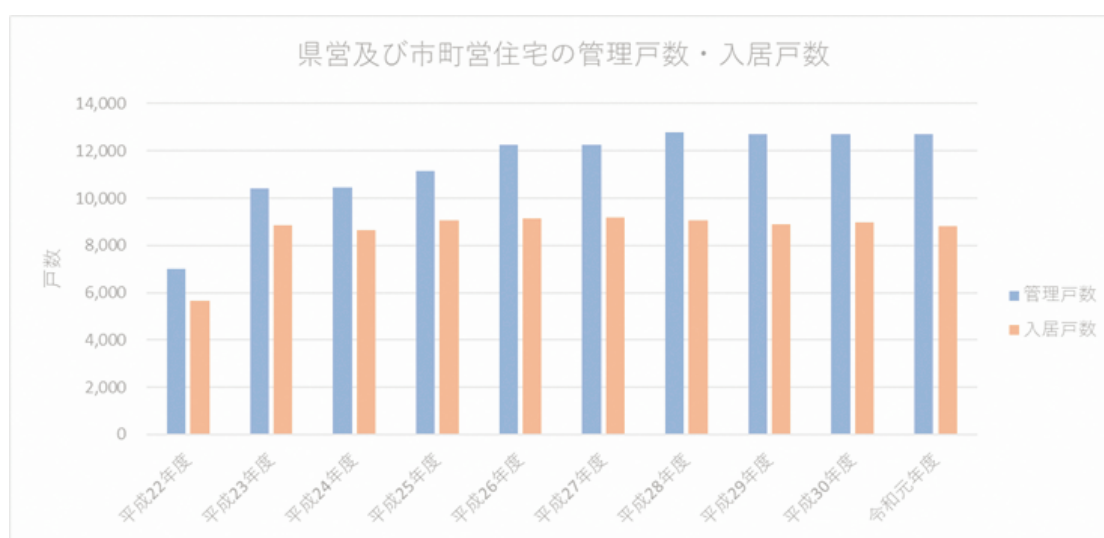
公社が開発した団地の生活関連施設として、松江市の比津が丘団地と朝日ヶ丘団地に2店舗ある。比津が丘団地の施設は一部を郵便局に貸し出しているが他室は空室となっている。朝日ヶ丘団地の店舗は銀行ATM用と新聞販売店に貸し出している。

その他269区画の駐車帯の賃貸や事業用定期借地、一般定期借地がある。

(3) 管理受託住宅管理事業

ア 公共団体住宅管理事業

令和元年度の管理戸数は、県営住宅4,999戸、市町営住宅7,714戸となっており、県営住宅は県からの管理代行により、市町営住宅は市町からの管理代行又は指定管理により管理業務を行っている。これら公営住宅の過去10年間の管理戸数及び入居戸数の推移は次のとおりである。平成22年度から平成27年度にかけて松江市、益田市その他の市町営住宅の管理を順次受託してきたことにより、管理戸数は増加しているが入居戸数は伸びていない。



イ その他公的住宅管理事業

平成29年10月から令和2年9月30日までの期間において、島根県ビルメンテナンス協同組合と共同企業体を結成し、県から職員宿舎に係る管理業務、修繕等業務、職員宿舎維持保全計画（案）作成業務を受託していた実績がある。

ウ 他県における県営住宅の管理形態

中四国の9県における県営住宅の管理形態は下表のとおりとなっている。

県住宅供給公社が設置されている5県（広島県、鳥取県、島根県、高知県、徳島県）のうち広島県を除く4県は管理代行制度を導入し、県住宅供給公社が未設置の4県（岡山県、山口県、香川県、愛媛県）では指定管理制度が導入されている。

県名	施設名		公有無	管理形態	管理者	公募・非公募	指定期間
岡山県	県営住宅	原尾島団地外27団地	無	指定管理	(株)東急コミュニティー	公募	H29.4.1～H34.3.31
		上記以外の団地		指定管理	各団地所在市町村	非公募	
広島県	県営住宅	(広島南部地区)	有	指定管理	広島県ビルメンテナンス協同組合	公募	R2.4.1～R7.3.31
		(広島北部地区)					
		(安芸地区)					
		(廿日市、大竹地区)					
		(三次、庄原地区)					
		(呉地区)					
		(東広島、竹原地区)					
		(三原地区)					
		(尾道地区)					
		(福山、府中地区)					
		(第二上安住宅)					
(平成ヶ浜団地)							
鳥取県	県営住宅	市町委託県営住宅以外	有	管理代行	鳥取県住宅供給公社	—	—
山口県	県営住宅	121施設	無	指定管理	(一財)山口県施設管理財団	公募	R2.4.1～R7.3.31
香川県	県営住宅	県営住宅等(直島団地を除く)	無	指定管理	香川県建築設計協同組合	公募	H28.4.1～H33.3.31
愛媛県	県営住宅	中予地方局管内の県営住宅(19団地)	無	指定管理	愛媛県営住宅管理グループ (代表者:(株)第一ビルサービス、構成員:新日本建設(株))	公募	H29.4.1～5年間
高知県	県営住宅	—	有	管理代行	高知県住宅供給公社	—	R2.4.1～R3.3.31
徳島県	県営住宅	県営住宅(改良団地) 新浜町団地、大麻団地	有	管理代行	徳島県住宅供給公社	—	R3.4.1～R8.3.31

また、指定管理者が行っている業務内容をいくつか挙げると次のとおりであり、家賃や駐車場使用料の収納・納入指導に関する業務を行っている場合もある。

山口県	岡山県
入居決定等の権力的業務を除く下記の業務 1. 入居関係(募集広報、申込受付、抽選、資格審査、入居手続) 2. 使用関係(収入調査、家賃収納、滞納督促) 3. 明渡関係(退去手続、敷金返還、明渡請求補助、強制執行補助) 4. 維持修繕関係(業者選定、工事・点検発注、履行確認、代金支払) 5. 駐車場関係(使用許可補助、使用料収納、滞納督促、明渡請求補助)	・入居者の募集に関する業務 ・入居者の決定等の事務補助に関する業務 ・各種届及び承認申請書の受理等に関する業務 ・入居者の退去に関する業務 ・県営住宅等の維持管理及び入居者に対する管理指導に関する業務など
香川県	愛媛県
指定管理者は、次の業務(以下「指定管理業務」という。)を行う ①県営住宅の入居者の入居・退去等に関する業務 1) 県営住宅の入居者の募集・入居・退去に関する業務 2) 家賃及び駐車場使用料の算定・減額・収納・納入指導等に関する業務 3) 各種申請書・届出等の受付及び相談に関する業務 4) 入居者等からの苦情処理等その他県営住宅等の管理運営に関する業務 ②県営住宅等の維持管理・保守管理に関する業務	指定管理者の業務 ア入居者管理業務 入居募集、申込受付、入居順位決定(抽選)、入退居手続、各種届出受理、各種申請書の受理及び審査、住み替え等相談、入居者指導等 イ収納等管理業務 家賃徴収、駐車場使用料徴収、敷金徴収、口座振替手続、収入申告受付、収入認定補助、家賃滞納督促等 ウ施設管理業務 緊急修繕及び一般修繕、空家修繕(退去修繕)、計画修繕(別途指示するもの)、保守点検(法定点検含む)、日常点検等 エその他管理業務 駐車場管理、自治会指導、関係機関等調整、苦情処理等

県営住宅の管理について本県が採用してきた管理形態は次のとおりである。

- ① S53～H17：管理委託(東部)・県直営管理(西部、隠岐)
- ② H18～H20：指定管理制度(東部・西部)・県直営管理(隠岐の島町)・管理代行制度(西ノ島町)
- ③ H21～H24：管理代行制度(東部・西部・西ノ島町)・県直営管理(隠岐の島町)
- ④ H25～H27：管理代行制度(東部・西部・隠岐の島町・西ノ島町)
- ⑤ H28～現在：管理代行制度(東部・西部・隠岐の島町)

過去には指定管理者制度を採用していた時期もあるが、結果として本団体が受託していたとのことである。

(意見)

管理代行制度によると、本団体以外の法人が参入する余地が全くなくなり、民間の資金・人材・経営ノウハウの活用や自立性、自主性の強化という外郭団体の趣旨が損なわれるため、民間の活用や競争性確保の観点から、指定管理者制度を検討すべきである。

(4) その他事業

ア 受託建設事業・公共住宅技術支援事業

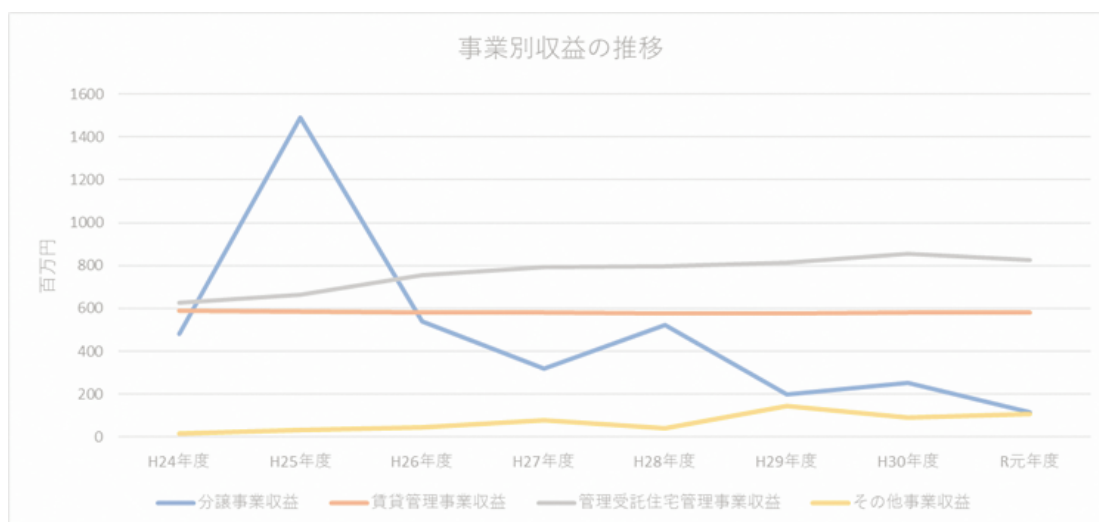
これまで、地方公共団体からの委託に基づき、まちづくりの一環としての地域開発計画に係る事業や土地区画整理事業等の設計、積算、工事監理業務などを行ってきた。最近では、土砂災害対策や擁壁更新に係る技術検討業務等を受託している。

イ 戸建て空き家・空き家の流通促進事業

公社が開発した団地の中には、子育て世代の減少、高齢化、空き家・空き地の増加が生じており、高齢者福祉・介護をはじめ、緊急時対応や買い物・通院等における移動手段の確保など多くの問題を抱えている。

(5) 経営収支予測

事業別収益の推移は次のとおりであり、賃貸管理及び賃貸受託住宅管理事業収益が横ばい又は微増に対して分譲事業収益は大きく減少している。



また、中期経営計画（令和2年度～令和6年度）によると、事業別の収支予測は次のとおりであり、賃貸管理事業及び管理受託住宅管理事業のみ収支の増加を見込んでいる。

経営収支予測

(単位：千円)

科目	(単位)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
分譲事業		20,531	12,300	12,300	12,300	12,300
積立分譲住宅	戸	4	3	3	3	3
一般分譲住宅	戸	0	1	1	1	1
分譲宅地	区画	0	0	0	0	0
賃貸管理事業		85,953	85,948	86,970	87,520	87,070
賃貸住宅管理事業		69,113	69,028	70,000	70,500	70,000
一般賃貸住宅	戸	166	166	166	166	166
定住促進賃貸住宅	戸	1,038	1,030	1,018	1,018	960
賃貸施設管理事業		16,840	16,920	16,970	17,020	17,070
賃貸店舗	棟	2	2	2	2	2
賃貸宅地（駐車帯）	区画	257	257	257	257	257
賃貸宅地（定期借地）	区画	67	68	69	70	71
管理受託住宅管理事業		272,339	288,000	288,000	290,000	293,000
公営住宅管理受託	戸	12,749	12,749	12,749	12,749	12,749
県職員宿舎管理受託	戸	2,754	2,754	2,754	2,754	2,754
その他の事業		4,355	4,365	3,200	3,200	3,200
売上総利益		383,178	390,613	390,470	393,020	395,570
人件費		333,000	336,000	338,000	341,000	344,000
役職員数	人	82	79	78	78	78
事務経費		49,000	50,000	50,000	50,000	50,000
人件費・事務経費		382,000	386,000	388,000	391,000	394,000
事業損益		1,178	4,613	2,470	2,020	1,570
その他経常収益		34,349	34,250	34,250	34,250	34,250
その他経常費用		15,327	10,000	10,000	10,000	10,000
経常損益		20,200	28,863	26,720	26,270	25,820
当期純利益		20,200	28,863	26,720	26,270	25,820

経営収支予測の前提となる、中期経営計画における各事業の今後の方針・方策の要点は次のとおりである。

ア 住宅宅地分譲事業

分譲用地の早期分譲を第一目標とし、民間住宅供給事業者が事業展開しづらい地域での事業を行うことができる公社の強みを活かし、住宅需要や採算性も充分精査した上で進める。

イ 賃貸事業

① 一般賃貸住宅

入居率向上策の早期実施、修繕工事による居住環境の改善や施設改善、長期保全・建替構想等の長期計画の策定、中堅所得者向け住宅や市との連携による借上公営住宅の建設、リノベーションにより家賃を見直し収支安定を図る。

② 定住促進賃貸住宅

建設借入金の償還期間満了に伴う住宅の市町への無償譲渡に当たり、譲渡後の住宅管理を受託できるように努める。

③ 賃貸施設等

賃貸店舗の有効活用、駐車帯の利用率向上。

ウ 管理受託住宅管理事業

「管理代行者」・「指定管理者」の再指定を目指し、今後、未受託の市町からの要請への対応や公社からの積極的な働きかけを行う。

県職員宿舎の管理業務については公社が全業務の完全な把握と適切なマネジメントができる体制で次期以降の受託を目指す。

エ その他の事業

受託実績を作り、地方公共団体からの委託先としての存在をアピールしていく。

5 本団体の方向性

(意見)

住宅宅地分譲事業は、県内の人口減少による空き家等の住宅ストックが増加していることや、民間住宅供給業者による宅地開発も進んでいることから、事業の維持は困難である。賃貸事業の一般賃貸住宅は、リノベーションによる収支安定を見込む余地はあると考えられ、定住促進賃貸住宅は無償譲渡の課題はあるが、その後の管理受託を期待できる。管理受託住宅管理事業については、未受託の市町からの受託余地がある。

その他の事業である技術支援や空き家の流通促進事業は本団体のノウハウの活かせる事業であり、今後必要とされる分野でもあると考えられる。

したがって、本団体の方向性としては、住宅宅地分譲事業からは完全撤退して受託管理事業の効率化とサービス向上に注力すべきと考える。ただし、管理受託住宅管理事業については、現在の管理代行制度によると、本団体以外の法人が参入する余地がないため、民間の資金・人材・経営ノウハウの活用や自立性、自主性の強化という外郭団体の趣旨が損なわれる。もちろん、住民サービスの向上が阻害されてはいけませんが、民間ノウハウの活用や競争性の確保の観点から、指定管理者制度の採用も検討すべきである。

第8 公益財団法人 島根県建設技術センター

1 団体の概要

所在地	島根県松江市古志原町4丁目1-1								
所管課	土木部土木総務課	設立年月日	1996年3月25日設立（2011年4月1日から公益財団法人に移行）						
設立目的	島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、もって県民の福祉の向上に寄与すること								
事業内容	(1) 建設技術に関する研修、講習及び指導 (2) 公共建設事業の推進及び普及のための広報 (3) 公共建設工事に関する調査、設計、技術審査、積算、施工監理及び検査の業務の受託 (4) 災害等緊急時における地方公共団体への技術的支援及び支援活動への助成 (5) 公共建設事業に関する図書の出版及び販売 (6) 地方公共団体の公共土木施設維持管理に関する支援 (7) その他前各号の事業を達成するために必要な事業								
役員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
	人数	常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
		1	10	11	7	4	3	2	9
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	100,000			100,000			100.0%		

本団体は経営評価対象団体である。令和元年度の経営評価では、組織運営、財務内容については「A(良好である)」評価であり、団体のあり方、事業実績については、「B(ほぼ良好である)」であった。

2 組織

- ◎ 理事会（理事9名、監事2名）
- 理事長 1名（県OB職員）
 - 事務局長（総務部長兼務） 1名（県派遣職員）
 - 総務部 2名（県派遣職員）
 - 業務部長 1名（県OB職員）
 - 業務第1課 2名（うち1名が県派遣職員、1名が県OB職員）
 - 業務第2課 2名（うち1名が県派遣職員、1名が県OB職員）
 - 会計年度任用職員 2名（うち1名が県OB職員）

理事9名のうち、常勤の理事長1名及び非常勤の理事1名が県OBである。

職員9名のうち、正職員は7名。県OBが3名、県派遣職員が4名であり、プロパーの職員はいない。

県OB職員の前職は、理事長の前職が県土木部部長であり、正規職員3名の前職が県事業所所長と県土整備事務所課長である。

(意見)

- ◎ 県派遣職員について

本県から外郭団体等への職員の派遣は、県と団体との連携を円滑にし県民の生活の向上に資す

るが、他方で職員派遣が常態化すれば、団体の自主独立性が害され、市場原理による民間活力の導入という外郭団体が持つメリットが活かせなくなるおそれがある。そのため、本県から外郭団体等に職員を派遣する場合には、その目的、派遣期間、事務分掌が明確でなければならない。

本団体について言えば、平成8年の団体設立から既に25年が経過しているにもかかわらず、正規職員7名のうち県派遣職員が4名在籍しており、その目的やいつまで職員を派遣するのかという派遣期間が明らかでない。県は今後も本団体に職員を派遣するのであれば、その目的と派遣期間を明確にすべきである。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	53,619	流動負債	6,268	経常収益	109,757
現金及び預金	13,913	未払金	5,046	基本財産運用益	28
未収金	39,706	未払消費税等	1,206	特定資産運用益	1
		預り金	16	事業収益	103,699
固定資産	150,401	固定負債	0	研修事務受託収益	7,174
基本財産	100,000			主催研修受講料収益	11,973
定期預金	100,000	負債合計	6,268	インフラ長寿命化受託収益	21,663
特定資産	50,400	指定正味財産	0	建設工事受託収益	62,889
公益目的事業推進準備資金	50,400	一般正味財産	197,752	受取補助金	4,633
その他の固定資産	1			雑収益	1,396
		正味財産合計	197,752	経常費用	108,179
資産合計	204,020	負債・純資産合計	204,020	事業費	98,337
				役員報酬	4,507
				給与・手当	36,003
				嘱託員報酬	2,319
				臨時雇賃金	1,703
				法定福利費	7,144
				その他	46,661
				管理費	9,842
				役員報酬	1,323
				給与・賃金	2,957
				法定福利費	649
				その他	4,914
				当期経常増減額	1,578
				経常外収益	0
				経常外費用	0
				当期一般正味財産増減額	1,578

(2) 令和元年度 財務指標

【安全性分析指標】

流動比率	855.5%	流動比率 = 流動資産 / 流動負債
自己資本比率	96.9%	自己資本比率 = 自己資本 / 総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率 = 借入金 / 総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	9.1%	管理費比率 = 管理費 / (事業費 + 管理費)
事業費に係る人件費率	45.3%	事業費に含まれる人件費 / 事業費総額
管理費に係る人件費率	43.5%	管理費に含まれる人件費 / 管理費総額
総資本経常利益率	0.8%	総資本経常利益率 = 経常利益 / 総資本
経常収支比率	101.5%	経常収支比率 = 経常収益 / 経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	47.1%	(補助金 + 負担金 + 指定管理料 + 委託料 + 借入金収入) / (経常収益 + 経常外収益 + 借入金収入)
受託事業収益率	42.9%	受託事業に係る収入 / 経常収益
補助金収益率	4.2%	補助金収入 / 経常収益

流動比率が855.5%と比較的高い。また、財政的依存率は47.1%である。

(3) 本県からの財政支出 (単位: 千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補助金	0	0	4,633
負担金	0	0	0
指定管理料	0	0	0
委託料 (指定管理料除く)	35,516	40,387	47,082
借入金	0	0	0
合計	35,516	40,387	51,715

4 事業

(1) 事業内容

ア 事業内容は、大きく分けて、次の3つに分けられる。

- ① 公共建設工事に関する調査、設計、技術審査、積算、施工監理及び検査の業務受託 (工事受託)
- ② 地方公共団体の公共土木施設維持管理に関する支援 (維持管理支援)
- ③ 建設技術に関する研修、講習及び指導 (研修・講習会)

イ 工事受託について

(ア) 業務内容

- ・ 調査設計の監理 (業務委託内容の確認・照査)
- ・ 工事設計書の作成
- ・ 工事の監理
- ・ 工事の検査補助
- ・ 総合評価落札方式の資料作成
- ・ 災害復旧工事の設計書作成など

(イ) 実績 (単位：千円)

所管別	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	箇所数	対象事業費	受託費	箇所数	対象事業費	受託費	箇所数	対象事業費	受託費
市町村計	28	1,737,890	45,726	36	1,597,610	53,746	29	1,370,866	48,303
県計	5	676,466	21,115	6	334,378	18,571	5	516,572	20,482
合計	33	2,414,356	66,841	42	1,931,988	72,317	34	1,887,438	68,785

工事受託業務では、人材不足や技術力不足のため自ら公共土木施設調達が困難な発注者にかわり、工事発注に必要な工事設計書（積算、図面、数量計算書、工事仕様書）の作成、工事監理、精算工事設計書の作成をおこなっている。

ウ 維持管理支援について

(ア) 業務内容

- ・ 県や市町村の職員が行う道路橋や公共土木施設コンクリート構造物の点検・診断等にあたり、専門家（橋梁調査会、コンクリート診断士会）の指導や助言などの支援を行う。
- ・ 公共土木施設の適正な維持管理のため、メンテナンスサイクルの点検、診断、措置、記録の各段階において支援を行い、施設の諸元や点検・診断の記録、修繕履歴など各種データを一元管理するシステムの円滑な運営を行う。

(イ) 実績 (単位：千円)

(単位：千円)

所管別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県	6,767	13,416	18,993
市町村計	10,156	6,654	4,837
合計	16,923	20,070	23,830

- ・ 維持管理支援業務のうち専門アドバイザーの派遣業務では、橋梁やトンネルその他の公共土木施設の点検、診断を行うのは橋梁調査会やコンクリート診断士会といった外部専門家である。本団体はこれら外部専門家とアドバイザー契約をして、県や市町村からの派遣依頼に対して、アドバイザーの派遣要請を行うとともに、技術的な助言、技術相談がスムーズに遂行できるよう支援を行っている。
- ・ また公共土木施設維持管理システムの保守管理業務では、発注者（県や市町村）が公共土木施設の台帳データの仮登録を行い、本団体がそのデータの確認、登録不備に関する発注者への通知、台帳データの本登録を行っている。このほか発注者を対象とした操作研修を年3回実施するなど、市町村が所管する公共土木施設を適切に管理できるよう指導・助言を行っている。

エ 研修・講習会について

(ア) 業務内容

- ・ 受託研修（県から受託している研修）（年30回程度）
- ・ 主催研修（本団体が企画する研修）（年20回程度）
- ・ 建設技術セミナー

(イ) 主催研修の実績

	開催回数	参加人数(単位:人)				
		県	市町村	建設業	コンサル	計
平成29年度	19	164	114	774	878	1,930
平成30年度	20	170	145	842	910	2,067
令和元年度	20	207	117	749	1,031	2,104

- ・ 主催研修では、本団体は県、市町村職員、建設業者、建設コンサルタント業者を対象にして、広く県内土木技術者の技術レベルの向上を図る目的で企画から運営までを一環して実施している。
- ・ 受託研修では、研修の講師は県庁各課の職員や外部から招聘した講師が務めて、本団体は県職員および市町村職員対象者への案内やアンケートの取りまとめ等の業務を行っている。

5 本団体のあり方について

(意見)

本団体は組織体制において、正規職員は7名のうち、県派遣職員が4名、県OBが3名在籍している。プロパー職員はいない。外郭団体の役割のひとつは、民間の活力の導入しながら行政組織を縮小することにあるが、常勤の職員のうち1名を除いては県OB職員と県派遣職員であるという本団体の組織体制では、県からの自立性に乏しく、その役割を十分に果たすことが難しい。

所管課、本団体に対するヒアリングよれば、県OBを採用する実質的理由として、県・市町村ともに土木技術系職員の人数が減少している中で高度な専門性を持った人材が指導に当たる必要がある、という点を挙げている。

しかし、本団体の事業の3本柱である、①工事受託、②研修、③市町村支援を考えたときに、本団体がおこなっているのは、県・市町村が実施する工事発注のための工事設計書(積算、図面、数量計算書、工事仕様書)の作成及び管理監督等の業務をおこなうこと、研修の企画・運営、専門家派遣要請のとりまとめや、県・市町村が行う公共土木施設の台帳データのチェックなどであり、県OB職員の経験と専門性が十分に活かされているとは言えない。

このように、本団体は正規職員は7名のうち、県派遣職員が4名、県OBが3名在籍していてプロパー職員がないという点で、人的に県への依存度が高い。また、業務の内容も県が直接に行えないという理由を見出したい。

県は本団体の存在の意義を検証し、本団体を解散してその業務を県が引き継ぐことも含めて、本団体のあり方を検討すべきである。

なお、本団体を解散した場合、基本財産など(参考:正味財産197,352千円)が本県に還元されることになる。

また、県が本団体に委託している業務の委託費に消費税が課されているが、本県が直接におこなえば委託費を払う必要がなくなり、委託費にかかる消費税分は削減できる(参考:令和元年度委託料47,082千円×10%=4,708千円)。

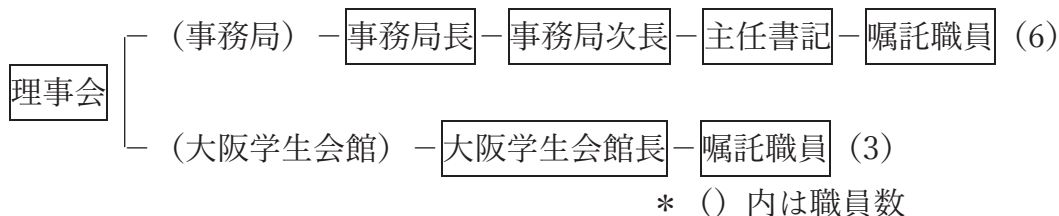
第9 公益財団法人 島根県育英会

1 団体の概要

所在地	島根県松江市殿町8番地3								
所管課	・総務部総務課 ・教育庁学校企画課			設立年月日	昭和33年				
設立目的	社会に有為な人材の養成に寄与すること								
事業内容	奨学金の貸与 就学資金の貸与 学生寮の設置及び運営 奨学生及び就学生並びに入寮学生の指導 など								
役員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		1	12	13	11	0	1	2	13
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	534,319			210,000			39.3%		

2 組織(令和2年8月1日現在)

(1) 組織体制



(2) 本県OB職員の採用状況

理事長(元教育長)

理事(元教育監) = 副理事長

常務理事兼事務局長(元東部県民センター所長)

嘱託職員(元横田高等学校長)

なお、事務方のトップである本団体の事務局長の職については、過去にはプロパー職員が事務局長を務めたことがあった。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	118,587	流動負債	12,947	経常収益	100,931
現金預金	117,680	未払金	10,530	経常費用	127,324
未収金	281				
その他	626	その他	2,418	公益目的事業	122,149
固定資産	4,605,837			役員報酬	0
基本財産	534,319	固定負債	36,884	給料手当	15,929
特定資産	4,066,739	退職給付引当金	15,491	嘱託員報酬	13,306
退職給付引当資産	15,491	負債合計	49,831	法定福利費	4,975
その他固定資産	4,779	正味財産	4,674,593	その他	87,939
		指定正味財産	2,987,314	法人会計	5,175
		一般正味財産	1,687,279	役員報酬	0
資産合計	4,724,424	負債・純資産合計 (=総資本)	4,724,424	給料手当	4,111
				法定福利費	677
				その他	387
				税引前正味財産増減額	-26,393
				法人税等	0
				正味財産増減額	-26,393

(2) 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	915.9%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	98.9%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	4.1%	管理費比率＝管理費/（事業費＋管理費）
事業費に係る人件費率	28.2%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	92.5%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.6%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	79.3%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	64.6%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	0.0%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	64.6%	補助金収入/経常収益

(3) 本県からの財政支出

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補助金	45,171,000	45,583,000	46,277,000
負担金	0	0	0
指定管理料	0	0	0
委託料（指定管理料除く）	0	0	0
借入金	0	0	0
合 計	45,171,000	45,583,000	46,277,000

補助金は、奨学金貸与金（高校）等（専修学校進学者特別支援事業及び資格取得促進事業含む）にかかるとされており、管理運営費（事務費）分を補助した。

(4) 大阪学生会館（本団体所有）

ア 施設の概要

- (所 在) 大阪府吹田市千里丘中58番10号
最寄駅JR千里丘駅（JR大阪駅まで約15分）
- (規 模) 面積 2261.92㎡
- (構 造) 鉄筋コンクリート造 3階建て
- (定 員) 70名（個室）
- (実 員) 28名（利用率40%）（令和2年9月末現在）
- (目 的) 学生寮
- (新 築) 平成15年
- (共用施設) 学習室、談話室、食堂、洗濯室、男女浴室、トイレ
全館冷暖房完備

イ 個室の状況

- 広 さ 約6畳
- 標準設備 机・椅子・シャンプードレッサー・収納スペース・エアコン・
エアコン・テレビ配線・インターネット回線（光ファイバー）
- そ の 他 門限23時、友人の入室禁止

ウ 寮費等

- 入寮費（一括） 12万円（2年）、15万円（3年以上）
- 寮 費 月額39,000円（共益費含む。但し、電気料金含まず。）
- 食 費 月額23,000円

(意見)

◎ 流動比率について

本団体の流動比率は915.9%である。このことは財務的に非常に優良な団体であることを示すとともに、余剰資金があるのではないかとすることも示している。本団体において、流動資産のなかに、奨学金貸与事業（大谷）などの原資が含まれているということであるが、用途が奨学金貸与事業のためと特定されているなら、奨学金事業引当資産として計上する方が団体の財務状況の実態をより反映したものとなるので望ましい。

4 事業

(1) 学生会館事業

大阪学生会館での学生寮の事業である。

事業収支は次のとおりである。

(令和1年度) 経常収益24,477千円、経常費用51,563千円	うち修繕費13,996千円
(平成30年度) 経常収益31,427千円、経常費用37,672千円	うち修繕費1,131円
(平成29年度) 経常収益38,735千円、経常費用77,118千円	うち修繕費33,001千円

(2) 奨学金事業

ア 奨学金事業の種類

奨学金事業は資金用途で言うと大きく分けて、奨学金貸与事業（大学・高校・大谷・専修）と就学資金貸与事業（就学・専修就学）がある。

奨学金貸与事業は、いわゆる在学学生に対し学資等の貸付を行う事業である。このうち、高校の奨学金事業はもともと日本育英会がもっていた事業と本県がもっていた事業を引き継ぎ、新しい事業として開始したものである。

就学資金貸与事業は、就学に要する費用の貸付を行う事業である。

イ 貸与と回収

(ア) 貸与原資

(イ) 貸与金

貸与原資はもともとは補助金や民間助成金である。貸与原資となるものは貸借対照表では奨学金事業引当資産に計上される。ただし、奨学金貸与事業（大谷）などは流動資産に計上しているものがある。なお、令和元年度の奨学金事業引当資産は888,109千円（うち高校分491,148千円）である。

奨学金や就学資金として貸与すると、貸借対照表では各貸与金へ計上される。

奨学金の種類ごとの令和元年度の貸与残高は次のとおりである。

奨学金貸与金（大学）	744,151千円（742,242千円）
奨学金貸与金（高校）	2,084,499千円（2,068,384千円）
大谷奨学金貸与金	30,821千円（個人寄付金）
就学資金貸与金	244,705千円（242,735千円）
専修奨学貸与金	13,882千円
専修就学貸与金	1,275千円

（※括弧内は貸倒引当金を差し引いた額）

貸与金を回収すると再び奨学金事業引当資産へと計上される。ただし、奨学金貸与事業（大谷）などは流動資産に計上しているものがある。このように、回収金はそのまま新規の貸与金の原資となる。

(ウ) 貸与金の回収

ウ 近年（直近3年）の主な貸与金残高の減少傾向

奨学金貸与金（大学）

(H29) 752,399千円（750,549千円）

(H30) 748,041千円（746,191千円）

(R 1) 744,151千円 (742,242千円)

(※括弧内は貸倒引当金を差し引いた額)

奨学金貸与金 (高校)

(H29) 2,323,724千円 (2,305,509千円)

(H30) 2,226,834千円 (2,212,284千円)

(R 1) 2,084,499千円 (2,068,384千円)

(※括弧内は貸倒引当金を差し引いた額)

(H29) 286,586千円 (285,216千円)

(H30) 264,765千円 (262,705千円)

(R 1) 244,705千円 (242,735千円)

(※括弧内は貸倒引当金を差し引いた額)

エ 滞納繰越累計額 (令和元年度)

就学資金 12,390千円 (14,620千円)

奨学金貸与金 (大学) 9,227千円

奨学金貸与金 (高校) 104,811千円

(※括弧内は貸倒引当金を差し引いた額)

(意見)

◎ 学生会館事業について

学生会館事業については修繕費がかさんだことや入寮者が定員の半分にも満たないことなどから単年度収支で黒字化するのが難しい状況にある。

大阪学生会館は月額寮費が低廉であることやその立地に優位性が認められる。一方、学生は他者の干渉を受けない形での生活を望む傾向にあると思われるが、トイレ・バスが共同であること、入寮生ではない友人の個室への入室禁止や門限23時という制限があること、食堂形式で食事をとることといった寮形式の生活が受け入れられにくくなっているのではないかと思われる。そのため、現在の利用率(40%)が劇的に改善するのを見通せない。また、学生会館は平成15年に建てられたが、今後も修繕費が必要になる事態が見込まれる。以上を踏まえると、控えめに見ても学生会館事業は赤字傾向となるのではないかと予想される。そこで、学生会館事業の廃止について、その検討に着手すべきであると思料する。

◎ 奨学金事業について

① 奨学金事業引当資産のなかから県への返還の可否やその額を検討すること

近年、奨学金貸与金の貸与金残高が減少傾向にある。これは新規の貸与額が減少し、新規の貸与額を上回る既存の貸与金の回収があるためであると思われる。少子化が進むなか今後もこの傾向が進むと思われる。そうすると、貸与金の原資をあらかじめ確保しておく必要があるとしても、従前どおりの金額でよいのか都度見なおすべきである。そこで、奨学金事業引当資産のなかから本県へ返還できるものがないかを検討すべきである。この点、平成29年度に島根県育英会高等学校等奨学事業費補助金(奨学資金貸与金(高校)にかかるもの)について171,000千円を県に返還している。返還額の検討に際しては、この際の試算《新規貸与額400,000千円、回収額289,000千円(つまり、新規貸与額と回収額の差額111,000千円)、貸与原資282,000千円と見込み、171,000千円の返還を決定》を参考にすることができる。

なお、補助金の返還については、例えば、島根県育英会高等学校等奨学金事業費補助金交付要綱では、「交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合」は交付した補助金の返還を命じるとされている。

② 滞納額減少のため法的手段の活用を検討すること

奨学金の貸与原資が本県の補助金で賄われている経緯や、貸与金の回収が次の貸与金の貸与

原資となることに照らせば、貸与金の滞納が生じる事態は極力さげなければならない。滞納額は年々増加傾向にあり、滞納繰越累計額のとおり、令和元年度においては、就学資金貸与金約14百万円、奨学金貸与金（大学）約9百万円、奨学金貸与金（高校）は約104百万円の滞納が生じている。これらの滞納額の減少のために借主等に対するきめ細かな回収活動が一層必要になるほか、必要に応じ訴訟など法的手段を用いた回収を図ることを検討すべきである。

- ③ 本県が行っている他の奨学金や就学資金の貸与事業について、本団体で実施することが適当なものがないか検討すること

奨学金や就学資金については就学分野やその後の就職に直結するか否かに違いはあるものの、勉学のための資金を貸与し、その後回収を図るという点で違いはない。

本団体は奨学金や就学資金の貸与事業を業として行っている団体であるから、本県が行っている奨学金や就学資金の貸与事業を本団体が行う（集約する）ことにより、その貸与や回収に関する知識、経験、ノウハウが一層蓄積され、全体として効率的な業務遂行が期待できるのではないかと思料する。

そこで、本県が行っている他の奨学金や就学資金の貸与事業（医師・看護師向け、獣医師向けなど）について、本団体で実施することが適当なものがないか検討することが望ましい。

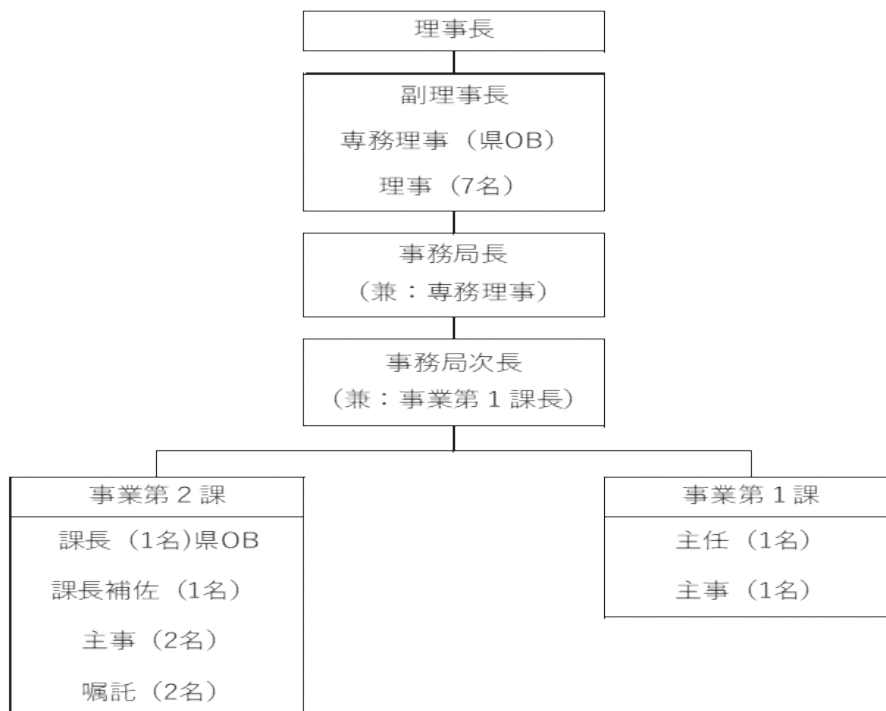
第10 公益財団法人 島根県環境管理センター

1 団体の概要

所在地	島根県出雲市宇那手町882番地								
所管課	環境生活部廃棄物対策課	設立年月日	平成4年3月4日						
設立目的	<p>産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与することを目的とする。</p> <p>中小企業の多い島根県にあっては、最終処分場建設のための多額の投資が難しいこと、業界だけでは立地のための用地確保や地元合意が得にくくなってきたことなどから、出雲圏域から県に対し、第3セクター方式による公共関与最終処分場建設の陳情が行われ、その結果、環境対策や産業振興の観点に鑑み、平成4年3月に県、関係市町村、関係業界により設立された。</p>								
事業内容	<p>①産業廃棄物最終処分場の建設に関する事業</p> <p>②産業廃棄物の処理に関する事業</p> <p>③最終処分場跡地整備に関する事業</p> <p>④産業廃棄物の排出抑制及び再生並びに適正処理を行うための普及啓発に関する事業</p> <p>⑤廃棄物処理のための調査研究に関する事業</p> <p>⑥その他上記の目的を達成するために必要な事業</p>								
役員数（人） （令和2年8月1日現在）	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		1	11	12	7	0	1	2	9
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合 (%)		
	224,140			70,000			31.2%		

2 組織

(1) 組織図



(2) 本件OB職員の採用状況

専務理事は県OB役員であり、「島根県退職者の紹介依頼書」によれば、必要とする理由は「現専務理事の任期満了に伴い、新たな体制で引き続き財団の安定運営を図るため」とのことである。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	783,144	流動負債	71,678	経常収益	1,184,272
現金預金	685,623	未払金	25,464	産業廃棄物処理事業収益	904,556
未収金	97,520	預り金	19,511	受取補助金等振替額	277,252
固定資産	6,298,312	未払消費税等	24,095	雑収益	2,149
基本財産特定預金	224,140	その他	2,605	基本財産受取利息	314
特定資産	5,465,037	固定負債	2,663,843	経常費用	940,058
退職給付引当資産	7,091	長期借入金	1,929,688	給料手当	33,469
維持管理引当資産	727,063	退職給付引当金	7,091	退職給付費用	1,219
施設整備引当資産	237,150	維持管理積立金	727,063	福利厚生費	7,139
施設機能改善積立準備金	54,635	負債合計	2,735,521	修繕費	21,463
原状回復積立資産	34,000	正味財産	4,345,936	消耗品費	13,557
土地	1,521,709	指定正味財産	2,647,769	光熱水料費	17,928
建物	75,720	出捐金	224,140	租税公課	109,903
構築物	2,633,303	受取国庫補助金	587,696	委託費	106,502
機械装置	174,364	受取県補助金	1,831,933	減価償却費	384,429
その他固定資産	609,135	受取負担金	4,000	長期前払費用償却	97,405
資産合計	7,081,457	一般正味財産	1,698,166	維持管理引当金繰入	120,000
		負債・純資産合計	7,081,457	その他	27,044
				当期経常増減額	244,214
				経常外収益	0
				経常外費用	2,105
				固定資産除却損	2,105
				当期一般正味財産増減額	242,108

ア 特定資産について

維持管理引当資産727百万円は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第2項の規定に基づく積立預金であり、当該条項を抜粋すると次のとおりである。

施設整備積立準備金及び施設機能改善積立準備金は、将来の特定の資産の取得及び改良に充てる準備預金であり、また、原状回復積立資産は、廃棄物の不法投棄等があった場合の原状回復のための積立預金である。

上記の施設整備積立準備金、施設機能改善積立準備金及び原状回復積立資産について、本団体においては取扱規程や取扱要領が定められていない。

<p>(維持管理積立金)</p> <p>第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場（一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）について第八条第一項の許可を受けた者（以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分を終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。</p> <p>2 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）にしなければならない。</p> <p>3 維持管理積立金は、機構が管理する。</p> <p>4 維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、環境省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。</p>
--

(意見)

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものである。この点、「公益法人会計基準に関する実務指針」では、特定目的のための預金や有価証券等の金融資産は、次の事項を定めて、取扱要領を作成することが望ましいとしている。

1. 「目的」 2. 「財源」 3. 「積立ての方法」 4. 「積立上限額」 5. 「目的取崩の要件」 6. 「目的外取崩の要件」 7. 「運用方法」 8. 「その他」

上記のような一定の基準がなければ、積立てや取崩しが恣意的となるリスクがあり、また監督責任のある県の監査等においても積立や取崩しの妥当性を判断できない。

したがって、上記1～8の事項に係る取扱規程や取扱要領を作成して運用することの検討が必要である。

イ 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金について

(ア) 補助金交付の目的

島根（出雲）地区特定産業廃棄物処理施設の建設に係る借入金の償還の一部を補助することにより、公益財団法人島根県環境管理センターの安定経営を図り、もって産業廃棄物の適正処理並びに環境保全及び産業育成を推進することを目的としている。

具体的には、第1期処分場の建設にあたって、事業途中の法改正や法面の崩落等により事業費が増嵩したことから、県は当センターの経営安定化を図るためである。

(イ) 補助金交付の対象

公益財団法人島根県環境管理センターが処分場の建設に係る費用として金融機関から借入れた借入金の償還金（元金）が交付の対象であり、補助対象とする償還元金は平成22年度から令和11年度までの償還元金計4,287百万円であり、補助金所要額はその約1/2である2,188百万円である。なお、令和2年度から令和11年度の長期借入金完済までに交付予定の補助金は486百万円である。

なお、令和2年度以降の補助対象とする償還元金と補助金所要額は次のとおりである。

(単位：千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
補助対象とする償還元金	319,618	319,618	42,240	42,240	42,240
補助金所要額	158,800	158,800	21,120	21,120	21,120
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
補助対象とする償還元金	42,240	42,240	42,240	42,240	42,240
補助金所要額	21,120	21,120	21,120	21,120	21,120

(意見)

本団体の一般正味財産増減額は275百万円（平成28年度）、131百万円（平成29年度）158百万円（平成30年度）242百万円（平成31年度）とある程度安定的に推移しており、年間42百万円の借入金償還は十分可能である。少なくとも令和4年度以降の補助金168百万円は過剰と考えられるため、令和4年度以降の補助金の交付は必要ない。

(意見)

本団体の令和元年度の貸借対照表において、決算日から1年以内に返済予定となっている長期借入金が流動負債に計上されていない。

貸借対照表に長期借入金を計上する場合には、財政状態を適切に示すために、決算日から1年以内の返済予定額は流動負債に計上する必要があるが、固定負債に計上されている長期借入金1,929百万円のうち319百万円は決算日から1年以内に返済予定のものである。したがって、319百万円は流動負債に計上し、財政状態を適切に表すべきである。

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	1092.6%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	61.4%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	27.2%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	0.6%	管理費比率＝管理費/(事業費＋管理費)
事業費に係る人件費率	3.6%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	96.8%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	3.4%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	126.0%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	13.4%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金)/経常収益
受託事業収益率	0.0%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	0.0%	補助金収入/経常収益

流動比率が1,092.6%と非常に高くなっているが、1年以内返済予定の長期借入金が流動負債に計上されていないため、これを流動負債に計上した場合の流動比率は200.1%となり、問題となる比率ではない。

4 事業

(1) 県内の産業廃棄物最終処分場について

ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に規定される廃棄物の区分

区分	内容	処理責任
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等20種類	排出事業者 法第11条第1項
一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみ等）	市町村 法第6条の2第1項

イ 産業廃棄物の処理と公共の関与

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあり、許可事業者による委託処理が基本であるが※1、適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による処理を行うことができる※2。

※1 法第12条第1項（処理基準）

※2 法第15条の5（廃棄物処理センター）

ウ 「第3期しまね循環型社会推進計画」（平成28年3月）※3 における位置づけ

産業廃棄物最終処分場については、民間での新規設置が困難な状況から、安全で信頼のできる処理体制を確保するため、平成14年に公共関与処理施設として、（公財）島根県環境管理センターが管理運営する「クリーンパークいずも」が開業。

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、引き続き、公共関与による最終処分場を確保していく。

※3 法第5条の5第1項の規定により策定した県の廃棄物処理計画

エ 最終処分場の現状

県内には、自己処分場を除き、安定型最終処分場が9箇所、管理型最終処分場が4箇所存在している。県内における民間の管理型最終処分場の新設は平成6年が最後である。

	安定型	管理型
施設数	9 施設	4 施設
残余容量（H30年度末）	1,016,503㎡	579,266㎡
うち、クリーンパーク（割合）	518,000㎡（51.0%）	534,000㎡（92.2%）

注）最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合によって、安定型（性状が安定している廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず等5品目が対象）、遮断型（有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥等の有害な廃棄物が対象）、管理型（遮断型・安定型に埋め立てる以外の廃棄物が対象）の3種類に分けられる。

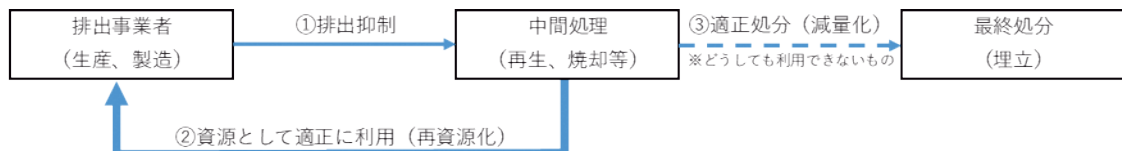
オ 循環型社会について

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）において、循環型社会は、

- ① まず製品等が廃棄物等となることを抑制、
- ② 次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用、
- ③ 最後にどうしても利用できないものは適正に処分すること

により実現されるものとされている。

（循環型社会の概念）



(2) クリーンパークいずも最終処分場の概要

クリーンパークいずもは、県内で委託により最終処分（埋立て）される管理型産業廃棄物の7割近くを受入れ、県内の残容量全体の大半を占める重要な施設である。

施設整備

	管理型第1期・安定型	管理型第2期	管理型第3期
供用開始	平成14年4月6日	平成19年11月23日	平成29年3月21日
事業費	約61.2億円	約10.5億円	約39.6億円
国・県補助金	－	約5億円	約22.7億円
借入金	約61.2億円	－	約11.5億円

埋立処分場

	管理型処分場				安定型 処分場	全体
	第1期	第2期	第3期	合計		
埋立面積 (㎡)	19,000	12,900	39,800	67,000	40,400	112,100
埋立容量 (㎡)	277,000	463,000	670,000	1,410,000	518,000	1,928,000

(3) クリーンパークいずも管理型最終処分場の埋立状況（令和2年4月1日現在）

	管理型第1期処分場	管理型第2期処分場	管理型第3期処分場	管理型処分場全体
許可容量	277,000 ㎡	463,000 ㎡	670,000 ㎡	1,410,000 ㎡
埋立可能容量	263,400 ㎡	436,600 ㎡	610,000 ㎡	1,310,000 ㎡
埋立容量	263,400 ㎡	436,600 ㎡	202,000 ㎡	902,000 ㎡
残余容量	0	0	408,000 ㎡	408,000 ㎡
進捗率	100%	100%	33%	69%

第1期処分場及び第2期処分場は埋立てが完了しており、現在稼働しているのは第3期処分場であるが、今後約11年程度で満杯になる見込みである。

(4) 委託契約について

本団体では「契約執行規程」及び「契約執行事務要領」を定めており、一部抜粋すると次のとおりである。

<p>(契約執行規程)</p> <p><入札></p> <p>第2条 当センターが実施する入札のうち設計金額が1,000万円を超えるものは、原則として一般競争入札とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第10条又は第17条第3項に該当するときは、指名競争入札又は随意契約とすることができる。</p> <p><指名競争入札の対象></p> <p>第10条 次の各号に掲げる場合は、指名競争入札とすることができる。</p> <p>(1) 工事又は業務の委託、物件の購入その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき</p> <p>(2) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><随意契約></p> <p>第17条 設計金額が50万円以下の契約をするときは、随意契約とすることができる。</p> <p>2 設計金額が10万円以下の契約をするときは、特定の者と随意契約とすることができる。</p> <p>3 次の各号に掲げる場合は、設計金額にかかわらず、特定の者と随意契約とすることができる。</p> <p>(1) 随意契約に付することにより、有利な条件での契約が見込まれるとき</p> <p>(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さないものであるとき</p> <p>(3) 緊急等の必要により競争入札に付することができないとき</p> <p>(4) 競争入札に付し競争入札者が無いとき又は再度入札に付し落札者が無いとき</p> <p>(契約執行事務要領)</p> <p>42. 随意契約ができる例</p> <p>(1) 契約執行規程第17条第3項(1)による場合の例</p> <p>① 予定価格に基づき競争入札を行うと、著しく不利な価格での落札が明らかな場合</p> <p>② 早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格で契約をしなければならないことが明らかな場合</p> <p>(2) 契約執行規程第17条第3項(2)による場合の例</p> <p>① 契約の目的が特定の者でなければ納入できないものであるとき</p> <p>② 中古物件を買入れするとき</p> <p>③ 投資有価証券等の買入れ又は売払いをするとき</p> <p>④ 不動産の買入れ、借入れをするとき</p> <p>(3) 契約執行規程要領第17条第3項(3)による場合の例</p> <p>① 災害に伴う応急工事</p> <p>② 施設設備機器の故障に伴う復旧工事</p>
--

ア 浸出水処理施設の維持管理業務

管理型処分場からの浸出水は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理を伴う水処理施設において処理し、地元との環境保全協定に基づき、法で定める排水基準より厳しい目標水質で放流する。

水処理施設の管理業務は、平成29年に水処理施設の建設を請け負った事業者に委託している。当該委託契約は随意契約となっており、契約執行規程第17条第3項(1)随意契約に付することにより、有利な条件での契約が見込まれるとき、(2)契約の性質又は目的が競争入札に適さないものであるときに該当するものとして、随意契約の理由は次のとおりである。

- ① 第1・2期浸出水処理施設の老朽化により、運転管理及び保守点検を細微に行い、施設の延命を図りつつ維持管理する必要があること。
- ② 第3期浸出水処理施設はプラントメーカー独自の高度な技術力を駆使して建設されたものである。今後、浸出水量及び水質の変動が大きくなっていくことから、細微な運転管理を行い安定した性能を維持するためには、責任の所在を明確にする観点から、しばらくの間は維持管理上の責任と性能についての保証を一貫してプラントメーカーに持たせる必要があること。
- ③ 施設から放流される水には一定の基準が求められる。浸出水量及び水質の変化や異常に対し

ては、システム全体を理解した上で迅速かつ的確な対応が必要であることから、高い技術レベルの維持管理が必要であること。

- ④ 設備のトラブル発生時には夜間・休日を問わず、迅速な対応が必要であり出雲市内および近隣に職員を配置し、緊急時の即応体制が整っている必要があること。

イ クリーンパークいずも埋立管理業務

管理業務の内容は管理型最終処分場での産業廃棄物埋め立て・日々覆土・維持管理であり、外部事業者へ委託している。委託にあたっては一般競争入札を実施しているが、入札公告での入札参加資格として、出雲市内に主たる営業所を有する者に限定している。

(意見)

一般競争入札においては機会均等、公平、透明性の観点から、営業所の所在地等による入札参加資格の制限は、特に必要がある場合に限られるべきである。出雲市内に主たる営業所を有する者に限定することは機会均等や競争性の観点から望ましくなく、営業所所在地による限定をなくすか範囲を広げるべきである。

ウ 事故対応マニュアルについて

本団体には事故対応マニュアルが整備されていない。

(意見)

廃棄物処理施設においては、廃棄物を適正に処理し、廃棄物処理法に基づき、施設の維持管理及び安全管理に努めることが必要である。また、事故発生時の緊急対応についても、発生が予測される事故について適切な対処方法をあらかじめ検討し、事故発生に備えておくことが重要である。そのため、緊急連絡の方法、関係機関への報告、事故後の対応、施設従事者への教育・訓練など事故の対応に関するマニュアルを早急に策定する必要がある。

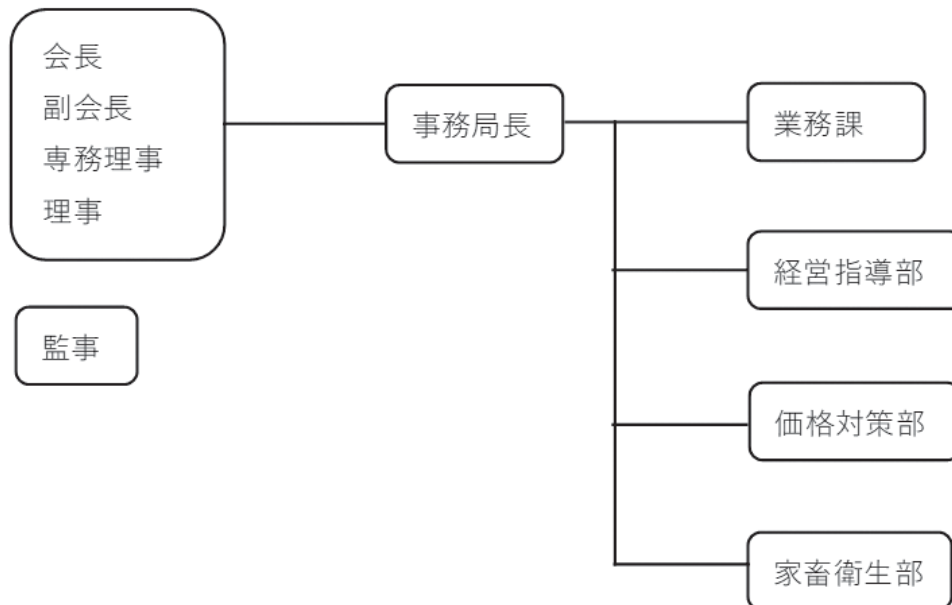
第11 公益社団法人 島根県畜産振興協会

1 団体の概要

所在地	島根県松江市殿町19-1								
所管課	農林水産部農畜産課	設立年月日	昭和30年12月27日						
設立目的	畜産業を営む者に対して、経営支援・指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜衛生対策、家畜の改良並びに畜産に関する知識及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に提供することを目的とする。								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導に関する事業 ・ 畜産に関する調査・研究及び情報提供に関する事業 ・ 畜産に関する技術及び知識の普及・啓発並びに指導員の教育及び養成に関する事業 ・ 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づく生産者補給金の交付に関する事業 ・ 家畜経営の安定のための肥育牛及び肉豚にかかる補てん金の交付に関する事業 ・ 家畜伝染性疾病の予防措置及び自衛防疫の推進に関する事業 ・ 家畜防疫互助基金に関する事業 ・ 上記に掲げる事業に関連する受託事業 ・ その他、法人の目的を達成するために必要な事業 								
役職員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		1	15	16	13	0	1	1	14
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	218,560			90,000			41.2%		

2 組織

(1) 組織図



(2) 本県OB職員の採用状況

専務理事及び家畜衛生部長は県OBであり、いずれも「島根県職員の再就職に関する指針」に基づき、当協会から島根県へ紹介依頼書を提出したうえで採用している。

家畜衛生部長は獣医師資格を有する。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	141,523	流動負債	36,673	経常収益	327,726
現金預金	101,892			経常費用	330,530
その他	39,630			事業費	329,446
固定資産	852,044	固定負債	626,360	役員報酬	3,988
基本財産	109,100			給与・賃金	39,874
特定資産	682,588			賞与	0
その他	60,355	正味財産	330,534	法定福利費	7,043
資産合計	993,567	負債・純資産合計	993,567	その他	278,541
				管理費	1,083
				役員報酬	206
				給与・賃金	169
				賞与	0
				法定福利費	46
				その他	661
				当期経常増減額	-2,804
				経常外収益	797,268
				経常外費用	778,585
				当期一般正味財産増減額	15,878

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	385.9%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	33.3%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	0.3%	管理費比率＝管理費/（事業費＋管理費）
事業費に係る人件費率	15.5%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	39.0%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.3%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	99.2%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	26.3%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	0.1%	受託事業に係る収入(指定管理料含む) / 経常収益
補助金収益率	75.4%	補助金収入 / 経常収益

(意見)

上記のように、本団体は借入金がなく、また、県への財政依存も低く、財務安全性に関して問題はないと考えられる。

一方で、流動比率が385.9%と非常に高い水準にあり、令和1年度末の現金預金保有額が1億円を超えている。入出金のタイミングによって現金預金保有額が減少する月があるとの説明を受けたが、令和1年度において最も現金預金が減少した7月においても8千万円を超えている。この点、本団体の資金運用規定5条3項において、「協会として必要な運転資金の適正規模を把握するとともにこれを超える現預金については債券による運用も検討する」とあり、1億円超の現金預金は、明らかに必要な運転資金を超えていると考えられることから、当規程に反する運用がなされている。

少なくとも協会側は当規程に基づく運用を行うべきであり、一方で県としてもこのような財務状況を把握し、必要な指導監督を行う必要がある。

(参考：預金保有額の推移)

【単位：千円】

	平成31年3月	平成31年4月	令和1年5月	令和1年6月	令和1年7月	令和1年8月	令和1年9月
普通預金	70,344	79,994	56,513	51,163	48,061	48,180	61,367
定期預金	32,013	32,014	32,014	32,014	32,014	32,014	32,014
合計	102,357	112,008	88,527	83,177	80,075	80,194	93,381

	令和1年10月	令和1年11月	令和1年12月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月
普通預金	69,732	74,529	76,071	69,315	60,332	69,878
定期預金	32,015	32,015	32,015	32,015	32,015	32,015
合計	101,747	106,544	108,086	101,330	92,347	101,893

4 事業

県が畜産振興協会に支出した補助金は以下のとおりである。

【単位：円】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
獣医師養成確保修学資金貸与事業補助金	1,200,000	3,960,000	3,960,000
獣医師確保対策就職奨励金給付事業補助金	83,020	83,020	83,020
島根県消費・安全対策交付金事業交付金	-	-	651,000
合計	1,283,020	4,043,020	4,694,020

県が畜産振興協会に対して委託した事業は以下のとおりである。

【単位：円】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
畜産経営技術高度化推進事業委託契約	75,000	0	75,000
新規種雄牛造成に係るとも補償業務委託契約	205,136	206,912	211,712
合計	280,136	206,912	286,712

上記補助金及び委託契約について、特段の問題は発見されなかった。

第12 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団

1 団体の概要

所在地	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階								
所管課	健康福祉部健康福祉総務課	設立年月日	昭和40年7月15日						
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること								
事業内容	<p>(1) 第1種社会福祉事業</p> <p>ア 障害者支援施設「光風園」の設置経営</p> <p>イ 障害者支援施設「緑風園」の設置経営</p> <p>ウ 障害者支援施設「清風園」の設置経営</p> <p>エ 特別養護老人ホーム「簸の上園」の設置経営</p> <p>オ 特別養護老人ホーム「雪舟園」の設置経営</p> <p>カ 特別養護老人ホーム「眺峰園」の設置経営</p> <p>キ 特別養護老人ホーム「天神」の設置経営</p> <p>ク 特別養護老人ホーム「サテライトおやま」の設置経営</p> <p>ケ 特別養護老人ホーム「偕生園」の設置経営</p> <p>コ 特別養護老人ホーム「厚生センター八雲」の設置経営</p> <p>サ 障害者支援施設「厚生センター晴雲」の設置経営</p> <p>(2) 第2種社会福祉事業</p> <p>ア 保育所「しらとり保育所」の設置経営</p> <p>イ 聴覚障害者情報提供施設「島根県聴覚障害者情報センター」の受託経営</p> <p>ウ 視聴覚障害者情報提供施設「島根県西部視聴覚障害者情報センター」の受託経営</p> <p>エ 老人短期入所事業の経営</p> <p>オ 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>カ 相談支援事業の経営</p> <p>キ 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>ク 老人デイサービスセンターの経営</p> <p>ケ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営</p> <p>コ 地域活動支援センターの経営</p> <p>サ 移動支援事業の経営</p> <p>シ 一時預かり事業の経営</p>								
役員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
	人数	4	4	8	610	0	0	326	936
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)		総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)			
	30,000			4,700		15.7%			

2 組織

(1) 組織体制

理事会(理事6名、監事2名) - 事務局(10)

- 障害者支援施設

- 光風園

- 緑風園

- 清風園

- 特別養護老人ホーム
 - 簸の上園
 - 雪舟園
 - 眺峰園
 - 天神
 - 偕生園
- 厚生センター
 - 特別養護老人ホーム - 八雲
 - 障害者支援施設 - 晴雲
- 保育所
 - しらとり保育所
- 視聴覚障害者情報提供施設
 - 島根県聴覚障害者情報センター
 - 島根県西部視聴覚障害者情報センター

(2) 本県OB職員の採用状況

理事のうち理事長1名と非常勤の理事2名、監事のうち1名が本県OBである。
職員のうち1名が本県OBである。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	960,714	流動負債	336,011	サービス活動増減の部	
現金及び預金	256,492	事業未払金	145,820	サービス活動収益	4,554,417
事業未収金	686,998	1年以内借入金	18,730	介護保険事業収益	2,429,854
未収金	56	職員預り金	16,738	保育事業収益	151,313
未収補助金	8,545	賞与預り金	152,566	就労支援事業収益	5,329
その他	8,623	その他	2,157	障害福祉サービス等事業収益	1,900,172
固定資産	16,754,005	固定負債	68,109	受託事業収益	66,449
基本財産	13,673,564	設備資金借入金	54,850	経常経費寄附金収益	1,301
土地	4,550,660	リース債務	9,599	サービス活動費用	4,732,778
建物	9,092,904	退職給付引当金	3,660	人件費	3,326,107
定期預金(基)	30,000			事業費	596,613
その他の固定資産	3,080,441	負債合計	404,120	事務費	272,847
器具及び備品	316,942	基本金	5,000	その他の費用	537,211
施設整備等積立資産	1,909,619	国庫補助金等特別積立金	6,386,991	サービス活動外増減の部	
災害時等緊急対策積立資産	480,000	その他の積立金	2,628,161	サービス活動外収益	19,442
情報システム積立資産	123,124	次期繰越活動増減差額	8,290,449	サービス活動外費用	2,321
退職給付積立資産	26,137			特別増減の部	
その他の固定資産	224,620	純資産合計	17,310,600	特別収益	23,940
資産合計	17,714,719	負債・純資産合計	17,714,719	特別費用	23,719
				当期活動増減差額	-161,019

当期活動増減差額は赤字であるが、前期からの繰越金を加味した次期繰越活動増減差額は8,290,448千円の黒字である。

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	285.9%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	97.7%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.4%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	-	管理費比率＝管理費/(事業費＋管理費)
事業費に係る人件費率	-	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	-	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.9%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	96.6%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	18.7%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金) / 経常収益
受託事業収益率	1.5%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	0.5%	補助金収入/経常収益

(3) 本県からの財政支出 (単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補助金	150,532	25,511	24,052
負担金	0	0	0
指定管理料	0	0	0
委託料 (指定管理料除く)	59,323	60,591	61,573
借入金	0	0	0
合計	209,855	86,103	85,625

(4) 補助金 (単位：千円)

当該団体が県から受給している補助金の過去3年分(平成29年度～平成31年度)の推移は次のとおりである。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
民間社会福祉施設整備元利補給金	19,361	19,232	19,104
結核予防費補助金	137	143	122
福祉人材確保対策支援事業費補助金	910	1,452	946
重症心身障がい者(児)補助金	2,483	1,372	0
老人福祉施設整備費補助金	127,641	0	0
介護ロボット導入支援事業費補助金	0	568	3,435
施設整備費補助金(災害復旧費)	0	2,744	0
衛生用品等緊急調達補助金	0	0	445
合計	150,532	25,511	24,052

民間社会福祉施設整備元利金は、福祉施設である緑風園、簸の上園、清風園を建設する際の借入金の返済元利金を県が補助しているものである。

老人福祉施設整備費補助金は、高齢者福祉施設である偕生園を建て替える際の施設整備費を県が補助したものである。

福祉施設の建設には多額の資金が必要となるところ、これを社会福祉法人が全額負担して建設することは困難である。

そこで、福祉施設の建設費用については県が補助金で支出し、福祉施設の運用については社会福祉法人が担うという役割分担がおこなわれている。

これらの施設補助費補助金は、県が当該法人に出資しているか否かに関わらず、同一の条件での有無に関わらず、社会福祉法人であれば同一の条件で申請できる。

(5) 委託事業（単位：千円）

当該団体が県から受託している全ての委託契約（指定管理を除く）の委託料の過去3年分（平成29年度～平成31年度）の推移は次のとおりである。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
島根県聴覚障害者情報センター運営業務委託契約	22,810	23,418	23,418
島根県西部視聴覚障害者情報センター運営業務委託契約	29,997	30,631	30,631
強度行動障がい（児）者処遇支援体制整備事業業務委託契約	6,516	6,542	7,524
強度行動障がい（児）者処遇支援実態調査業務委託契約	0	174	0
合計	59,323	60,765	61,573

これら業務については、県と本団体との随意契約となっている。聴覚障害者情報センター委託契約の随意契約理由は、同団体が聴覚障がい者に対する支援を長年にわたり行ってきた実績。特に聴覚障がい者の特性及びニーズを把握していると共に、委託事業を遂行する専門的な人材、実施体制を整えていることである。

（意見）

聴覚障害者情報センターは、聴覚障がい者の自立と社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の養成、ビデオライブラリー、生活相談、セミナー、情報提供などの事業により、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行っている。このような情報提供は、ひとくちに聴覚障害といってもその内容や程度、求める情報が千差万別であり、その対応には豊富な経験と地域のニーズに通じていることが必要である。

本団体が設立55年の実績から豊富な経験を有し、また全県に施設を有し職員数も多く、県内各地域のニーズにも通じていることから、本団体が委託事業を遂行する体制を有していることは理解できる。

しかし、随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であることからすれば、随意契約の理由は、当該団体が契約の相手方として相応しいというけでなく、当該団体でなければなしえない理由が、委託業務の内容と相手方が備える特徴に照らして、具体的に示されなければならない。

その点で、随意契約理由には委託業務の内容のどの点が本団体でなければなしえないかを具体的に記載すべきである。

4 事業

(1) 事業内容

本団体の事業内容は、第1種社会福祉事業として4つの障害者支援施設の設置運営、7つの介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の設置運営を行っている。

また、第2種社会福祉事業として、2つの障がい者福祉施設の受託運営、老人短期入所事業の経営等を行っている。

(2) 事業内容の分析

本団体は、県が行っていた福祉施設の運営に民間の長所を取り入れるために設立され、県が設置した福祉施設の受託運営、やがて本団体自体が福祉施設を設置し運営するようになった。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）についていえば、本団体設立当時に本県の施設の数に10に満たなかったが、現在は115まで増えている。老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等を合わせた社会福祉施設の数に県内で約600まで増えている。

厚生労働省による社会福祉施設等調査によれば、令和元年度の島根県内の社会福祉施設の数に次のとおりである。

令和元年 社会福祉施設等調査 令和元年10月1日

	社会福祉施設総数			老人福祉施設			障害者支援施設等			児童福祉施設等		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営
全国	78,724	15,856	62,868	5,262	808	4,454	5,636	144	5,492	44,616	13,729	30,887
島根	617	80	537	58	8	50	63	1	62	343	61	282

また、本県令和元年度事務事業評価シート「介護保険制度施行支援事業」によれば、本県内の特別養護老人ホームの待機者、入居申込者数の推移は次のとおりである。

成果参考指標		年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位
指標名	特別養護老人ホーム入所申込者数	目標値	5520	5440	5360	5280	5200	
		(取組目標値)	4917	4700	4500	4300	4100	
定義	特別養護老人ホームへの入所申込者の実態調査結果	実績値	4917	4734	4286	4311		
		達成率	100.0	99.3	104.8	99.8	%	

(意見)

特別養護老人ホームの入所申込者数は概ね減少傾向にある。ただ、所管課へのヒアリングによれば、この入所申込者の中には要介護3で、次の者も含まれているとのことである。

自宅または民間の老人ホームやグループホーム等で介護サービスの提供を受けながら、将来の重症化を見据えて特別養護老人ホームへの入居を申し込んでいる者も含まれているとのことである。

- ・ 自宅で介護サービスの提供を受けているが、将来の重症化を見据えて特別養護老人ホームへの入所を申し込んでいる者
- ・ 既に他の施設等で介護サービスの提供を受けながら、特別養護老人ホームへの入所を申し込んでいる者

そのため、入所申込者全体の数も大切ではあるが、それよりも身体機能の衰えや認知症の進行により在宅での介護が難しいにもかかわらず（要介護4・5）、自宅にいる入居申込者の方がより入所の必要性が高く、このような入居希望者が令和2年7月1日現在で635名いるとのことであり、特別養護老人ホームの設置等の整備は未だ十分とはいえない。

県内の老人福祉施設の総数は増加しているが、収益事業ではない第一種福祉事業である特別養

護老人ホームの運営は、都道府県、市町村、独立行政法人及び本団体等の社会福祉法人でなければできない。

本団体は県が出資する社会福祉法人として特別養護老人ホーム等の拡充に注力すべきである。

5 本団体の課題

(1) 人材の採用

本団体は、島根県内全域に施設を有し他の社会福祉施設の職員よりも転勤の範囲が広いという特色があるため、求職者から敬遠されやすいということがある。

そこで、本団体は正規職員の採用枠を総合職（勤務地が島根県内全域）と地域職（勤務地が生活本拠地から通勤可能な範囲に限定される。）に分け、求職者のライフスタイルに応じた採用をすることによって、人材の確保をしている。

また、本団体は、職員就業規則に週休2日（週40時間勤務）と定めるほか、交代制勤務の職員も、祝日や年末年始のいわゆる旗日にあたる休日と同日数の休日を年間で割り振って取得するため、他団体の社会福祉施設よりも職員の休日が多い。さらに、本団体の職員は子どもの看病や家族の看護等の必要がある場合に年間5～10日を超えない範囲内で有給の特別休暇を取得できるようにし、求職者にアピールすることにより、人材確保に努めている。

(2) 人材の育成

本団体は、新規採用における指導育成制度（新規採用者と指導担当者が、1対1を基本として、一定期間指導・教育を行う制度）や、階層別研修（職員の経験年数や職階に応じ、職務遂行上必要となる能力、知識、技術等の習得を目指すための研修）、福祉人材養成研修（介護福祉士実務者研修や喀痰吸引等研修など法律で定められた技術習得のための研修）を実施し、人材の育成を図っている。

また、新規採用者には指導担当者だけでなく、事務局内にある「人材育成室」のスタッフがフォロー訪問をするなど、職場全体で人材を育成する体制をとっている。

(意見)

近年、都市部での景気回復等の影響もあり福祉施設の人手不足が加速している。

本団体は、人材の採用・育成のためにさまざまな方策をとっているが、他の社会福祉施設との採用競争も厳しく、なお十分な人数の採用が難しい状況である。

本団体は設立から50年以上が経過し、その間に県内の社会福祉施設の数が増加し、「県下社会福祉施設事業の普及拡充を積極的に推進し、もって県民福祉の増進を図（る）」（設立趣意書）という本団体の目的は数的拡充という面では達成されつつある。

今後は、多床室から個室へといった介護様式の変化に対応した介護の実践や、職員の待遇改善、ICT（情報通信技術）の利用による業務の効率化や職員の負担軽減（例えば、利用者のバイタルデータなどを取得して離床や在室などを判断し、必要に応じて職員に通知する見守りシステム等）など、介護の質的拡充という面で他の社会福祉法人のモデルとなることが期待される。

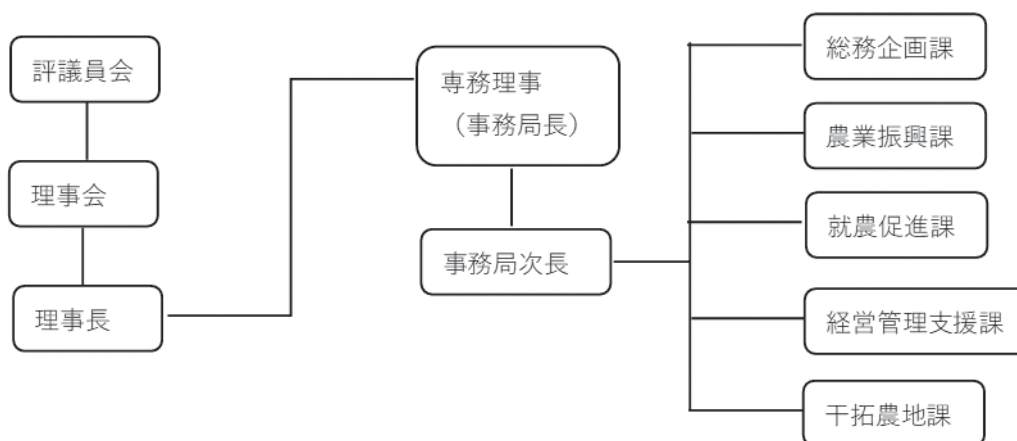
第13 公益財団法人 しまね農業振興公社

1 団体の概要

所在地	島根県松江市黒田町432番地 1								
所管課	農林水産部農業経営課	設立年月日	昭和45年 8月 1日						
設立目的	島根県農業の発展に必要な農用地の利用の効率化及び高度化、農業の担い手の確保育成、農業の生産基盤の整備及び農業構造の改善を図り、もって島根県農業の振興及び農村社会の発展並びに国土の有効利用に寄与することを目的とする。								
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業経営の規模の拡大、農用地の集団化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進をするための農用地等の賃借、売買等に関する事業並びに農作業の受委託の促進等その他農用地の利用の効率化及び高度化を促進するための事業 2. 新規就農者確保から認定就農者育成までの一貫した担い手支援に関する事業及び農業や就農に係る情報の総合的な提供に関する事業 3. 中海干拓地の活用促進に関する事業 4. 美味しまね認証制度（島根県版GAP）の審査・監査等に係る事業 5. 集落営農等の広域連携推進に関する事業 6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 								
役職員数（人） （令和2年8月1日現在）	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	非正規	うち本県OB職員	総数
人数		1	8	9	11	4	28	9	39
出資状況 （出捐状況）	本団体の総出資額 （基本財産の総額） （千円）			本県の出資額 （千円）			総出資額に占める 本県の出資額の割合（％）		
	228,700			1,000			0.4%		

2 組織

(1) 組織図



(2) 本県OB職員の採用状況

理事長、専務理事は県OBであり、その他OB職員9名が在籍している。

専務理事については「島根県職員の再就職に関する指針」に基づき、当公社から島根県へ紹介依頼書を提出したうえで採用している。その他OB職員については、公社から農林水産部へ直接再就職の依頼を行っている。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	1,602,461	流動負債	57,004	経常収益	465,489
現金預金	409,472			経常費用	466,840
その他	1,192,988			事業費	463,818
固定資産	400,807	固定負債	1,453,447	役員報酬	5,801
基本財産	228,700	（うち、借入金）	1,406,789	給与・賃金	82,226
特定資産	171,399			賞与	0
その他	707	正味財産	492,816	法定福利費	15,461
資産合計	2,003,268	負債・純資産合計	2,003,268	その他	360,328
				管理費	3,022
				役員報酬	829
				給与・賃金	583
				賞与	0
				法定福利費	180
				その他	1,428
				当期経常増減額	-1,351
				経常外収益	21,017
				経常外費用	10,424
				当期一般正味財産増減額	9,241

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	2811.1%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	24.6%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	70.2%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	0.6%	管理費比率＝管理費/（事業費＋管理費）
事業費に係る人件費率	22.3%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	52.8%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.1%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	99.7%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	42.8%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	0.9%	受託事業に係る収入（指定管理料含む）/経常収益
補助金収益率	40.2%	補助金収入/経常収益

(意見)

上記のように、当社は流動比率が2,811%と非常に高い水準にある。これは、用地（今後売却予定の農地）が11億円計上されていることによるものだが、一方で現金預金保有額が4億円を超えている。この点、1.6億円は中海干拓農地保有合理化推進事業における貸付原資となるものであるとのことであった。だとするならば、通常の現預金で保有することは適切ではなく、その旨の

特定資産を設定すべきである。その他2.4億円についても、このうち必要な運転資金を超える部分については、借入金の返済に充てる等の検討が必要と考えられる。

一方で県としても、公社が経営評価対象団体である以上、引き続き財務状況を把握し、適切な指導・監督を行う必要がある。

4 事業

県がしまね農業振興公社に支出した補助金は以下のとおりである。

【単位：円】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
農地中間管理事業業務費補助金	93,647,000	103,169,950	124,030,913
借受農地管理等事業費補助金	780,000	402,238	538,492
特例事業業務費補助金	2,078,000	605,000	635,000
機能強化事業費補助金	7,084,000	7,255,000	7,255,000
千拓事業費補助金	11,011,000	12,162,000	15,288,207
21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金	15,376,000	15,739,000	15,739,000
新規就業者確保対策事業費補助金	13,974,000	14,130,000	13,611,000
集落営農体制強化事業費補助金	9,331,000	9,331,000	8,931,000
都道府県新規就農相談事業費補助金	0	0	900,000
合計	153,281,000	162,794,188	186,928,612

県がしまね農業振興公社に対して委託した事業は以下のとおりである。

【単位：円】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域の若い農業者育成・定着支援事業実施業務	2,999,700	2,999,600	2,999,600
しまね農業体験プログラム実施業務	474,000	520,000	520,000
しまねアグリセミナー集客促進業務	0	245,000	0
農業経営管理支援センター業務	0	0	640,860
合計	3,473,700	3,764,600	4,160,460

上記補助金及び委託契約について、特段の問題は発見されなかった。

5 本団体の課題

(意見)

しまね農業振興公社における主要な事業として、農地中間管理事業がある。これは、農用地利用の効率化及び高度化を図り、農業経営の拡大と生産性の向上に資することを目的として、農地中間管理機構（当公社）が、農用地の出し手から農用地を借り受け、担い手に対して規模拡大や集団化に配慮して転貸する事業である。

この事業については、寄与率（年間の新規集積面積に占める中間管理事業による集積面積の割合）が全国のなかでも上位に位置している。

この事業において当公社は仲介手数料を収受していないが、情勢を見ながら仲介手数料を収受するといった自主財源の獲得を検討していただきたい。

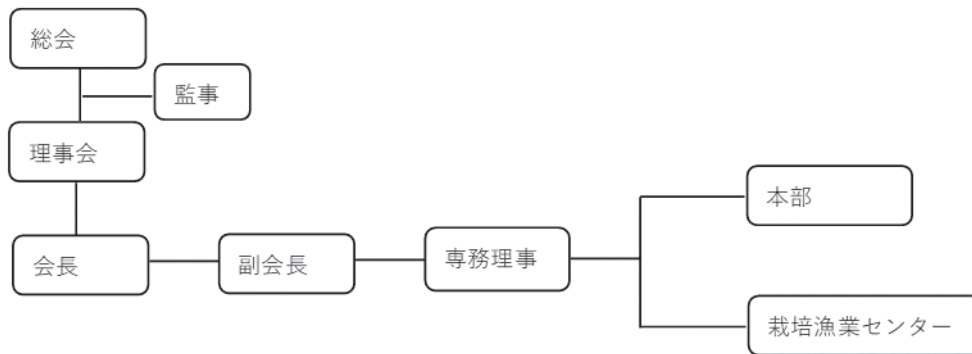
第14 公益社団法人 島根県水産振興協会

1 団体の概要

所在地	島根県松江市菅田町180番地								
所管課	農林水産部水産課	設立年月日	昭和44年10月						
設立目的	水産物の安定供給及び水産資源の増殖を図るため、栽培漁業の推進、漁場環境の保全等に関する事業を行い、もって島根県における水産業の発展に寄与することを目的とする。								
事業内容	1. 水産動植物の生産、配布及び放流に関する事業 2. 水産動植物の調達、供給に関する事業 3. 栽培漁業の推進及び普及に関する事業 4. 漁場環境及び水産資源の保全に関する事業 5. 水産業の担い手となる感性豊かな次世代の育成に関する事業 6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業								
役職員数（人） （令和2年8月1日現在）	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		1	14	15	10	0	1	5	15
出資状況 （出捐状況）	本団体の総出資額 （基本財産の総額） （千円）			本県の出資額 （千円）			総出資額に占める 本県の出資額の割合（%）		
	1,912,650			300,000			15.7%		

2 組織

(1) 組織図



(2) 本県OB職員の採用状況

専務理事は県OBであり、その他OB職員1名が在籍している。

専務理事については「島根県職員の再就職に関する指針」に基づき、当協会から島根県へ紹介依頼書を提出したうえで採用している。その他OB職員については、協会が独自に農林水産部を退職した者を直接採用している。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	60,236	流動負債	12,365	経常収益	210,938
現金預金	46,166			経常費用	219,311
その他	14,069	(うち、借入金)	0	事業費	198,766
固定資産	2,008,576	固定負債	29,561	役員報酬	2,867
基本財産	1,912,650	(うち、借入金)	0	給与・賃金	49,948
特定資産	94,725			賞与	0
その他	1,201	正味財産	2,026,885	法定福利費	7,445
資産合計	2,068,813	負債・純資産合計	2,068,813	その他	138,504
				管理費	20,545
				役員報酬	1,236
				給与・賃金	5,535
				賞与	0
				法定福利費	1,362
				その他	12,410
				当期経常増減額	-8,373
				経常外収益	0
				経常外費用	0
				当期一般正味財産増減額	-8,373

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	487.1%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	98.0%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	9.4%	管理費比率＝管理費/(事業費＋管理費)
事業費に係る人件費率	30.3%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	39.6%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.4%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	96.2%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	85.4%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	71.4%	受託事業に係る収入(指定管理料含む) / 経常収益
補助金収益率	5.3%	補助金収入 / 経常収益

(意見)

上記のように、流動比率が487%と非常に高い水準にある。この点、本団体の資金運用規定7条3項において、「必要な運転資金の適正規模を把握するとともにこれを超える現預金については債券による運用も検討する」とあり、46百万円の現金預金は、明らかに必要な運転資金を超えていると考えられることから、当規程に反する運用がなされている。

少なくとも協会側は当規程に基づく運用を行うべきであり、一方で県としてもこのような財務状況を把握し、過剰な資産がある場合には出資の返還を求めることも検討すべきである。

4 事業

(1) 沿岸漁場整備開発法の指定法人であることについて

沿岸漁場整備開発法（以下「本法」という。）は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることによって、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的としている。

本団体は、鳥根県知事により、都道府県に1つに限って指定することができる「放流効果実証事業を実施する者」に指定された指定法人である。

(意見)

本法第16条2項は、指定法人の業務として、「・・・水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証すること」と定めている。

しかし、本団体に対するヒアリングによれば、本団体では種苗生産の時点で、または水揚げの時点で、天然魚と放流魚の外見上の違いや放流時期と魚のサイズの関連性などから混獲率の調査はしているものの、具体的な経済効果の調査・検証はできていないとのことである。

本法による沿岸漁場の整備及び開発は第1には国の施策であるし、日本海に面した他の県でも放流事業を行っているために、本県の放流、育成事業の経済効果だけを取り出して検証することが困難であることは理解できる。

しかし、県が支出する補助金や業務委託等の金額に見合う経済効果があるか、どれだけの金額的な効果があるのか把握する必要があるから、例えば現在の混獲率の調査に加えて、放流量と放流場所のデータと漁獲量の増減の関係を調査し、漁獲量の増加分の一定割合が放流等によるものと仮定して経済効果を試算するなど、経済効果検証のための何らかの指標を作るべきである。

県が鳥根県水産振興協会に支出した補助金は以下のとおりである

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
県単強い水産業づくり交付金	8,460,000	8,460,000	8,460,000

県が鳥根県水産振興協会に対して委託した事業は以下のとおりである

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
水産環境整備事業漁場利用調査業務	950,000	950,000	950,000
種苗生産等に関する業務委託	110,304,907	106,221,240	101,224,423
合計	111,254,907	107,171,240	102,174,423

(2) 種苗生産等に関する委託事業について

種苗生産等に関する委託事業は、県が隠岐郡西ノ島町に持っている種苗生産施設において、放流用及び養殖用の種苗（マダイ、ヒラメ、イワガキ等の稚魚、稚貝）を生産し、県が指定する者に出荷・引渡しをすること、施設の維持管理をすることである。

(意見)

平成31年度の本事業の積算表では、管理職1人役を含めて積算されているが、本施設には現状常駐の管理職は配置されておらず、本部から月2回程度参事が行く程度である。

所管課及び本団体に対するヒアリングによれば、もともと直営であった当該事業が委託に変更

された際の当初の積算をそのまま使っており、その後、職員の配置変更に合わせて都度変更しているものではないとのことであった。

県は、人員配置についても定期的に報告を求め、なるべく業務の実態に合わせた積算を行うよう心掛けるべきである。

(指摘事項)

種苗生産等に関する業務委託契約書第18条において、「・・・委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定されている。本団体は、イワガキの種苗生産に用いるホタテ貝の加工を福祉施設に委託しているが、県の書面による承諾を得ておらず、本条項に違反している。本団体側としては、これを再委託とは認識していないようだが、契約書上の再委託禁止条項の趣旨を踏まえ、県の書面による承諾をあらかじめ得ておく必要がある。

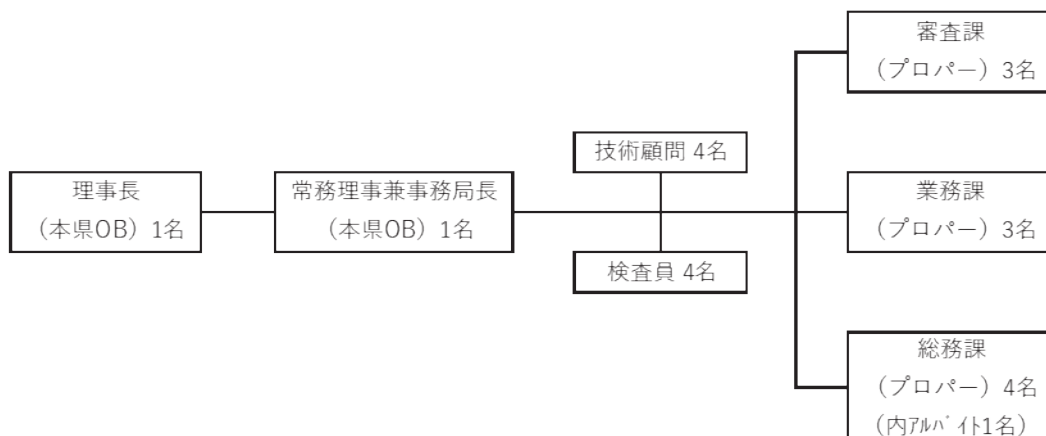
第15 一般財団法人 島根県建築住宅センター

1 団体の概要

所在地	島根県松江市東本町2丁目60番地								
所管課	土木部建築住宅課	設立年月日	昭和49年7月1日						
設立目的	建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図ると共に、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。 この法人は、前項に規定するもののほか、建築、住宅行政の推進並びに協力に必要な事業を行うことを目的とする。								
事業内容	①建築物の定期調査に関する事業 ②建築確認・検査に関する事業 ③住宅の性能基準審査に関する事業 ④建築技術者等育成に関する事業 ⑤公共建築物に係る技術支援に関する事業 ⑥住宅に係る情報提供及び調査並びに普及啓発に関する事業 ⑦消費者等に対する住宅相談に関する事業 ⑧住宅ローンに係る技術基準審査に関する事業 ⑨住宅瑕疵担保履行法の保険に関する事業 ⑩その他上記の目的を達成するために必要な事業								
役職員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		2	9	11	9	0	0	1	10
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)		本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)			
	5,000		1,000			20.0%			

2 組織

(1) 組織図



(2) 本県OB職員の採用状況

理事長及び常務理事は県OB役員であり、一級建築士及び建築基準適合判定資格を有する。団体の理事長に県OB以外が就任したことはない。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	55,963	流動負債	13,581	経常収益	170,224
現金預金	20,741	未払金	6,158	経常費用	157,849
未収金	33,073	未払法人税等	3,836	事業費	78,691
その他	2,149	未払消費税等	3,155	事業費に係る管理費	73,083
固定資産	27,694	その他	431	役員報酬	10,100
基本財産定期預金	5,000	固定負債	2,524	給与・賃金	24,722
特定資産	2,000	退職給付引当金	2,524	賞与	7,444
退職給付引当資産	2,000	負債合計	16,104	法定福利費	6,425
その他固定資産	20,694	正味財産	67,553	その他	24,392
		指定正味財産	5,000	法人会計に係る管理費	6,074
		一般正味財産	62,553	役員報酬	1,160
資産合計	83,657	負債・純資産合計	83,657	給与・賃金	2,839
				賞与	855
				法定福利費	738
				その他	482
				税引前正味財産増減額	12,375
				法人税等	3,836
				正味財産増減額	8,539

本団体は建築物の定期調査・点検等を主な事業としており、多額の固定資産は必要としない。また借入金もなく、運営は安定している。

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	412.1%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	80.7%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	3.8%	管理費比率＝管理費/(事業費＋管理費)
事業費に係る人件費率	32.1%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	92.1%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	14.8%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	107.8%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	30.0%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	30.0%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	0.0%	補助金収入/経常収益

(意見)

現金実査について、本団体の会計規則23条2項には、現金と現金出納帳の照合を毎日実施する

ことが規定されているが、毎日の実施はなされていない。

現金は換金しなくとも即座に使用できるため、着服や横領のリスクがある。そのため管理は十分に行う必要があり、毎日の現金出納業務が終了後には現金実査を行い帳簿と照合し、実査した証跡も残しておくべきである。

(意見)

備品の棚卸について、本団体には備品台帳が整備され、業務に使用するタブレット、カメラ、ノートパソコン等多数の備品が登録されているが、定期的な実地棚卸は行われていない。

固定資産の実地棚卸は固定資産台帳に登録されている固定資産が実際に存在し、適切に使用されているかを確認する重要な手続きである。また、持ち運びの容易な備品類については紛失、横領等のリスクもある。

本団体の会計規則54条1項には、固定資産は毎会計年度1回実地棚卸を行うことが規定されており、たとえ貸借対照表に固定資産として計上されない資産であっても、業務に使用する重要な資産であるため、少なくとも年に1回は実地棚卸を実施すべきである。

4 事業

(1) 令和元年度に実施された事業について

ア 県有施設定期点検業務

建築基準法第12条第2項及び第4項により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の管理者である国の機関の長等は、当該建築物の敷地および構造等について、定期に、一級建築士、二級建築士、又は建築物については建築物調査員、建築設備等については建築設備検査員等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検が義務づけられている。

本団体は県から委託を受け、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、県有施設の定期点検について損傷、腐食その他の劣化状況の点検を実施しており、過去3年における点検実施件数は次のとおりである。

	対象件数
令和元年度	30施設 (227棟)
平成30年度	18施設 (186棟)
平成29年度	22施設 (181棟)

当該業務については随意契約となっており、随意契約理由書によると、その理由は次のとおりである。

「一般財団法人島根県建築住宅センターは、委託業務の内容である建築物等の定期調査等に関する業務を行うことを目的として設立された一般財団法人であり、知事及び松江市長、出雲市長が指定する特殊建築物に係る定期報告書の受付等の業務を行っている。常勤の建築基準適合判定資格者4名を含む5名の一級建築士を有し、県内全域で自ら定期調査・点検業務を実施する他、県内の建築士等に対する定期調査業務に係る研修を実施するなど定期調査全般にわたり、業務の遂行に必要な知識及び能力、経験を有している。

また、建築基準法第6条の2第1項の規定により知事の指定を受けた確認検査機関として建築確認審査・検査業務を行っており、建築基準法に規定する技術基準の適否判定について、県と同等の能力を有している。

さらに、県内全域で統一的な基準をもって調査を実施しており、このような者は当該財団以外に存在しない。

このことから、当該業務の受託者としては、一般財団法人島根県建築住宅センター以外にはないため、この者を契約の相手方として随意契約を締結したい。」

(意見)

本団体が設立された目的や専門性は理解できるが、当該定期点検業務の遂行に必要な知識や経験のある有資格者が本団体以外にないとは考えられない。上記の目的のために設立された団体だからといって1社随契が継続することは、競争性が阻害され、県が直接事業を実施するよりも効率的・効果的な公共サービスを提供するという外郭団体の趣旨を損なう。一般競争入札や指名競争入札などの競争性を確保する工夫が必要である。

イ 県有施設第2次維持保全計画策定業務

当該業務は第2次島根県県有財産利活用推進計画に基づく県有施設79施設の維持保全計画の作成を委託するものであり、対象施設（県教育委員会施設等）の長寿命化に向けて建築物の劣化度等を適正に評価しなければならないものであり、本業務の受託者が満足すべき条件を以下のとおりとしている

- ① 建築物の調査・点検等業務に関して必要な知識及び能力、経験を有していること。また、建築物の劣化度等を客観的かつ適正に判断できること。
- ② 維持保全計画を作成する対象施設は県内全域にわたり複数あることから、統一的な判断による調査ができること。

当該業務については随意契約となっており、随意契約理由書によると、その理由は次のとおりである。

「一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく特殊建築物等の定期報告のとりまとめを特定行政庁に代わって実施することを目的として設立された公益法人で、県内における全ての特定行政庁（県、松江市、出雲市）に代わりその業務を行っているほか、県内全域にわたり定期報告のための建築物の定期調査・点検業務を実施している。

建築基準法第12条に規定する定期報告の調査は、建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含むものであり、本業務で実施する劣化状況調査等の内容と同様であることから、建築住宅センターは本業務を適正に履行する能力を有している。また、建築住宅センターは県教育委員会施設等の定期調査・点検業務を行っており、本業務と併せた効率的な業務の実施が図れる。これらのことから、本業務に必要な上記条件を満足する者は建築住宅センター以外にはなく、この者を契約の相手方として随意契約を締結したい。」

(意見)

対象施設の維持保全計画策定のための劣化度調査等を、当該施設の定期調査・点検業務を実施している団体が行うことで効率的に業務を行えることは理解できる。

しかし、建築住宅センターが、定期報告のとりまとめを特定行政庁に代わって実施することを目的として設立された公益法人であるとはいえ、当該団体ありきで業務が発注される状態が継続することは、競争性が阻害され、民間の資金や人材、経営のノウハウを活用しながら、公共的・公益的な事業やサービスの提供を効率的・弾力的に行うという外郭団体の設立趣旨を損なう。一般競争入札や指名競争入札などの競争性を確保する工夫が必要である。

ウ しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業

当事業は高齢化社会に対応するため、県内の既存住宅をバリアフリー改修することにより、安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内に存する既存住宅の所有者に対して、バリアフリー工事に要する工事費の一部を助成するものである。助成金自体は県から本団体を通して各助成金申請者に交付され、助成金に係る審査や入金処理等の事務費相当が附帯事務費として団体の収入となる。

(意見)

リフォーム補助金の事業は必ずしも本団体でなくてもできると思われる。県が直接実施すれば、広報費を除く附帯事務費部分（平成31年度においては6,840千円）は県費の抑制につながるため、県が直接実施することを検討すべきである。

エ 賃借建物の有効活用

本団体が事務所として賃借している3階建ての建物について、実質的に3階部分は使用されていない。

(意見)

現状では近隣駐車場の確保が困難などの課題があるとのことであるが、賃料は3階部分も含めて月額270千円（消費税抜き）支払っており無駄が生じている。テナントの入居などによりその活用ができれば、月額90千円（年間1,080千円）の節約ができる。

第16 公益財団法人 島根県体育協会

1 団体の概要

所在地	島根県松江市上乃木10-4-2								
所管課	環境生活部スポーツ振興課	設立年月日	昭和46年						
設立目的	スポーツの振興に関する事業を行い県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達に寄与すること								
事業内容	(1) 生涯スポーツの普及を支援し地域スポーツの振興を図ること (2) 研修課、講習会等においてスポーツ指導者を養成すること (3) スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツを育成すること (4) 体育・スポーツの普及・振興に功績のあった個人・団体を顕彰すること (5) 競技スポーツの普及や競技力の維持向上を図ること (6) 国民体育大会にかかる選手・役員の派遣等諸事業を実施すること (7) スポーツ振興の拠点となる県立スポーツ施設等を活用した県民のスポーツ活動の支援と効率的な管理運営を行うこと など								
役員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		1	33	34	31	0	1	13	44
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)		総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)			
	214,000			35,000		16.4%			

本団体には、競技団体(48団体)、市町村体育・スポーツ協会(19団体)、学校教育団体(4団体)が加盟している。なお、加盟団体は加盟により団体への分担金の支払いを要することとなるが、日本スポーツ協会や本団体からの情報提供、事業(国民スポーツ大会など)に参加できるようになる。

2 組織(令和2年8月1日現在)

(1) 組織体制

専務理事－事務局長－事務局

- －総務企画課(6)
- －競技スポーツ課(5)
- －広域スポーツセンター
- －生涯スポーツ課(3)
- －武道館(8)
- －水泳プール(6)
- －体育館(7)
- －石見武道館(5)
- －サッカー場(3)

* ()内は職員数

(2) 本県OB職員の採用状況

専務理事(元島根県商工労働部 部長)
 総務企画課長(元県立松江緑が丘養護学校 事務長)
 なお、専務理事(常勤)の職について、従来から島根県OBが務めている。

(意見)

◎ 有給休暇取得率について

本団体で有給休暇取得率50%未満の役職員は次のとおりである。

平成29年度 34人

平成30年度 40人

平成31年度 43人

役職員の健康増進等の観点から有給休暇の取得を促進することが望ましい。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)	科 目	金 額 (千円)
流動資産	95,625	流動負債	57,811	経常収益	661,192
現金預金	93,540	未払金	45,551	経常費用	662,989
未収金	2,085	賞与引当金	11,543		
その他	0			公益目的事業	649,092
固定資産	305,336	その他	716	役員報酬	5,652
基本財産	214,000	固定負債	89,762	給与・賃金	190,058
特定資産	75,505	退職給付引当金	89,762		
退職給付引当資産	71,715	負債合計	147,573	法定福利費	508
その他固定資産	15,830	正味財産	253,388	その他	452,874
		指定正味財産	215,119	法人会計	13,897
		一般正味財産	38,270	役員報酬	773
資産合計	400,961	負債・純資産合計	400,961	給与・賃金	4,406
				その他	8,718
				税引前正味財産増減額	-1,797
				法人税等	0
				正味財産増減額	-1,797

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	165.4%	流動比率＝流動資産/流動負債
自己資本比率	63.2%	自己資本比率＝自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率＝借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	2.1%	管理費比率＝管理費/（事業費＋管理費）
事業費に係る人件費率	30.2%	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	37.3%	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-0.4%	総資本経常利益率＝経常利益/総資本
経常収支比率	99.7%	経常収支比率＝経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	92.4%	(補助金＋負担金＋指定管理料＋委託料＋借入金収入) / (経常収益＋経常外収益＋借入金収入)
受託事業収益率	92.4%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	0.0%	補助金収入/経常収益

(3) 本県からの財政支出

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補助金	0	1,522,000	0
負担金	0	0	0
指定管理料	347,980,698	348,889,511	350,312,530
委託料（指定管理料除く）	256,510,599	259,675,085	260,383,995
借入金	0	0	0
合計	604,491,297	610,086,596	610,696,525

うち、委託事業費

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
広域スポーツセンター委託事業	22,357,112	22,710,704	22,029,464
国民体育大会派遣事業	73,936,148	74,507,951	76,551,787
国民体育大会島根県予選運営事業	4,476,600	4,498,200	4,535,300
競技力向上対策事業	154,990,739	157,001,070	151,333,916
国民スポーツ大会開催準備事業			5,612,928
競技力向上対策事業（自転車競技場修繕）	750,000		
環境整備委託事業		957,160	320,600
合計	256,510,599	259,675,085	260,383,995

(4) 本部事務所の状況

本団体は事務局の事務室等として本県の行政財産である県立プール内について行政財産使用許可を得て使用している。使用料は免除されている。

事務室等の使用面積は、事務局の事務室が126㎡、専務理事室が36㎡である。本団体事務局内に会議や協議が出来るスペースがないため、専務理事室に会議机とホワイトボードを設置し使用している。

(5) 本団体所有の競技施設

所在地	取得の経緯・理由	現在の使用状況 (いつから)
隠岐郡隠岐の島町飯田64 (ヨット艇庫)	昭和57年島根国体開催にむけたヨット競技会場整備のため	昭和56年10月～
松江市八雲町熊野351 (ライフル射撃場)	県から管理業務委託を受けその後平成22年に無償譲渡を受ける	昭和56年11月～
雲南市大東町山王寺1695 (クレー射撃場)	昭和57年島根国体開催にむけた環境整備のために個人から当協会が買取	昭和55年10月～
大田市久手町波根西1757 (自転車競技場)	昭和57年島根国体開催にむけた環境整備のために当協会が県と協議の上建設	昭和56年6月～

* 上記施設の敷地はいずれも各市町村の所有地である。ライフル射撃場 (年間使用料約20万円) 以外は無償で使用している。」

(意見)

◎ 流動比率について

本団体の流動比率は165.4%である。このことは財務的に非常に優良な団体であることを示すとともに、余剰資金があるのではないかということも示している。本団体において、流動資産のなかに、単なる余剰資金ということではなく、何らかの用途 (例えば、本団体が所有する競技施設の修繕費など) を予定しているものがあれば、そのための特定資産として計上しておく方が団体の財務状況の実態をより反映したものとなる。

◎ 本部管理機能を有する事務室等の使用について

事務室等は本県の行政財産を使用しておりその使用料が免除されているということに鑑みれば、本部管理機能を維持するのに必要最小限の使用となるよう努めるべきである。また、専務理事室が会議スペースや応接室として日常的に使用されている実態があるのであればもはや専務理事のために専用の個室を用意する必要性自体がないのではないかと、そうであれば専務理事専用の個室を廃止してもよいのではないかとといったことも検討すべきである。

◎ 本団体所有の競技施設について

本団体所有の4つの競技施設はいずれも昭和56年、57年ころに取得したもので古く、今後、老朽化による修繕費の発生や増加が見込まれる。現に自転車競技場は平成29年度に75万円の修繕費が必要となった。

4つの競技施設はいずれも地元の競技団体や市町村等に管理を委ねている状況である。施設の利用料の徴収は管理を委ねている各団体が行っているが、収支相償の状況にあり、そのためその収益が本団体へ入るといった状況にない。

4つの競技施設はいずれも当該競技専用の施設であるため、他の競技での利用といった面で汎用性が乏しい (ただし、自転車競技場はバンク中央の広場にてグランドゴルフなどを実施している)。ライフル射撃場やクレー射撃場は相応の利用があるようである。ヨット艇庫は冬場の利用は

ほとんどない状況にある。

以上の事情を考慮すると、本団体がこれらの競技施設を引き続き所有し続ける必要があるのか、管理を委ねている団体や施設の敷地の所有者である市町村に譲渡することができないかについて検討することが望ましい。

4 事業

(1) 事業内容

ア 本県の平成31年度（令和元年度）の委託事業

① 広域スポーツセンター委託事業

総合型地域スポーツクラブ（地域住民により運営される地域密着型のスポーツクラブ）の運営の支援、生涯スポーツの啓発（島根県スポーツ・レクリエーション祭など）等を行う組織である広域スポーツセンターを運営する事業。なお、県内には総合型地域スポーツクラブが33団体ある。

② 国民体育大会派遣事業

国民体育大会への選手や役員の派遣のために必要となる参加申込みや現地での連絡調整などの諸事務を行う事業である。

③ 国民体育大会島根県予選運営事業

各競技の島根県予選を行うために必要な費用の助成、印刷物の準備などの諸事務を行う事業である。

④ 競技力向上対策事業

国体選手の練習会や中高生の遠征などの費用を助成したり、競技力の分析を行うなどの事業である。

⑤ 国民スポーツ大会開催準備事業

島根県で開催を予定する国民スポーツ大会の準備のために、選手強化や指導者養成の支援、スポーツ教室の開催に必要な費用の助成、競技団体が企画する競技体験会等の募集事務などを行う事業である。

⑥ 環境整備委託事業

クレー射撃場に簡易トイレを設置する事業である。

* 本団体が受託した本県からの平成31年度（令和元年度）の委託事業は全て随意契約（いわゆる1社随契）である。なお、随意契約理由は、要旨、競技団体や学校関係団体、日本スポーツ協会とのネットワークを有していること、指導者等の育成に努めていることなど、とのことである。

* 令和元年度の事務事業評価シートによれば、成果として国体中国ブロック予選を突破して本大会へ出場する競技があらたに4競技増えた、平成30年国体強化指定競技14競技のうち6競技で入賞があったということである。

* 本団体には競技力向上委員会というものが組織されており、外部有識者や本団体専務理事などで構成されている。この委員会で国体に派遣する選手の選考、各競技の国体等の大会での目標順位の設定などを行っている。

イ 自主事業

① 重点指導者県外研修派遣事業

優秀な成績を取めた選手の指導者の方を対象に実施する研修等の費用を助成（上限5万円）する事業である。

② トップコーチ養成事業

指導者を対象に専門家等招いて講演会などを実施する事業である。

(意見)

◎ 自主事業について

本団体の財政依存率は92.4%である。本団体が行う業務は、若干の自主事業はあるものの、本県からの指定管理業務と委託事業によってほぼ占められている。

本団体は、競技団体、市町村体育・スポーツ協会、学校教育団体のほか、いわゆるスポ少や地域スポーツクラブ、学校などとのつながりも有している点に特色があるので、この特色を生かして地域のスポーツ分野が抱える課題がないか関係者とともに発掘しこれを解決することを自主事業として実施すれば本団体の存在意義がなお一層強まるように思われる。例えば、近年は競技団体の役員の高齢化というものの課題になりつつあるようであるので、広域スポーツセンター委託事業において実施されているような団体運営（ガバナンス）に関する助言などを行うこともその一つである。

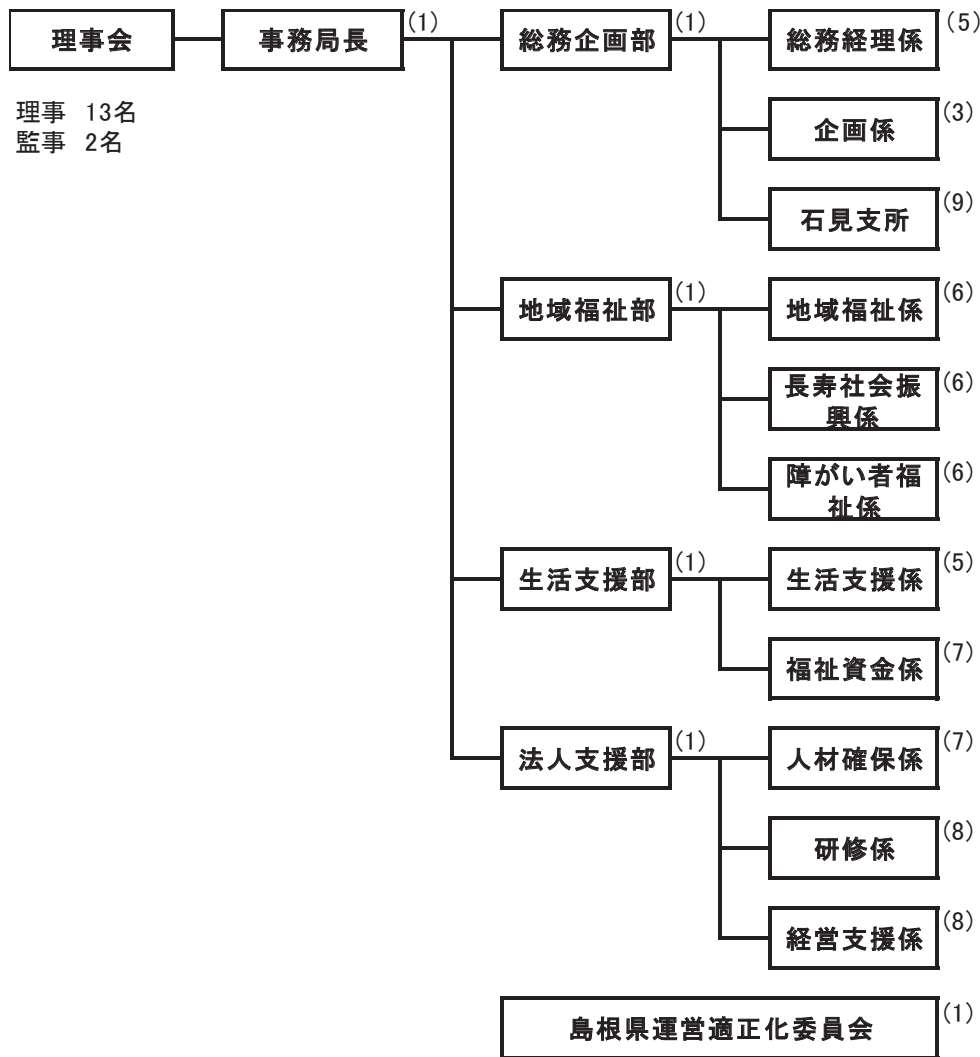
第17 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

1 団体の概要

所在地	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階								
所管課	健康福祉部地域福祉課	設立年月日	昭和27年6月9日（任意団体としては昭和25年12月17日に設立）						
設立目的	島根県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること								
事業内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (6) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 (7) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 (8) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (9) 共同募金事業への協力 (10) 島根県福祉人材センターの業務の実施 (11) 日常生活自立支援事業 (12) 生活福祉資金貸付事業								
役職員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
	人数	1	13	14	44	0	3	29	76
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	150,000			0			0.0%		

2 組織

(1) 組織図



※ () 内は人数

(2) 本県OB職員の採用状況

常務理事1名、職員3名が、県OBである。

県OB職員の前職は、現常務理事が①島根県監査委員事務局事務局長、職員のうち2名が②松江県土整備事務所主任、③島根県健康福祉部子ども・子育て支援課主任である。

(意見)

外郭団体は、いわゆる行政改革や民間活力の導入を推進する中で、行政組織を縮小しつつ、増大する行政ニーズに応えるために設立されてきた。

しかし、県の事業との円滑な連携のために、県のOBが外郭団体の役員や職員に就任すれば、特定の外郭団体が独占的に県の業務を受託するような事態を招き、市場原理による民間活力の導入という趣旨が没却される可能性がある。

また、特定の団体において、実質的トップのポストに県OB職員が就任することが常態化すれば、外郭団体の自立性自主性は失われ、プロパー職員の士気が下り、外郭団体の長所は失われてしまう恐れが大きい。

本団体について言えば、県OB職員の前職は、現常務理事が①島根県監査委員事務局事務局長、職員のうち2名が②松江県土整備事務所主任、③島根県健康福祉部子ども・子育て支援課主任である。

③は社会福祉に関わる業務の経験が本団体の業務に活かされることを期待されていると思われるが、①と②については、特に業務との関連は見出されない。

本団体に対するヒアリングによれば、①は社会福祉についての専門的な知識や経験よりも部局または施設の長としての経験に着目して、管理職としてのマネジメント能力を期待して採用しているとのことである。また、②及び③の職員については、県在職中に地域福祉課の監査スタッフの経験がある職員であることから、その知識と経験を業務に期待して採用したとのことである。

しかし、社会福祉協議会は、民間の立場から地域福祉を推進する団体として設立され、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持った民間非営利組織であることを特徴としている。

本団体が昭和27年に設立されており、勤務年数の長い経験豊富な正規職員も相当数在籍していることからすれば、少なくとも常務理事と支所長については、プロパー職員を登用するか、福祉施設運営の経験がある者を広く一般から公募すべきである。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				事業活動計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	148,816	流動負債	38,895	サービス活動増減の部	
現金及び預金	24,427	事業未払金	11,156	サービス活動収益	533,825
事業未収金	900	その他の未払金	23,486	会費収益	12,999
未収金	56,824	借入金	0	経常経費補助金収益	169,032
未収補助金	44,559	預り金	404	受託金収益	182,272
1年以内長期貸付金	21,826	職員預り金	3,850	事業収益	75,755
その他	279	固定負債	250,484	負担金収益	82,637
固定資産	3,367,922	長期運営資金借入金	0	その他の収益	11,130
基本財産	3,000	退職給付引当金	194,685	サービス活動費用	611,319
定期預金	3,000	退職共済預り金	55,800	人件費	277,653
その他の固定資産	3,364,922	負債合計	289,380	事業費	305,327
しまね長寿社会積立資産	1,207,938	基本金	150	事務費	17,529
福祉立国しまね積立資産	200,614	基金	1,472,989	その他の費用	10,810
財政調整化積立資産	181,676	国庫補助金等特別積立金	2,522	サービス活動外増減の部	
貸付事業積立資産	701,653	国庫補助金等特別積立金	1,454,976	サービス活動外収益	3,509
貸付金	737,917	その他の積立金	203,007	サービス活動外費用	0
その他	335,124	次期繰越活動増減差額	93,715	経常増減差額	-73,985
徴収不能引当金	0	純資産合計	3,227,359	特別増減の部	
資産合計	3,516,738	負債・純資産合計	3,516,738	特別収益	20,550
				特別費用	-48,255
				当期活動増減差額	-5,180

貸借対照表科目のうち、貸付金約737,917千円には、介護福祉士修学資金貸付金237,517千円、保育士修学資金貸付金414,812千円等が含まれる。

貸借対照表科目のうち、徴収不能引当金については、過去3年にわたって0円である。

(意見)

社会福祉法人会計の会計規程において、徴収不能引当金は、長期貸付金等の固定資産に計上されている債権について回収不能額を見積もったときの引当金をいい、この回収不能額には返済免除等

を含む。

本団体の介護福祉士修学資金貸付金等の修学資金貸付金は、介護福祉士等の養成施設に在学し、卒業後に島根県内の福祉施設等において介護等の業務に従事する者に対して、修学にかかる費用の一部を貸し付け、養成施設卒業後、県内で5年間以上指定施設等において福祉士等の業務に従事した場合に、貸付した修学資金の返還が全額免除される。

本団体の財務状態を正確に反映するために、各貸付金の徴収不能引当金を計上すべきである。

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	382.6%	流動比率=流動資産/流動負債
自己資本比率	91.8%	自己資本比率=自己資本/総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率=借入金/総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	-	管理費比率=管理費/(事業費+管理費)
事業費に係る人件費率	-	事業費に含まれる人件費/事業費総額
管理費に係る人件費率	-	管理費に含まれる人件費/管理費総額
総資本経常利益率	-2.1%	総資本経常利益率=経常利益/総資本
経常収支比率	87.9%	経常収支比率=経常収益/経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	69.2%	(補助金+負担金+指定管理料+委託料+借入金)/経常収益
受託事業収益率	33.9%	受託事業に係る収入/経常収益
補助金収益率	31.5%	補助金収入/経常収益

(3) 本県からの財政支出(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補助金	444,275	216,532	183,821
負担金		5,550	6,066
指定管理料			
委託料(指定管理料除く)	149,685	165,961	181,753
借入金			
合計	593,960	388,043	371,641
補助金(生活福祉資金)	24,293	24,293	189,015
合計	24,293	24,293	189,015

4 事業

(1) 委託事業

① 福祉人材センター事業

福祉の職場で働きたい人と人材を求める福祉施設との橋渡し役、保健福祉従事者研修事業の企画・実施、福祉・介護人材の定着支援を行う島根県福祉人材センターの運営

② あいサポート運動推進事業

障がい者に対して手助けや配慮などを実践するあいサポーターを養成するための研修実施や資料提供

- ③ 障がい者アート推進事業
県内の障がい者が創作したアート作品の作品展の開催等
- ④ 放課後児童クラブ指導員養成事業
放課後児童クラブ等の職員を対象とした研修の実施等
- ⑤ 地域生活定着支援事業
高齢又は障がいを有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う島根県地域生活定着支援センターの運営
- ⑥ 生活支援コーディネーター養成研修事業
ゴミ出し、買い物・通院等、日々の暮らしの困りごとや生きづらさを抱える人を、地域住民や住民主体の各種団体など地域で支える支え合い活動のコーディネーターを養成するための情報交換会、研修の開催等。
- ⑦ 生活困窮者自立促進支援事業
生活困窮状態から早期に抜け出すことを支援するために、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施する。

(2) 補助事業

本団体の補助事業のうち、総額500万円以上の事業は次のとおりである。

- ① 生活福祉資金貸付事業
低所得者等を対象に資金の貸付と必要な相談支援を実施
- ② 社会福祉事業助成費補助金事業
生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり、福祉施設経営指導事業、日常生活自立支援事業、福祉サービス苦情解決事業を実施
- ③ 介護福祉士修学支援資金貸付事業
介護福祉士の修学に必要な資金の貸付を実施
- ④ 明るい長寿社会づくり推進事業
島根県健康福祉祭の実施、及び島根県高齢者大学校の運営
- ⑤ 保育対策総合支援事業
保育士の修学資金等、保育事業に係る貸付の実施
- ⑥ 介護支援専門員実務研修事業
介護支援専門員の実務研修を実施

(3) 自主事業

- ① 法人運営事業
各種会議や法人運営等に係る事務事業の実施
- ② 団体給与事業
団体の人件費支出
- ③ 法人企画事業
市町村社協事務局長会議や職員研修の実施
- ④ 退職積立事業
職員の退職積立支出や退職金の支出
- ⑤ 退職共済会事業
福祉医療機構退職金の上乗せ給付をする退職制度の実施
- ⑥ 企画・広報事業

中期計画の策定・評価やしまね県民福祉大会の実施、本団体の広報事業の実施

⑦ 法人地域公益活動推進支援事業

社会福祉法人の地域公益活動の促進のためのネットワーク化や会議・セミナーの実施

⑧ 総合企画事業

社協トップミーティングやトップセミナーの実施

⑨ 災害支援対策事業

災害ボランティア隊の派遣など災害発生時等における被災地支援、市町村災害ボランティアセンター立ち上げ訓練支援事業の実施

⑩ 市町村社協経営支援事業

市町村社協職員研修等の実施

⑪ 子育て支援推進事業

食を通じた地域の居場所づくり推進セミナーや子ども食堂交流広場の実施

⑫ 新たな支え合いファンド助成事業

高齢者をはじめとする住民主体の活動団体の立ち上げまたは拡充等のための助成

⑬ ゆめいくワークサポート事業

障害者の自立支援を促進することを目的に、著作物利用料収入を原資として、県内の障害者就労支援事業所等に対し交付金を交付。山陰合同銀行、島根県と本団体の協働実施

⑭ しまねいきいきファンド助成事業

過去に助成したいいきいきファンド助成グループの活動実態調査等の実施

⑮ 自主研修事業

本団体独自の研修事業の実施

⑯ 権利擁護体制整備推進事業

地域における権利擁護の仕組みづくりの提案を行うための委員会や調査研究の実施

⑰ 入居債務保証支援事業

市町村社協が窓口となって実施する住宅確保支援を目的とした入居債務保証支援事業の実施

※ 生活困窮者自立促進支援事業（H29・30 自主事業、H31より委託事業）

※ ⑪ 子育て支援推進事業（H29・30 委託事業（放課後児童クラブ養成事業含）、H31より自主事業）

※ ⑯ 権利擁護体制整備推進事業（H30より自主事業）

5 本団体の問題点

(1) 本団体が他の福祉団体と締結している事務委任契約について

ア 本団体は、次の19団体と「福祉団体事務委任契約書」による事務委任契約（以下、「本件事務委任契約」という。）を締結している。

- ① 島根県民間社会福祉施設職員等共済会
- ② 島根県民間社会福祉事業従事者互助会
- ③ 島根県市町村社会福祉協議会会長会
- ④ 島根県民生児童委員協議会
- ⑤ 島根県ボランティア活動振興センター
- ⑥ (公財) 島根県老人クラブ連合会
- ⑦ 島根県身体障害者団体連合会
- ⑧ 島根県障害者社会参加推進センター
- ⑨ (公財) 島根県障害者スポーツ協会
- ⑩ 島根県心身障害児(者)親の会連合会

- ⑪ 島根県手をつなぐ育成会
- ⑫ 島根県知的障害者施設保護者会連合会
- ⑬ 島根県地域生活定差支援センター
- ⑭ 島根県福祉人材センター
- ⑮ 島根県社会福祉施設経営者協議会
- ⑯ 島根県保育協議会
- ⑰ 島根県老人福祉施設協議会
- ⑱ 島根県知的障害者福祉協会
- ⑲ 島根県児童入所施設協議会

イ この19団体のうち、本年度島根県包括外部監査の監査対象団体は、「⑨（公財）島根県障害者スポーツ協会」のみであるので、他の18団体については、当該団体の目的、組織、事業等は明らかではない。

ウ しかし、本報告書第3章4項で取り上げたとおり、「⑨（公財）島根県障害者スポーツ協会」（以下、「障害者スポーツ協会」という。）については、同団体が独自に採用する職員はおらず、同団体の事務は全て本件事務委任契約に基づいて本団体の職員4名が行っている。

（意見）

本団体が、本県の地域福祉の推進を図ることを目的としており、定款で「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」を事業として掲げていること、他の福祉団体が本団体に事務を委任することにより業務の効率化が図られることは理解できる。

しかし、本件委任事務契約によって委任される事務には、委任する団体の日常的な事務や補助的な事務だけではなく、同団体の基本方針等策定の支援に関することとして、事業計画及び予算の作成、事業報告及び決算に係る事務まで含んでいる。

本報告書第3章4項で述べたように、本団体と本件事務委任契約を締結している福祉団体（以下、「委任団体」という。）が独自に雇用する職員を持たず、事業計画、事業報告、予算、決算の作成まで本団体に委任している場合には、もはや委任団体の業務は本団体の業務の一部であるといっても過言ではなく、委任団体の独立性や存在意義が疑われる。

特に、本県が当該委任団体と随意契約で業務委託契約を締結している場合には、独立性や存在意義に疑義がある団体が、当該団体でなければ委託事業を遂行できないとして随意契約の相手方とすることができるのか、また本件事務委託契約による事務の委託が、県の承諾を要する再委託に該当するのではないかが検討されなければならない。

したがって、県は本団体が本件事務委任契約を締結している福祉団体とその契約内容を調査し、県とこれらの福祉団体との業務委託契約があれば、随意契約の場合にはその理由を充たすか、本件事務委任契約が適法かを検討すべきである。

（2）本団体の事務所の使用関係（行政財産の使用許可）について

ア 本団体はいきいきプラザ5階に事務所があるが、いきいきプラザは本県の行政財産であるから、本団体がこれを使用するには行政財産の目的外使用許可が必要となる。ところが、いきいきプラザの使用許可は「島根県社会福祉団体連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）なる任意団体に対して与えられている。

イ この連絡協議会は島根県福祉関係団体の効率的な運営を図り、合わせて団体間の連携を強化し、もって地域福祉の推進に資することを目的として設置されたものであり、本団体や社会福祉法人島根県共同募金会ほか、現在は28の団体で構成されている。連絡協議会の会長は本団体の会長が就き、当該行政財産使用許可の申請手続きその他の庶務は本団体が行っている。

ウ この連絡協議会の構成団体には、いきいきプラザに事務所を置く団体もあれば、そうでない団

体もあるが、連絡協議会名義でまとめて行政財産使用許可を得て、それがいきいきプラザに事務所を置く構成団体に割り振られて使用されているという運用がなされている。

エ 本団体に対するヒアリングによれば、連絡協議会名義でまとめて使用許可を申請するようになった経緯は必ずしも明らかではないが、昭和62年に連絡協議会が発足した当初は、本団体が当時の構成団体8団体全ての事務局または運営に関わっており、業務の効率化のために総合事務局体制をとって運営していたことから、使用許可についても事務の簡素化を図るためにまとめておこなうようになったと考えられるとのことである。

(指摘事項)

業務の効率化のために事務手続を簡素化するという目的は理解できる。

しかし、県が行政財産の使用を許可する場合は、原則として使用料を納付しなければならず、例外として、知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるときに減免が認められる建前になっている（行政財産の使用料に関する条例第2条、第4条3項）。

そして、建物の使用を許可する場合にその使用料が「当該使用に係る建物又はその部分の評価額に100分の6を乗じて得た額」を基準として定められることに鑑みると、知事が減免の必要性を検討するためには、使用の目的や用途に照らして、当該面積（数量）の使用料を減免することが公益に適うかが検討されなければならない。

実際に、行政財産使用許可申請書には、使用を希望する財産の使用数量（面積）、使用の目的または用途、使用料の減免を希望する場合にはその理由を記載する欄がある。

しかるに、上記のように業務内容や規模の異なる複数の団体が、連絡協議会名義でまとめて行政財産の使用許可及び使用料の減免を受けるのであれば、行政財産の使用料の減免を知事の判断にかからしめた法の趣旨に反する。

したがって、県は、行政財産の使用許可について、申請者の使用目的に照らして必要な面積を許可するという基準を明確にしたうえで、本件連絡協議会に対する使用許可については、いきいきプラザを使用している構成団体に対し個別に許可を申請するよう求めるべきである。

第18 一般社団法人 しまね縁結びサポートセンター

1 団体の概要

所在地	島根県松江市殿町8-3タウンプラザしまね2F								
所管課	健康福祉部子ども・子育て支援課	設立年月日	平成28年4月1日						
設立目的	少子化の進行が島根県の将来に与える社会的影響の大きさに鑑み、その進行に歯止めをかけ活力ある社会を創りあげるため、結婚を望む独身男女の出会い、結婚の支援を行うこと								
事業内容	(1) 結婚に関する相談等を実施すること (2) 縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー（以下「はっぴこ」という。）」に関すること (3) 出会いイベント等の企画・実施及びこれらの事業の委託を受けることに関すること (4) 市町村・企業等と連携した結婚支援対策の実施に関すること (5) 情報の収集・発信に関すること (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと								
役員数(人) (令和2年8月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	正規職員	うち本県派遣職員	うち本県OB職員	非正規	総数
人数		1	14	15	4	2	2	7	11
出資状況 (出捐状況)	本団体の総出資額 (基本財産の総額) (千円)			本県の出資額 (千円)			総出資額に占める 本県の出資額の割合(%)		
	-			0			0%		

2 組織

(1) 組織図

役員15名、職員11名

【松江センター】

- ◎ センター長(県OB) 1名
- 事務局次長(県派遣職員) 1名
- 主任(県派遣職員) 1名
 - 事務スタッフ 1名
 - コーディネーター 4名
 - 臨時職員 1名

【浜田センター】

- ◎ 所長(県OB) 1名
- コーディネーター 2名

(2) 本県OB職員、派遣職員

常務理事(職員である事務局長・松江センター長を兼ねる)及び浜田センター所長が県OB職員である。常務理事(県OB)の前職は、総務部東部県民センター所長であり、本団体の業務である独身男女の出会いと結婚の支援との関連性はない。

本団体の職員11名(うち1名は常務理事を兼ねる)のうち、正規職員は4名であり、そのうち県OB職員が2名、県派遣職員が2名である。プロパーの職員はいない。

(意見)

本県から職員の派遣2名を受けているが、原則として外郭団体等への県職員の派遣は団体の独立性に反するため、特別の必要性がある場合に限られるべきである。

この点、本団体の事業である縁結びボランティア「はぴこ」を通じた結婚支援事業は、当初は県が直営でおこない、県内諸団体の連絡協議会が支援する形で運営されていた。それが、平成28年に本団体が設立されたことにより本団体に引き継がれたが、その引き継ぎを円滑におこなうために県職員の派遣を受けることには一定の合理性があったものと思われる。

しかし、設立から4年が経過したのであるから、県は本団体へ職員2名を派遣することの理由と、派遣期間（派遣の終了時期）を明確にすべきである。

3 財務

(1) 令和元年度 財務諸表

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
流動資産	12,130	流動負債	12,130	経常収益	70,229
現金及び預金	11,219	未払金	11,124	経常費用	70,888
未収金	828	未払消費税等	1,006	事業費	55,102
前払費用	83			役員報酬	0
固定資産	10,110	固定負債	0	給与・賃金	21,121
特定資産	8,599			賞与	0
ソフトウェア	8,599	負債合計	12,130	法定福利費	4,457
その他固定資産	1,511	指定正味財産	8,599	その他	29,524
什器備品	1,291	受取補助金	8,599	管理費	15,786
ソフトウェア	219	一般正味財産	1,511	役員報酬	185
		正味財産合計	10,110	給与・賃金	5,070
資産合計	22,240	負債・正味財産合計	22,240	賞与	0
				法定福利費	1,195
				その他	9,335
				当期経常増減額	-659
				経常外収益	0
				経常外費用	0
				当期一般正味財産増減額	-659

(2) 令和元年度 財務比率

【安全性分析指標】

流動比率	100.0%	流動比率 = 流動資産 / 流動負債
自己資本比率	45.5%	自己資本比率 = 自己資本 / 総資本
借入金依存率	0.0%	借入金依存率 = 借入金 / 総資本

【収益性・効率性分析指標】

管理費比率	28.6%	管理費比率 = 管理費 / (事業費 + 管理費)
事業費に係る人件費率	46.4%	事業費に含まれる人件費 / 事業費総額
管理費に係る人件費率	40.9%	管理費に含まれる人件費 / 管理費総額
総資本経常利益率	-3.0%	総資本経常利益率 = 経常利益 / 総資本
経常収支比率	99.1%	経常収支比率 = 経常収益 / 経常費用

【自立性分析指標】

財政的依存率	96.9%	(補助金 + 負担金 + 指定管理料 + 委託料 + 借入金収入) / (経常収益 + 経常外収益 + 借入金収入)
受託事業収益率	45.6%	受託事業に係る収入 / 経常収益
補助金収益率	48.0%	補助金収入 / 経常収益

本団体の本県への財政的依存率は、過去3年間を通じてほぼ100%であり、依存率は極めて高い。

(3) 本県からの財政支出 (単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
補助金	33,695	49,411	33,681
負担金	894	2,516	2,315
指定管理料	0	0	0
委託料 (指定管理料除く)	31,129	26,537	32,037
借入金	0	0	0
合計	65,717	78,464	68,033

管理運営費補助金について

ア 補助金交付の目的)

少子化の大きな要因の一つである未婚・晩婚化が進む背景には、若い世代の意識の変化や、地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいの希薄化や、独身男女に対するお見合いや出会いの場の減少など、社会構造の変化がある。

このため、若い世代の結婚したいという希望をかなえるため、行政、農林関係団体、商工関係団体及びボランティア団体などが連携して取り組むしまね縁結びサポートセンターの管理運営に要する経費を補助することを目的としている。

イ 補助金交付の対象

本団体の給与費、福利厚生費、福利環境整備費 (退職手当引当金)、旅費、庁費が対象である。

4 事業

(1) 事業内容

ア 事業内容の概要

当該団体の事業内容は次のとおり分けられる。

- ① 結婚支援強化事業
- ② コンピューターマッチングシステム事業
- ③ 出会いイベント等事業
- ④ 多様な広報媒体によるPR強化事業
- ⑤ 企業等と連携した出会いの場の提供事業
- ⑥ 県外在住者に対する結婚支援事業
- ⑦ 市町村が実施する結婚対策の支援

イ 事業内容の分析

(ア) 本団体の事業の中核は、縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー (愛称：はぴこ)」の募集・研修・支援と、コンピューターマッチングシステム「しまこ」の運営である。

(イ) 「はぴこ」は本団体で研修を受け、登録している縁結びボランティアである。本団体は、利用者の結婚相談に応じるとともに、希望者に「はぴこ」を紹介する。「はぴこ」が申込者と面談のうえ、本団体の入会者の中から見合い相手を探して、相手のはぴこと連絡を取り合い、お見合いの日程や場所を調整。お見合いにも立ち会う。

本団体の縁結び活動の特徴は、原則、会員全員に担当の「はぴこ」がいて、会員同士が初めて対面する（お見合いする）ときには、担当はぴこを含めて4人で会うという形でサポートするので安心感があること、ボランティアが主体で申込料や相談料が無料でありお金が掛からないこと、県としても本団体が営利団体でないので補助金や委託費が出しやすいことなどである。

(ウ) 「しまコ」はコンピューターを使ったマッチング（お相手探し）システムである。他の民間業者のコンピューターマッチングシステムではマッチング（お相手探し）がスマートフォン等を使って自宅でもできるのに対し、「しまコ」の特徴は、会員登録は自宅でスマートフォンやパソコンのビデオ通話アプリを通じてできるものの（リモート登録）、マッチング（お相手探し）は本団体事務所または本団体と提携する市町村会場あるいは特設会場にある「しまコ」専用端末を用いなければならないことである。そして、会員登録後に最初に「しまコ」を利用する時には本団体職員から、「しまコ」を利用する際の秘密保持やマナーなどの注意点について説明を受けなければならないし、専用端末を利用する際には同伴者の入室が許されず、手荷物も預けなければならない。

これは、一方では同システムを利用する時間と場所が制限されるというデメリットではあるが、他方では会員の登録情報が他人に漏れる心配がなく安心感があるという大きなメリットにもなっている。

また、「しまコ」でマッチングされたお相手と、初めて対面（お見合い）をする際には、本団体の研修を受けた縁結びボランティア（しまコサポーター）が立ち会い、その後の会員の相談相手にもなる。

このように、「しまコ」には、他の民間業者のコンピューターマッチングシステムよりも情報漏洩の恐れが少なく、サポーターによるサポートもあって安心であり、入会登録料（2年間有効）が1万円掛かるが他の民間業者には入会金等が10万円前後、月会費が1万円前後掛かるものがあることと比較すれば低料金であるという特徴がある。

ウ 事業実績

	H28	H29	H30	R1
はぴこ登録者数（累計）（単位：人）	211	232	247	237
本団体の相談者登録数（累計）（単位：人）	1621	1624	1891	1873
「しまコ」の登録者数（単位：人）			239	425
本団体主催または 地区はぴこ会主催のイベント開催数（単位：回）	70	91	82	60
本団体を通じた結婚数（単位：件）	66	101	105	115
本団体を通じた結婚数（単位：組）	44	71	75	80
（参考値）本県内婚姻件数（単位：組）	2753	2662	2672	2625

本団体の事業の特徴である、縁結びボランティア「はぴこ」の登録者数は本団体が法人化する前である平成20年度は70人足らずであったが、現在は250名に達している。

また、本団体への相談と利用申込み（登録）者は累計で1500人に達している。

「はぴこ」や「しまコ」、各種のイベントなど本団体を利用して結婚した組数は、近年でも少しずつ増加しており、令和元年度は80組であった。

5 本団体のあり方について

(意見)

(1) 本団体の事業の特色である「はぴこ」による結婚支援事業は、平成19年に本県の事業とし

て始まり、平成27年11月27日に「しまね縁結びサポートセンター」は設置され、平成28年4月1日に県内の民間企業や各種団体、県で構成する「一般社団法人しまね縁結びサポートセンター」が設立された。

事業実績で見るとおり、本団体が結婚を望む独身男女の出会いと結婚の支援に一定の役割を果たし、成果をあげていることが認められる。

- (2) しかし、本団体の本県への財政的依存率がほぼ100%であり、年7000万円近い県費が使われていることからすると、本団体の事業の特色を活かしながら、できる限り経費を節約していくことが求められる。

- (3) 本団体の事業の特色は、ボランティアである「はぴこ」が利用者（登録者）の結婚活動を支援し、その「はぴこ」の活動を本団体の職員が支援するところにある。そして、本団体の職員の中でも、直接に利用者の出会い・結婚の相談に対応し、「はぴこ」との連携・調整に関する事務をおこなっているのはコーディネーターと呼ばれる5名の準職員である。

準職員は準職員就業規則により雇用期間は1年を超えない期間（ただし更新する場合がある）と定められており、給与は月額20万円以下である。

このようにコーディネーターが正職員でなく雇用期間が原則1年に限られているのでは、結婚支援について本団体が経験値を積み上げていき、専門性を高めていくということができない。結婚支援活動は、面談等により申込者から結婚に関する希望を聞き取り、申込者の長所を見つけてその上手な表現を促し、または短所を見つけて改善を論し、条件と相性の合う相手マッチングし、お見合いの場に立ち会って当事者が落ち着いて話をする手助けをし、お見合いの後にも申込者の感想を聞き出して助言するなど、総合的な活動である。これに携わる者には熱意と感性も必要だが、経験の積み重ねにより磨かれていく面が大きい。

しかるに、コーディネーターが正職員でないのでは、この経験を積み重ねることが困難である。したがって、本団体が経験を積み重ねて専門性を高めるためには、コーディネーターを正職員にすることを検討すべきである。これは、本団体が平成28年4月の設立から令和3年3月で5年になることと、準職員就業規則において通算契約期間が5年を超える従業員は契約期間の定めのない労働契約（いわゆる無期労働契約）への転換を申し込むことができるとされていることから検討を要する。

- (4) 他方で、経費の節約の検討も必要である。

本団体の正職員4名のうち2名は県OB職員であり、それぞれ本団体のセンター長と浜田センター所長の地位にある。センター長の前職は総務部東部県民センター所長であり、男女の出会いの創設や結婚の支援という本団体の事業と特段の関連性がないのであるから、県在職中に得た専門性を本団体の業務に活かすことはできない。

本団体ではセンター長が常務理事を務めているため、結婚支援業務の経験よりも、組織運営の経験を求めるということもあろう。

しかし、職員総数が11名という本団体の現状にあっては、役員であっても常勤で業務執行に携わる者には、結婚支援業務そのものについての専門性が求められる。前述のコーディネーターの正職員化と合わせて考えれば、コーディネーターとして経験を積んだ者が、正職員になっていずれは管理職であるセンター長、経営の一翼を担う常務理事に就くというあり方を検討すべきである。

- (5) また、浜田センター所長の職務は「浜田センターの総括に関すること」「市町村及び企業との連携・調整に関すること」とのことであるが、浜田センターのコーディネーターが2名ということからすれば、浜田センターの総括事務（管理職）が必ずしも必要とは考えられない。松江にいるセンター長が兼務することを検討すべきである。

第4章 監査を終えて（謝辞）

本監査においては、鳥根県の外郭団体と財政的援助団体の中から18団体を選んで、これらの団体と県との関係、団体の事業等が適正なものであるかを対象として監査を行った。県の行政サービスが県民の生活のあらゆる分野にわたっていることに対応して、外郭団体等の事業は実に多岐にわたっており、対象団体の事業を理解するためには、まず対象団体の所管課から県の事業と団体の事業について説明を受ける必要があった。資料を準備し、時に極めて専門的な事業について丹念に説明をしてくださった地域振興部しまね暮らし推進課、環境生活部文化国際課、同スポーツ振興課、農林水産部林業課、同農畜産課、同農業経営課、同水産課、土木部土木総務課、同建築住宅課、総務部総務課、教育庁学校企画課、環境生活部廃棄物対策課、健康福祉部健康福祉総務課、同地域福祉課、同子ども・子育て支援課（順不同）の各担当者の皆様に厚く御礼を申し上げたい。

また、業務で多忙のところを、質問に回答し、現地視察に対応してくださった監査対象団体の各担当者の皆様にも感謝の意を表したい。

少子高齢化の進行とこれによる県の財政規模の縮小によって、これまでも県は外郭団体等の自主的な経営努力を促すとともに、団体の統合・解散、人員の削減等団体のスリム化などあり方について見直しを進めてきた。2020年からの新型コロナウイルスの世界的蔓延とこれによる景気後退によって、この見直しを一層進める必要性が高まっている。

最後に、監査委員事務局の担当者の皆様、総務部人事課、出納局の担当者の皆様、補助者としてご協力いただいた森脇俊樹先生、周藤智之先生、中川修一先生、坂川宣子様のご協力に対し、深く感謝を申し上げます。

【令和2年度 包括外部監査日程表】

日にち	内容
令和2年4月23日	内部協議
令和2年5月8日	内部協議
令和2年5月12日	内部協議
令和2年5月21日	内部協議
令和2年6月2日	内部協議
令和2年6月9日	内部協議
令和2年6月17日	内部協議
令和2年6月19日	内部協議
令和2年6月23日	内部協議
令和2年7月3日	内部協議
令和2年7月10日	内部協議
令和2年7月16日	内部協議
令和2年7月21日	内部協議
令和2年7月27日	内部協議
令和2年8月5日	内部協議
令和2年8月24日	内部協議
令和2年9月2日	内部協議
令和2年9月10日	内部協議
令和2年9月18日	内部協議
令和2年9月25日	ヒアリング、書類監査（子ども・子育て支援課）
令和2年9月28日	ヒアリング、書類監査（農畜産課）
令和2年10月5日	ヒアリング、書類監査（建築住宅課・スポーツ振興課）
令和2年10月6日	ヒアリング、書類監査（総務課）
令和2年10月7日	現地調査（しまね縁結びサポートセンター）
令和2年10月12日	ヒアリング、書類監査（廃棄物対策課・地域福祉課）

日にち	内容
令和2年10月15日	ヒアリング、書類監査（健康福祉総務課・農業経営課・島根県障害者スポーツ協会）
令和2年10月19日	現地調査（島根県畜産振興協会）
令和2年10月20日	ヒアリング、書類監査（文化国際課）
令和2年10月22日	ヒアリング、書類監査（土木総務課・建築住宅課・島根県育英会）
令和2年10月26日	ヒアリング、書類監査（土木総務課）、現地調査（しまね農業振興公社）
令和2年10月28日	ヒアリング、書類監査（スポーツ振興課・水産課）現地調査（島根県社会福祉事業団）
令和2年11月5日	ヒアリング、書類監査（しまね暮らし推進課）現地調査（しまね文化振興財団・島根県建築住宅センター）
令和2年11月6日	現地調査（しまね国際センター）
令和2年11月10日	ヒアリング、書類監査（林業課）現地調査（島根県環境管理センター）
令和2年11月13日	ヒアリング、書類監査（島根県水産振興協会）現地調査（島根県建設技術センター）
令和2年11月17日	現地調査（島根県社会福祉協議会）
令和2年11月20日	現地調査（ふるさと島根定住財団・島根県林業公社）
令和2年11月26日	現地調査（島根県土地開発公社・島根県体育協会）
令和2年11月27日	現地調査（島根県住宅供給公社）
令和2年12月7日	内部協議・報告書検討
令和2年12月21日	ヒアリング（出納局）
令和2年12月25日	内部協議・報告書検討
令和3年1月22日	内部協議・報告書検討
令和3年2月4日	内部協議・報告書検討
令和3年2月17日	内部協議・報告書検討
令和3年3月1日	監査委員への報告
令和3年3月15日	知事報告
令和3年3月16日	正副議長報告

※上記の他、各自で報告書作成などを行っている。